

情報活用研修テキスト

情報モラル

岩手県立総合教育センター

目次

第1章 「情報モラル」とは何か	1
第2章 コンピュータを利用した授業を始める前に	4
1 組織、運用規定の整備や利用規定の遵守	4
(1) 校内組織、体制づくり	4
(2) 規定の整備	4
2 「コンピュータ室のきまり」の作成	6
3 「情報モラル指導計画」の作成	8
(1) 指導計画の作成にあたって	8
(2) 指導内容について	9
(3) 指導計画の作成例	12
第3章 情報収集・発信場面での情報モラル	15
1 Webページ閲覧上の留意点	15
(1) 有害情報への対応	15
(2) Webページの利用	18
(3) Webページの閲覧に関する問題事例	19
2 情報検索で指導すべき情報モラル	21
(1) 情報の質の問題	21
(2) 有害情報に出会ってしまった場合の対処法	22
(3) ファイル共有（交換）ソフトについて	23
3 個人情報について	23
(1) 個人情報とは	23
(2) 我が国の個人情報保護への取り組み	24
(3) 個人情報について参考となるWebページ	24
(4) 肖像権について	25
4 情報の発信について	25
(1) 学校のWebページについて	25
(2) ブログについて	26
5 インターネットについて	26
(1) ネット倫理	27
(2) ネット上の様々な人々	27
第4章 コミュニケーション場面での情報モラル	29
1 ネットケット（ネットワーク・エチケット）	29
2 メーリングリスト	33
3 電子メールの送信	33
(1) 記入上の留意点	33

(2) 添付ファイル	35
4 電子メールの受信	36
(1) 添付ファイル	36
(2) メール返信	36
5 電子メールの利用に関する問題事例への対応	37
(1) 迷惑メールへの対応	37
(2) デマメールへの対応	37
6 掲示板の利用について	38
7 携帯電話の利用について	39
(1) 携帯電話のマナー	39
(2) トラブルへの対応	39
8 相手への配慮	40
(1) インタビューへなどの留意点	41
(2) 写真撮影のマナー	41
第5章 著作権についての情報モラル	43
1 著作権について	43
(1) 著作権とは	43
(2) 著作権制度の概要	43
(3) 著作物の利用	44
2 授業における著作権の制限について	45
3 引用や著作権処理について	47
(1) 引用について	47
(2) 著作権処理について	47
(3) 著作権についての問い合わせ先	48
4 自由利用マークについて	49
第6章 指導者として知っておきたいこと	50
1 学校におけるデジタルデータの管理について	50
(1) 現状について	50
(2) データの管理方法	50
2 セキュリティへの配慮	50
(1) コンピュータウイルス	51
(2) ウイルスへの対策	51
(3) 「アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること」について	53
(4) 「セキュリティパッチをあてること」について	59
(5) 不正アクセス	60
(6) なりすまし	60
3 健康への配慮	62
(1) 人間関係の希薄化	62

(2) 仮想現実問題	-----	63
(3) 身体に与える影響	-----	63
(4) ゲーム脳	-----	64
4 問題発生時の対応	-----	64
(1) 家庭との連携	-----	64
(2) 学校における対応	-----	64
(3) 相談機関	-----	67
付録1 著作権法（抜粋）	-----	69
付録2 承諾書	-----	78
付録3 保護者向け説明資料	-----	81
付録4 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-----	83
付録5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	----	86
付録6 岩手県個人情報保護条例（抜粋）	-----	90
付録7 いわて教育情報ネットワーク管理運営要綱	-----	95
付録8 いわて教育情報ネットワーク整備端末等管理要領	-----	98
付録9 いわて教育情報ネットワークセキュリティーポリシー	-----	99
資料1 著作権法に関する確認問題	-----	107
資料2 情報モラルに関するクイズ	-----	110
資料3 授業実践例	-----	114

第1章 「情報モラル」とは何か

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度

平成14年6月 文部科学省「情報教育の実践と学校の情報化」より

情報化の進展に伴い、私たちの暮らしはとても便利になりました。総務省によると、2005年12月末における携帯電話の契約数9017万7700件で、全人口に対する普及率は、70.6%となっています。多くの人たちは、携帯電話をWebサイトの閲覧、電子メールの送受信や記録写真の撮影等、音声通話のみならず情報端末機器として利用しています。

2004年4月の内閣府の発表によると、主要耐久消費財の世帯普及状況は右表のとおりで、ほとんどの家庭に携帯電話があり、半分以上の家庭にはパソコンがあるという状況です。家庭では、これらを用いることで、いわゆる情報化の「光」の部分の恩恵を享受した暮らしをおくっています。しかし、有害な情報、コンピュータやネットワークの不正利用、プライバシーの問題、著作権の侵害等新たな社会的問題も発生し、子どもたちに様々

主要耐久消費財の世帯普及状況

耐久消費財名	世帯普及率
携帯電話	85.1%
パソコン	65.7%
デジタルカメラ	51.8%
DVDプレーヤー	35.4%

な悪影響を与える情報化の「影」の部分の問題が指摘され情報モラルの指導が急務となってきました。

さて、それでは情報モラルとは何でしょうか。「情報モラル」という言葉は教育界で使われ始めた造語です。教育界においては昭和40年代の情報処理教育に始まり、昭和60年には情報化に対応した人材の育成が提言されました。この時点では「マイナスの要因に教育がどう対応すべきか」という表現でしたが、昭和61年には「情報化の光と影への対応」となり、昭和62年の臨時教育審議会最終答申で「情報モラル」という言葉が使われました。

第三章 第五節 情報化への対応のための改革

1 情報モラルの確立

情報化社会においては、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分に認識し、将来を見込んだ新しい倫理・道徳の確立、新しい常識の確立、情報価値の認識の向上など情報の在り方についての基本認識 「情報モラル」を確立する必要がある。

(昭和62年 臨時教育審議会最終答申より)

当時は、家庭用ゲーム機が普及し児童生徒が夢中になり始めた時期でした。学校には生徒用のコンピュータがようやく導入され始めた段階で、児童生徒はもっぱら情報の受け手に終始していました。

その後、インターネットが普及し、「情報モラル」についても平成8年の第15期中教審第一次答申では、「プライバシーの保護や著作権についての正しい認識」、「ハッカーをゆるさない」など、より具体的に表記されるようになりました。さらに平成12年3月文部省による高等学校指導要領解説情報

編では、情報モラルを次のように定義しています。この定義は、平成14年6月文部科学省「情報教育の実践と学校の情報化」にも明記されています。

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度

(平成12年3月 文部省「高等学校指導要領解説情報編」より)

教育工学事典(日本教育工学会編)には、「情報を送受信する際を守るべき道徳」と、情報技術用語大事典(オーム社編)には、「情報処理、情報通信における倫理観のこと。たとえばインターネットなどに代表される情報社会での著作権問題、エチケットやマナーにおける常識などをさす。」と表されており、コンピュータの世界に関わることであることが分かります。

これに対し、「情報倫理」(information ethics)という言葉があります。「情報倫理概論1995年版」(私立大学情報教育協会)によると、「情報化社会において、われわれが社会生活を営む上で、他人との衝突をさけるべく、各個人が最低限守るべきルール」とされており、ほとんど「情報モラル」と同じように考えても良いのですが、「情報倫理」の場合は医療や行政における情報開示の問題等コンピュータとあまり関わらない側面も持っていますし、「ルール」と規定されることにより、一般的に言うモラルに比べて「守るべきこと」という印象が強くなっています。そして何より行為の倫理であり、人間性が問題にされるのではなく、行為又は結果のみが問われるのです。

情報モラルはこの「情報倫理」の側面に加えて、「道徳」の側面を兼ね備えています。情報モラルの中には社会的責任の部分と道徳的責任の部分があります。例えば、ウイルスに感染してしまって自分のコンピュータから他人のコンピュータにウイルスを広げてしまったケースのように、無知ゆえに起こしてしまった間違いであっても許されない場合があります。これは、社会的責任があるためと言えます。また、インターネットにおける匿名性は利用する人間に対して大きな誘惑となり、一般生活ではしないような、言わないようなこともしてしまいがちになります。そこには誘惑に負けない自己の育成が必要であり、情報モラルの教育は道徳教育の成功如何と無関係ではないと言えます。このことが情報モラルの確立を容易でないものになっているのです。

今後ますます発展する情報化社会を考えると、社会全体で情報モラルの教育をしなければなりません。事実、企業ではこの動きが進んでいますが、内容は「情報倫理」的であり、道徳性を含めた情報モラルの教育は学校や家庭に委ねられています。しかし、児童生徒の保護者が育ってきた時代には、まだ情報モラルの考え方はなく、特別に学んだ人でなければ子供たちに指導できる方々は多くはないと予想することができます。それゆえに、学校の責任は大きいと言えますし、教育の情報化の取り組みと一体であると言えます。

情報モラルの教育は、情報化社会の中で自己を磨き、より良く生きる方法を学ぶことであり、現代における人格の完成と深く関わっているという認識を持ち、対処療法的な指導に止まらず、「生きる力」を培うために広い視野で確実に取り組まなければならないことであるとの認識で全校種で取り組む必要があります。

小、中、高等学校の学習指導要領における「情報モラル」という用語の記載は次のとおりです。

学習指導要領における「情報モラル」

校 種	教 科	記 述
小学校		記述なし
中学校	技術・家庭	<p>情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、<u>情報モラル</u>の必要性について考えること</p> <p>(インターネット等の例を通して、個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと)</p>
高等学校	普通、情報	各科目の指導においては、内容の全体を通して <u>情報モラル</u> の育成を図ること
	情報 A	情報の収集・発信における問題点
	情報 B	情報技術における人間への配慮 情報技術の進展が社会に及ぼす影響
	情報 C	情報の収集・発信と個人の責任 情報化の進展と社会に及ぼす影響
	専門、情報	<p>高度情報通信社会のモラル</p> <p>(高度情報通信社会を主体的に生きるための個人及び産業人としての在り方、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任などの<u>情報モラル</u>の必要性及び情報のセキュリティ管理の重要性について理解させること)</p>
	専門、家庭 専門、福祉	<p>高度情報通信社会と生活産業 <u>情報モラル</u>とセキュリティ</p> <p>高度情報通信社会と福祉サービス <u>情報モラル</u>とセキュリティ</p> <p>(個人のプライバシーや著作権の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの<u>情報モラル</u>及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について理解させること)「家庭」、「福祉」に共通</p>

小学校に記述はありませんが、情報活用能力の育成という大きな視点で取り組むべきですし、インターネットの利用を行う場合には避けては通れない問題との認識が必要です。

第2章 コンピュータを利用した授業を始める前に

1 組織、運用規定の整備や利用規定の遵守

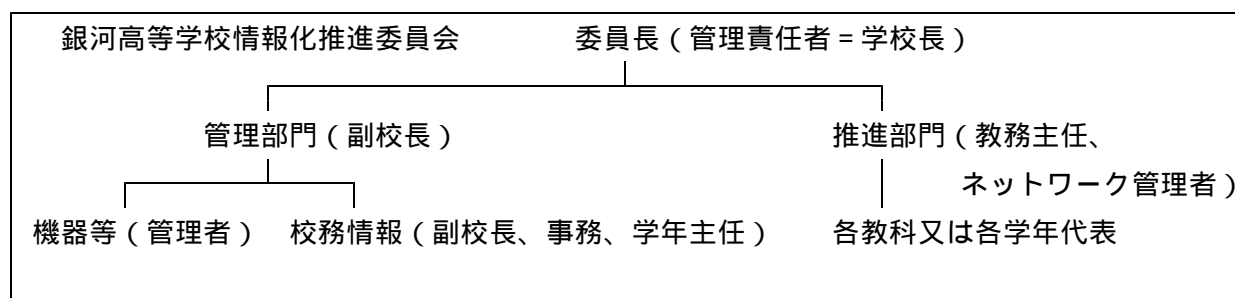
(1) 校内組織、体制づくり

学校として利用する以上、学校としての社会的責任があることを認識しなければなりません。そして、責任を果たすためにきちんと機能する組織が必要です

子どもたちの学習活動において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の適切な活用を図るには、情報教育全般に対応できるような校内組織を校務分掌に設ける必要があります。

それが、学校長を長とし、コンピュータ室の管理者や学校ネットワーク管理者、事務職等を含めて組織する委員会(コンピュータ委員会、情報化推進委員会等名称は様々考えられます)です。

ほぼ全ての学校がネットワークに繋がっていることを考えると、この委員会で扱う内容は、単にコンピュータの利用に止まらず、学校の中にある取り出し可能なあらゆる情報の取り扱いを含むこととなりますから、難しいかもしれませんが事務職員の参加も必要となります。



上図は、委員会の組織の一例です。Web ページで情報発信をしたり、学校として情報教育に取り組んでいる学校は、推進部門が変わってくると思いますが、委員名を羅列するだけでなく担当を明記しておく必要があります。また、担当者が一人だけで、実質的な仕事をすべてやらなければならないとしたならば、何も進まなくなってしまいます。

(2) 規定の整備

組織としてどのように使うのかの説明が各規定であり、組織に属する全ての人がこれを遵守するよう努めなければなりません

インターネットの安全で効果的な活用を図るためには、運用規定の策定が重要となります。運用規定は、個人情報の保護や情報の受発信、著作権等の問題にも触れ、子どもたちの健全で安全な利用を図るために整備するものです。

運用・管理に関する規定において備えるべき内容

- ・運用管理者、取り扱い責任者の設置と職務
- ・個人情報の保護について
- ・情報の活用と保護について
- ・災害及び障害発生時の対策
- ・過失及び不正アクセス・ウイルス対策
- ・インターネット等の利用について
- ・コンピュータの利用状況の把握と報告

策定においては、教育委員会が管理運用の原則を示し、各学校が校内運用基準を作成する場合があります。そのような場合は Web ページの開設やテレビ会議の利用等の際には学校独自

に判断せず、教育委員会に相談する必要があります。学校における運用・管理する規定において、備えておくべき内容は概ね前ページの最後に掲げましたが、見直しの機会には「いわて教育情報ネットワーク管理運営要綱」(巻末付録7)、「いわて教育情報ネットワーク整備端末等管理要領」(巻末付録8)も参考にしてみてください。

特に個人情報の保護ならびにデータの管理については、気をつける必要があります。

児童生徒の個人情報データについては管理責任者が一括して管理し、データをネットワーク上のPCや個人のPCに記憶させたり校外に持ち出してはいけません

ということを基本にして欲しいと思います。最近、様々な個人情報の漏洩が社会的に問題になっていますし、以前と違って指導要録をワープロで作成する等、学校における様々な情報のデジタルデータ化が進んでいます。児童生徒名簿や成績、指導要録、調査書等のデータは、FDやMOディスク、CD-R等書き込んで金庫に管理することをお勧めします。

次に利用規定の策定が必要になります。まず一番に掲げなければならないことは、

学校のPC及びネットワーク環境は、学校教育のために設置されたものであり、児童生徒の学習ならびに校務の迅速な処理のために利用されなければなりません

ということです。つまり、教師も児童生徒も学校のコンピュータやネットワーク(インターネットを含む)は学校教育活動のためにのみ利用できるものであって、個人的な目的で利用してはいけません。このことを徹底することは、個人情報の保護やセキュリティの向上にも繋がります。

次からは「いわて教育情報ネットワークセキュリティポリシー」(巻末付録9)に沿って説明したいと思います。現在、いわて教育情報ネットワークに接続している県立学校と一部の小・中学校は、この「いわて教育情報ネットワークセキュリティポリシー」に沿って各規定を整備しています。

ネットワーク全般の中で大切なことは、学校内の組織のこと、問題が発生した場合の対応の手順、環境整備と健康への配慮、そして校内ネットワーク管理者の仕事についてです。「いわて教育情報ネットワークセキュリティポリシー」を見てもらうと分かりますが、かなり大変な業務です。コンピュータと言うより、ネットワークに精通した人が望まれますが、全ての学校にそのような人材がいるわけではありません。何人かで業務を分担することも考えたほうが良いでしょう。

最低限、物品やコンピュータ室の管理、情報の管理、利用指導の三点は必要かと思えます。

次に「インターネット利用規定」については、次のような内容を盛り込んで作成します。

インターネット利用規定において備えるべき内容

- ・利用のねらいの明確化(利用が学校教育に限定されていることをはっきりと示す)
- ・フィルタリング(有害情報の遮断)について
- ・著作権の保護、個人情報の保護について
- ・電子メール利用上の留意事項(後述のネチケットを含む)
- ・掲示板・チャットの利用について(掲示板は校内イントラのみ可、チャットは禁止が原則)

「情報モラル」についても、次のような内容を盛り込んで作成します。

利用規定において備えるべき情報モラルの内容

- ・適切な方法で情報収集、情報発信を行うこと
- ・収集される個人情報の扱いについて（名簿、面談記録、アンケート等を含む）
- ・著作権の尊重について
- ・情報の信頼性について
- ・折に触れて情報モラルを指導することの宣言

「セキュリティ」については、次のような内容を盛り込んで作成します。

利用規定において備えるべきセキュリティに関する内容

- ・個人情報及びデータの保護（管理）について
- ・IDやパスワードの管理について
- ・不正アクセスの防止について（しないことと、させないこと）
- ・コンピュータウイルスへの対応

「ホームページ作成規定」については、次のような内容を盛り込んで作成します。

ホームページ作成規定において備えるべき内容

- ・Webページ作成の目的と内容について
- ・著作権、個人情報、肖像権の保護と取り扱いについて
- ・本人及び保護者への情報発信の周知、承諾について
- ・掲載情報の取り扱いについて（修正や破棄）
- ・引用、リンクについて

規定については、それを守れば用紙1枚の扱いにいたるまで、どの職員も同様の指導ができるような内容にし、年度当初に全職員に周知徹底させます。教師用と生徒用を作ってもよいでしょう。ほとんど全ての学校に利用規定はありますが、整備しなければならないから作った感があり、よく読んでいない先生方もいますので、年度始めの会議で全員が確認することが大切です。

学校によっては、きまりというより、指針、基本線、指導目標という意味でガイドラインを設けているところもあります。自分たちが整備するものがどちらで、違反があった場合にどのように対処するかも考えておく必要があります。

2 「コンピュータ室のきまり」の作成

「きまり」は、ぜひ守って欲しいことを簡潔にまとめ、いつでも児童生徒の目に触れる場所に掲示すること

規定が整備されたなら、今度は児童生徒用のきまりの作成です。前項で児童生徒用の利用規定があっても良いと書きましたが、それとは別にコンピュータ室の壁に貼っておけるような「きまり」も必要です。小学校を想定したその一例を以下に示します。

コンピュータ室のきまり

本校のコンピュータは、みなさんの勉強のために自治体がお金を出してそろえたものです。ですから、勉強のためだけに使い、みんなが気持ちよく使えるように気をつけて使って下さい。

きれいに手を洗ってからコンピュータ室に入りましょう

磁石や消しゴムは持ってこないで下さい

決められた場所に座って下さい

先生の説明を聞いてから操作しましょう。

先生から渡されたF DやC D以外はコンピュータに入れしないで下さい

コンピュータの設定を勝手に変えないで下さい

室内では走ったり、暴れたりしないで下さい

保存は先生から渡されたF Dにしましょう

いきなり電源を切らないで下さい

分からなくなったら、必ず先生に聞きましょう

前文については、利用規定と重複しますが、特に小学校の児童の場合、利用規定の指導は難しいと考え、「きまり」として指導することとしました。必要と思われる事項について参考にして下さい。

は、コンピュータのキーボードは誰が使うかわからないので、全員できれいに使うことを心がけさせるための「きまり」です。

については、F D等のデータが磁気に弱いいため磁石の持ち込みを禁止し、消しゴムは、普段は必需品ですが、そのカスはキーやマウスの間に挟まって誤動作や故障の原因になることから禁止にしました。

は、実はとても重要です。インターネットは匿名性が高いと言われていますが、いたずらメールや掲示板への不適切な書き込み等を誰が発信したのか管理者は元をたどることができます。この時学校で問題になるのは、どのコンピュータが発信元かわかっても誰が使っていたかわからないということです。ですから、児童生徒が決められた場所に座ることにより誰が使っていたかはっきりさせることが、いたずらを防ぐことにもなるのです。

と については、コンピュータは操作の間違いで壊れなくなりましたが、やろうとしている作業を効率的に行ったり、次に使う人に迷惑をかけないためにはどうしても必要です。

は、セキュリティの問題です。他人から借りたり、もらったりしたメディアの中にウイルスが入っていることが結構あります。渡した当人も気づいていない場合がほとんどなので、相手の信用とは無関係にトラブル防止のために必要です。

については、コンピュータに少し慣れてくると様々な設定を変えてみたくなりますが、そのコンピュータは次に誰が使うことになるか分かりませんし、設定を変えたために授業中に指示通りの入力をしてもうまく動かないことも考えられます。ですから、勝手に設定を変えてはいけません。

は、授業中なのであたりまえですが、ぶつかって壊してしまう可能性のほかに、コンピュータはほこりや振動に弱い機械なので重要です。

については、 とダブりますが、コンピュータの中に個人が作ったデータを残さないために、あえて書きました。たとえ承知でコンピュータに残しても他人から変えられると良い気分にはなりません。

は、電源が切れるコンピュータも切れないコンピュータもあるでしょうが、正規の方法で終了しない場合、次の起動の時にチェックでとても時間がかかってしまいます。これも他の利用者に迷惑をかけないためのきまりです。

「きまり」については、よく理解し、児童生徒に質問されたり反発されたりした時に、納得のいく説明ができるようにして下さい。

ここで、用語の説明をします。「運営要綱」や「利用規定」が運営にあたって取り決めた事柄や利用するにあたって遵守すべき事項なのに対し、「セキュリティポリシー」は、その基となる組織としてのセキュリティの考え方のことで利用より大きな範囲の別な物と考えて下さい。

3 「情報モラル指導計画」の作成

指導をするためには、簡単であっても、いつ、何を、どのように指導するかを記した指導計画が必要です

(1) 指導計画の作成にあたって

情報モラルの指導が大切だと分かっているにもかかわらずなかなか実践されない現実があります。その多くは指導する時間がない、何をどのように指導したら良いか分からないという理由からです。

従って情報モラルの指導に取り組むためには、特に小中学校では時間の確保と指導内容の精選を盛り込んだ指導計画が必要になります。

情報モラルに関する指導計画は、各担任が作成することが望ましいのですが、統一した内容を指導する意味でも、大筋を教務主任、情報教育担当や学年教務、または教務部で作成し、学級担任に実際の指導に合わせて修正してもらおうのが現実的かもしれません。

指導計画作成のために必要な準備は、情報を扱う場面の洗い出しです。最も考えられるケースは、「総合的な学習の時間」、「生活科の授業」、「社会科などの教科の授業」、「進路学習」、「修学旅行の準備」等だと思います。これらの時間の中でインターネットを利用することはないか、インタビューや見学等で情報収集をすることはないか、Web やポスターセッション、発表会等で外部の人に対して情報発信をすることはないかを確認します。

(2) 指導内容について

過去に問題が発生している場合、その内容を指導することは言うまでもありませんが、実態が明らかでない場合は、独立行政法人教員研修センターが「情報モラル研修教材2005」の中で示した優先度の高い項目を参考にしてください。なお、題材については、最新版の「情報モラル研修教材2005」の題材を参照し、作成しました。(下表)

表の「 」は、優先度の高いものを、「 」は最も優先度の高いものを表しています。

原則としては、学習活動に即して関連ある事項についてその都度指導するのが望ましいわけですが、「 」の事項に関しては、全ての学校で指導して欲しいと思います。学校によっては、情報を扱う活動はやっていない(厳密に言うとやっている場合が多いのですが)と判断しても児童生徒は家庭でインターネットを利用しているケースが多いからです。

問 題	授業素材	小学校	中学校	高 校
Web 発信	地域別掲示板			
	ウェブログを作ってみよう			
	情報公開は慎重に			
	誤解を招いた個人情報			
	Web ページで発信する情報			
	Web ページ・掲示板での個人情報の扱い			
Web ページ	検索サイト			
	偶然出会ってしまう有害サイト			
	見たくない Web ページに出会ったら			
悪質商法	ゲーマーズ パラダイス			
	無料ダウンロードの危険			
	もうかる話です			
	もうけ話には裏がある			
	ネットワークを利用した悪質商法			
	インターネットの落とし穴			
会員登録	誰でも当たる！懸賞コーナー			
	流用された個人情報			
	個人情報の収集に利用される Web ページ			
携帯電話	ワン切り			
	思いがけない請求が来た！			
	有料サービス使いすぎ			
	無料ではないパケット代			
	ワン切り電話で不正請求			
	電車内の携帯電話マナー			
	カメラ付き携帯電話のマナー			
	携帯電話を活用するときの心構え			
健康問題	ネット中毒			
	VDT作業と目や体の健康			
	生活リズムの乱れ			
	インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくり			
	作業環境と作業習慣			
交流サイト	友だち探しチャット			
	偽りの自己紹介			
	会ってはいけない出会い系			
	内緒の話が広まることも			
	インターネットの出会いのページで見知らぬ人に出会う			

	Web ページで発信する情報			
個人情報	素敵な恋人が見つかる			
	勝手に友だちの情報を公開すると			
	個人情報を教えてもいいの？			
	携帯電話の電話帳を見られたら			
	携帯電話を盗まれたら			
	住所・氏名などの個人情報を勝手に公開すると...			
ウイルス	Hello!			
	いつの間にか感染源に			
	アップデートで対策しよう			
	コンピュータウイルスへの対応			
ショッピング	オンラインショップ			
	なんでも掲示板			
	買いすぎに注意			
	オークション荒らし			
	くもがくれの被害			
	ニセモノを買わされた			
	インターネットを使った商品購入における問題			
	インターネットショッピングの問題点			
対人関係	ネット対戦ゲームのマナー			
	ネット社会でのコミュニケーション			
	深夜のネット利用			
	ネット対戦ゲーム			
著作権	自作ホームページ			
	ファイル共有ソフトを使ってみよう			
	無断コピーは法律違反			
	コピーだけでは意味がない			
	無断で公開してはダメ			
	Web ページ作成や情報発信時には著作権の配慮を			
デマ情報	アイドルの が来るって!!			
	うその情報かもしれない			
	デマ情報のチェーンメール			
	にせのウイルス警告情報			
	チェーンメールなどの問題のあるメール			
電子メール	出会いメール			
	知らない人からのメール			
なりすまし	男好きだね、君は。			
	いたずらメールの真犯人は？			
	他人の名前での書き込み			
	母親名義でショッピング			
	電子メールを使って情報発信するときの心構え			
	なりすまし（他人の名前で掲示板に書き込み）			
不正アクセス	K子のIDとパスワードを入手!!			
	無線LANを使ってみると			
	外部サーバへのアタック			
	パスワードの不正使用			
	他人のパスワードでアクセス			
迷惑メール	突然のメール失礼いたします			
	スパムメールへの対応			
メールバトル	教えてください。			
	ネットでの言い争い			

そして、できれば各学年最低1時間は「情報モラル」の指導時間を取って下さい。学級活動や「総合的な学習の時間」、緊急には「道徳」の時間に設定します。学校によっては「総合的な学習の時間」にインターネットの使い方を学習しているようですから、その時に一緒に指導するのも良いと思います。中学校では、技術の時間で必ず指導することを忘れないでください。大まかな指導内容を小学校を例にとり示すと次のようになります。

特設「情報モラル」指導の流れ

・インターネットとは何かを説明

(この時、インターネットに繋いだ段階で世界中と繋がること、何かあっても利用者が責任を取ることが原則であることを教えます。)

・インターネット利用の目的

(学校のコンピュータは、皆さんの学習のために市町村がお金を出して使えるようになりました。インターネット接続にもお金がかかっています。ですから、学習以外の目的で使ってはいけませんし、学校のみなが使うものだと考えて下さい。)

・きまりの説明

・インターネット(電子メール)の利用にあたって

情報の信憑性について

(世界中には色々な国があり法律に違反するか否かもまちまちなので、インターネット上には良くない情報もあります。意図せずに、そのようなページを偶然開いてしまうこともあるので、そのような時は左上の「戻る」で前の状態にするか、先生を呼んで下さい。)

電子メール等の発信について

(コンピュータに向かっていると、向こう側に人がいることを忘れてしまい、自分勝手になったり、嘘ついたり、悪口をへいきで書く人が出てきます。掲示板やメールを書く時には、礼儀正しく、自分が書かれたらいやなことは書かないようにしましょう。個人宛にいやなメールが来たら教えて下さい。相手をつきとめることができるので、注意をします。)

著作権について

(絵や文章や音楽など人が創ったものには著作権があります。自分のものを勝手に使われたらいやですね。ですから、人が創ったものを使いたい時には相手から許可をもらって下さい。使ってはダメと言われたり、お金がかかる時はあらかじめ別のものを使いましょう。学校の授業や校内発表会で学習のために使いたい時は許可を取らなくても良いことになっていますが、何から取った情報かをはっきり示しましょう。)

情報モラルは、主として最終的な行動が正しければ良いのですが、インターネットの匿名性から引き起こされる様々な誘惑については道徳性が問題となります。ですから、「道徳」の時間と同様に、話し合いが最も効果的になりますので、可能な場面では意見を求め、簡単な話し合いを行って下さい。学習活動場面に即した簡単な学習の場合も、児童・生徒の行動に結びつくように、必要な場面で指導をしたり考えさせたりして、価値に気づかせることが必要です。

その他の準備としては、問題が発生した場合にどのように指導するかもあらかじめ考えておいたほうが良いでしょう。すぐにその場で指導しないと指導の効果が上がらないからです。

(3) 指導計画の作成例

インターネットを利用した学習は、学校によって様々ですので、単純に「総合的な学習の時間」でコンピュータでインターネットを利用することが8回（8時間ではない）まとめる時間が3時間あると想定して指導計画を作成してみます。

情報モラル指導計画表

平成18年度 花巻市立銀河中学校 第1学年

月日	時間	授業内容	メディア、情報の分類	分類番号	指導内容
		オリエンテーションで指導する（最初だけで終わらずに機会があるごとに指導すること）	PC、利用指導		・インターネットは皆さんの学習のために使えるようになった。従って学習の目的に沿って使用し、私的な使用はしてはいけない。 ・各人は、常に決められたコンピュータを使用すること。
	1	「情報モラル」オリエンテーション	利用指導	1 1 0	・インターネットとは何かを説明（この時、インターネットに繋いだ段階で世界中と繋がること、何かあっても利用者が責任を取ることが原則であることを教えます。）
	1	インターネット調べ学習	情報の収集	3 1	・一カ所の情報源から、情報を得ただけで検索をやめないこと。インターネット以外（本、雑誌、テレビ、ラジオ等）の情報も含めて複数の情報源から情報を探して、現時点で最も正しいと思うものを選びなさい。
	1	インターネット調べ学習 情報モラルのための時間をとる	情報の収集	2 1 0	・「18歳未満禁止」を、なぜ見えてはいけないのか何人かに意見を聞いてみる。だんだんに興味が出てくる人もいることは確かだが、自分の行動を完全に抑制することができない子どもの段階で、興味本位に暴力や反社会的な情報、人権を無視した性の情報に触れることは、これからの成長に悪影響をおよぼすことに触れる。 ・予期せぬ情報に出会ったら、前のページに戻る、ブラウザを閉じること。
	1	インターネット調べ学習	情報の収集	2 3	・むやみにアンケートや懸賞に答えない。答えるときは、懸賞等に必要のない情報が聞かれていないか確かめる。ネット上でのゲームの点数登録も要注意。
	1	インターネット調べ学習	情報の収集	5 3	・他人の名前を使ってメール送信や掲示板の書き込みを行わない。他人のIDやパスワードを使ってアクセスすることは犯罪行為で子どもでも罰せられることを指導する。
	1	インターネット調べ学習	情報の収集	4 6	・目の前にあるコンピュータは機械だが、ネットにつながっている場合メールやチャット、掲示板、対戦ゲームの向こうには人がいることを考えて行動すること。
	1	インターネット調べ学習 情報モラルのための時間をとる	情報の収集	3 1 0	・自校の生徒には明らかに偽とわかる情報を示し、他校の生徒がネットで見たらどう思うかを聞いてみる。（例、今日の5時にSMAPの～君が番組の取材で～学校に来ます。）ネットで見たら信じる人も出てくることに気づかせる。 ・一カ所の情報源から、情報を得ただけで検索をやめないこと。インターネット以外（本、雑誌、テレビ、ラジオ等）の情報も含めて複数の情報源から情報を探して、現時点で最も正しいと思うものを選びなさい。

	1	インターネット調べ学習	情報の収集	2 1	・予期せぬ情報に出会ったら、前のページに戻る、ブラウザを閉じる。
	1	インターネット調べ学習	情報の収集	3 1	・一カ所の情報源から、情報を得ただけで検索をやめないこと。インターネット以外（本、雑誌、テレビ、ラジオ等）の情報も含めて複数の情報源から情報を探して、現時点で最も正しいと思うものを選びなさい。
	1	調べたことを模造紙にまとめる	情報の編集・加工	3 2	・利用の許諾をとる。なるべく自作素材やフリー素材を使う。
	1	調べたことを模造紙にまとめる	情報の編集・加工	3 3	・学級の人だけがみるもの以外に個人の住所や電話番号などの情報を絶対に載せてはいけない。名前や写真については、勝手に載せずに先生に相談すること。 ・個人情報の例は、名前、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス、写真、家族構成、学校、友達、自宅周辺の記述・写真、日記など。
	1	調べたことを模造紙にまとめる	情報の編集・加工	3 4	・模造紙やレポート用紙に書く場合でも、その情報をどこから取ったか出典を明らかにするよう指導する。

例えば、「情報モラル指導計画作成支援ファイル」(佐久山明彦(2004)、『小・中学校における情報モラルの指導の在り方に関する研究』、岩手県立総合教育センター)を使用して作成しましたが、手順としては次のようになります。

ア インターネット調べ8回分とまとめ3時間分の先頭に情報モラルのオリエンテーションの時間を1～2時間設定し、表に記入します。

イ 各活動が分類上何になるかをはっきりさせます(例では、情報の収集とか情報の編集・加工)。

ウ 各活動時間の中で情報モラルの指導が時間的に可能か否かを判断します。

エ 指導可能な場合(分類番号3桁の数字の部分)は、分類に則した内容の話し合い活動を、不可能な場合(分類番号2桁の数字の部分)でも分類に則した内容の指示を考えて記入します(指示は同じことの繰り返しでもかまいません)。

ここで、インターネット調べ学習については、8回と表現しましたが、それは1回が1時間とは限らないからで、1時間利用しなかったり、その日はインターネットを利用しない生徒がいたとしても、教室やコンピュータ室等に学級全員を集めて指示や学習を行ったうえで、それぞれの活動に取り組みさせます。例には示しませんが、月日と時間は、できれば4月19日5校時のようにはっきりさせたほうが良いでしょう。

分類	意見交換等	指示のみ	内容	「道徳」価値項目番号
利用指導			問題発生時の基本 それぞれの校種で優先度の高いものを「」で、最優先を『』で表します。	
利用指導		11	正しい作業習慣について	中学1-(1)
利用指導	120	12	ネット中毒	小高1-(1)、中学1-(1)

情報の収集	210	21	有害サイト 「小」 『中』	小高1-(5)、中学1-(4)
情報の収集	220	22	知らないうちに被害者になる	
情報の収集	230	23	個人情報の収集に利用されるページ	
情報の収集	240	24	ネットショッピングの危険性	
情報の収集	250	25	オークションへの無責任な参加 「中」	
情報の収集	260	26	甘い誘いに対する対応 「中」	小高4-(4)、中学4-(5)
情報の収集	270	27	コンピュータウイルスについて	
情報の収集	271		小学校用ウイルスについて(プロジェクターを使用)	
情報の収集		28	インタビューの注意点	
情報の収集		29	写真撮影の注意点	
情報の収集	310	31	情報の信頼性(収集中に考える) 『小』 『中』	小高1-(5)、中学1-(4)
情報の編集・加工	310	31	情報の信頼性(集めたものを検討する) 『小』 『中』	小高1-(5)、中学1-(4)
情報の編集・加工	320	32	著作権について(利用) 『小』 『中』	小高4-(2)、中学4-(2)
情報の編集・加工	330	33	個人情報掲載の禁止について 『中』	小高4-(2)、中学4-(2)
情報の編集・加工	331		小学校用個人情報について(プロジェクターを使用)	
情報の編集・加工		34	出典に関する注意点 「小」「中」	
情報の交流	410	41	ネットで見知らぬ人に出会う 『中』	中学2-(4)
情報の交流	420	42	迷惑メールの禁止 『中』	小高2-(2)、中学2-(2)
情報の交流	421		小学校用スパムメールについて(プロジェクターを使用)	
情報の交流	430	43	誹謗中傷について 「中」	小高2-(1)、2-(4)、 中学2-(1)
情報の交流	440	44	メールのマナー 「小」「中」	小高2-(1)、中学2-(1)
情報の交流	450		ネットコミュニケーション	小高2-(2)、中学2-(2)
情報の交流	460	46	いたずら発信 『小』 『中』	
情報の交流	470	47	メールバトル 『中』	小高2-(4)、中学2-(5)
情報の発信	510	51	著作権について 『小』 『中』	小高4-(2)、中学4-(2)
情報の発信	520	52	発信する情報内容について	小高4-(3)、中学4-(4)
情報の発信	331		小学校用個人情報について(プロジェクターを使用)	
情報の発信	530	53	なりすまし 「小」 『中』	
情報の発信	540	54	ネットショッピングの危険性	
情報の発信	550	55	不正アクセスについて 「中」	小高4-(2)、中学4-(2)
情報の発信	560	56	デマメールについて 「小」「中」	小高4-(2)、中学4-(3)

上に分類、内容、「道徳」との関連についての表を作成したので参考にして下さい。

ここまで説明してきた指導計画を作成しない(作成できない)場合でも、インターネットの利用説明を必ず行い、情報モラルについても触れるようにして下さい。中学校の場合、新入生全員が使えると分かれば、すぐに利用にはいってしまうことも考えられますが、その学校のコンピュータ室のきまりの確認は必要ですし、情報モラルについては一度扱ったからお終いということはありません。指導内容は前項の特設「情報モラル」指導の流れの通りでかまいません。

第3章 情報収集・発信場面での情報モラル

1 Webページ閲覧上の留意点

(1) 有害情報への対応

インターネットには、教育や学習に役立つ情報がたくさんある一方、子どもたちに見せるには、好ましくない情報も少なくありません。インターネットは、現実社会のルールが適用される場ですから、違法な情報には、法律に基づいて情報発信を止めさせることができます。

しかし、インターネットにおける情報発信を子どもに適した情報だけに制限することは、言論の自由や表現の自由を侵害することになるので、社会的には認められません。そこで、学校や家庭等の情報を受信する側において、情報を選択し閲覧する等の対応が求められます。

学校における「有害情報」とは、(社)日本教育工学振興会が「未成年の児童生徒がその情報を閲覧することで心身の健全な発達に影響を及ぼす情報、またはその可能性がある情報」と説明しています。一般的には、「性的なこと、暴力等反社会的なこと、生理的に不快感を与えること、法に触れること等を載せたサイトが有害サイト」のことです。

学校において、不適切な情報の閲覧を防止するには、道徳的な指導をとおして予防することが大切ですが、意図しない偶発的な閲覧を防止するには、フィルタリング機能による対策が考えられます。フィルタリングは、あらかじめ設定した閲覧可能レベルに沿った情報だけを自動的に選別する機能です。

レイティングにより規制する方法

有害情報とは、「全ての人にとって有害なのではなく、ある年齢以下にとっては有害となる情報のこと」といった考え方があります。

具体的には、性に関する情報は年齢の低い子供にとっては有害かもしれませんが、思春期の子供には正確な情報を与えるべき場合もあります。そこで、Web ページの情報に対して児童・生徒の発達段階を考慮したレベル付け（レイティング）を行い、それを用いて有害情報を年齢に応じて段階的に排除しようというわけです。

IE 6 で用いられている有害情報のレイティングは、RSACi (Recreational Software Advisory Council; 娯楽ソフト諮問会議) によるものです。IE 6 のコンテンツアドバイザの規制に表示されるレベルの数字は下表に対応しています。

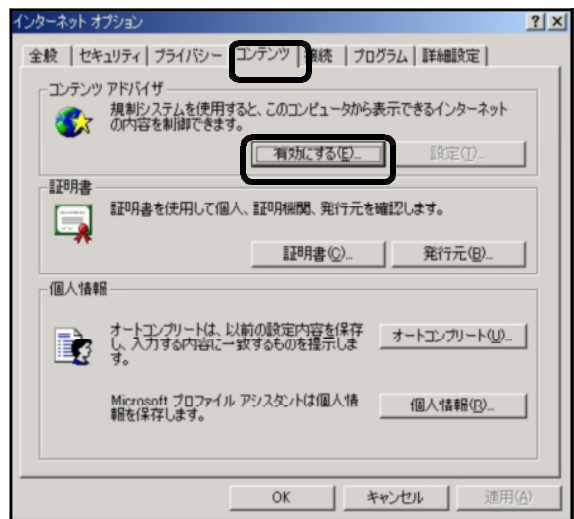
注 ; IE6 とは、Microsoft 社 Internet Explorer Ver.6 のことです

IE 6 で用いられているレイティングの基準例表

セックス	ヌード	言葉	暴力
0 全ての性的描写	0 全ての露出的描写	0 不快感を与えない俗語	0 全ての暴力を制限
1 情熱的なキス	1 露出的な服装	1 穏やかな悪口	1 傷害
2 着衣のままの性的接触	2 部分的な露出	2 悪口	2 殺人
3 性的接触の不鮮明な描写	3 全裸の描写	3 性的なジェスチャ	3 流血を伴う殺人
4 性行為の鮮明な描写	4 刺激的な全裸	4 不快感を与える露骨な表現	4 残忍で過激な暴力

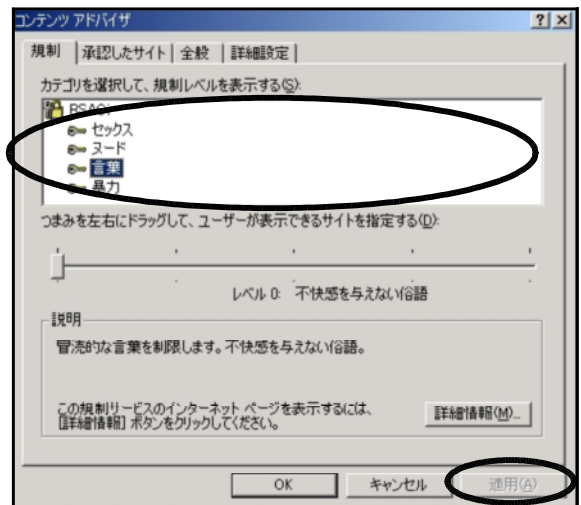
ここでは、ブラウザの設定でフィルタリングを行う方法を説明します。それでは、実際にIE 6で実習してみましょう。

ア IE 6のメニューバーから[ツール] [インターネット オプション]を選択します。表示される「インターネットオプション」のダイアログから[コンテンツ]のタブを選択します。右図のようなコンテンツの設定画面が表示されるので、[コンテンツ アドバイザ]にある[有効にする]ボタンを選択します。

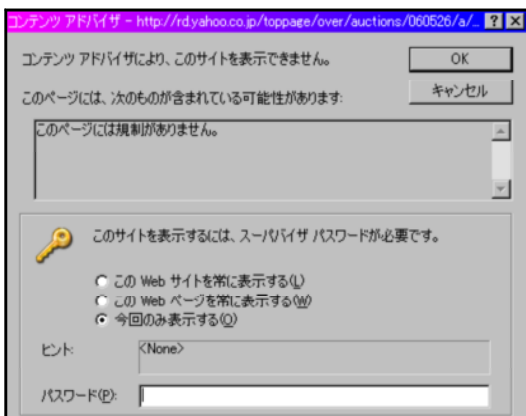
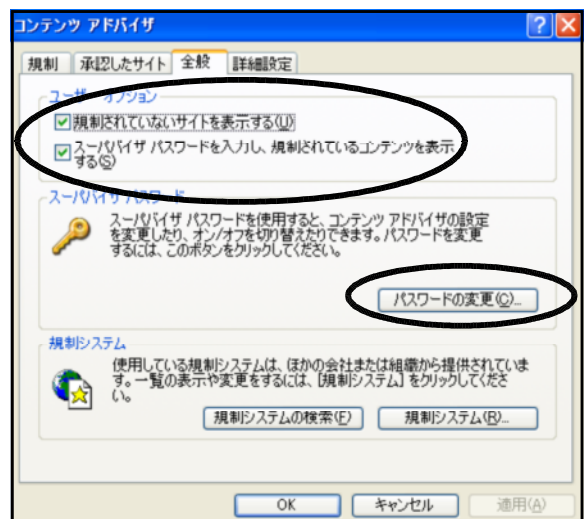


イ 右図のような[コンテンツ アドバイザ]の設定画面が表示されるので、アクセスを規制するレベルを中央のスライダーで設定し、[適用]ボタンを選択します。

この設定によって、有害情報へアクセスする場合には、パスワードの入力が求められるようになります。



ウ 上の[全般]のタブを選択すると右のような画面が出ますので、ユーザーオプションを設定します。中央の[スーパーバイザ パスワード]の[パスワードの設定]（画面では設定済みのためパスワードの変更になっています）を選択して設定します。



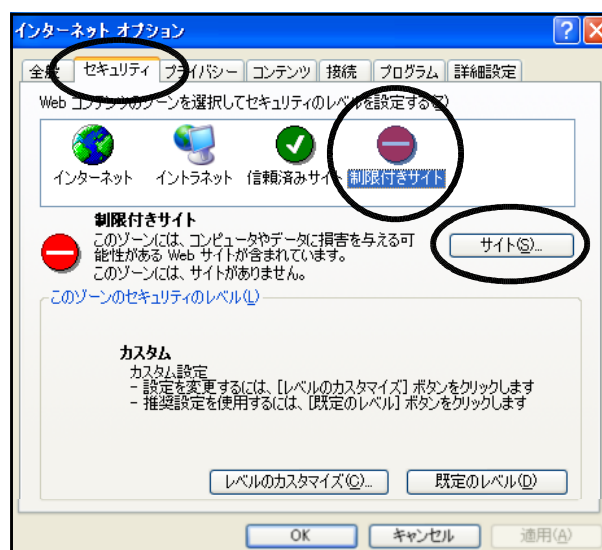
エ ページを表示させようとするすると、左図のようにパスワードの入力ダイアログが表示されます。パスワードを入力しないとページが表示されません。

リストにより規制する方法

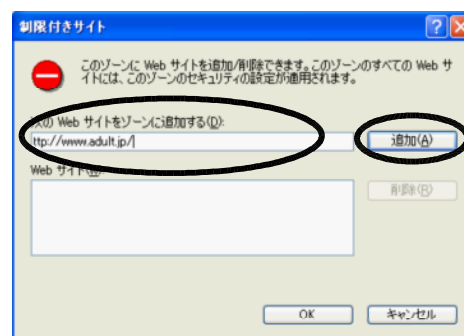
リストによる規制する方式には、「ブラックリスト方式」(制限付きサイト)と「ホワイトリスト方式」(信頼済みサイト)があります。「ブラックリスト方式」は、見せたくないページをあらかじめブラックリストとして登録しておき、リストに記載された URL へのアクセスだけを禁止します。「ホワイトリスト方式」は、推奨するページをあらかじめ登録しておき、リストに記載された URL へのアクセスだけを許可するものです。これらの方式の場合、リストに記載された一つ一つの URL に制限をかけるため多くの労力が必要となります。

IE 6 には、ブラックリスト方式のフィルタリングが実装されています。それでは、実際にフィルタリングを行ってみましょう。

ア 右のように IE 6 のメニューバーから [ツール] [インターネットオプション] を選択します。表示される「インターネットオプション」から [セキュリティ] のタブを選択し、「制限付きサイト」 [サイト] を選択します。



イ 制限付きサイトを登録するダイアログが表示されます。ここに URL を入力して追加を選択すると、見せたくないページ登録がされます。



もっと厳密に、より確実に有害情報から守るためには、市販されている専用のソフトウェアを利用するのがよいでしょう。ある有効なフィルタリングソフトは、50台 1 年間利用約30万円 (2006) でした。このソフトは新しいサイトを毎日検索しながら、有害なサイトをリストにして契約者に配布します。ソフトで制限をかけるので更新が必要になりますが、インターネットの速度は落ちません。また、全県立学校が加入している「いわて教育情報ネットワーク」に加入するとチャットを含めたフィルタリングが働きます (加入は市町村教育委員会単位なので学校独自には加入できません)。

フィルタリングソフトを購入することが困難である場合、フリーソフトとして財団法人インターネット協会のレイティング/フィルタリング連絡協議会 (<http://iajapan.org/rating/>) のサービスを利用することができます。

利用するためには、まず、協会に申し込みをする必要があります。無料で提供されているのは Java 環境で作動するプロキシサーバタイプのフィルタリングソフトです。プロキシサーバとしてインストールしたあとに、Webブラウザのプロキシ設定を変更する必要があります。構築のための手順が掲載されています。



「レイティング/フィルタリング連絡協議会」

(<http://iajapan.org/rating/>)

フィルタリングの基準は、人それぞれによって判断の基準が異なることもありますが、日本は「暴力」や「ヌード」を児童・生徒に見せることについて欧米や韓国よりも寛容すぎるので、一度学校現場で話し合ってみることも良いでしょう。また、フィルタリングソフトを使ったからといって、100%安全というわけではないので、児童・生徒がどんなページを見ているのか常に注意をして見る必要があります。

子どもたちがブラウザを使って調べ学習を行う際、子ども向けの検索エンジンを利用することも有害情報から守る方法の一つです。(ただし、検索数は少なくなります。)



「Yahoo!きっず」(<http://kids.yahoo.co.jp/>)



「キッズgoo」(<http://kids.goo.ne.jp/>)

(2) Web ページの利用

これまで私たちは、自分の持っている本・資料・雑誌・新聞等から必要な部分を切り貼りしながらプリント教材等を作成してきました。同じようにインターネット上にある様々な資料を組み合わせることで教材を作成することもできます。文字情報・画像・音声等ブラウザを利用して見ることができ、ワープロや図形処理ソフト等のアプリケーションソフトウェアで

利用・加工することができます。ブラウザ上で見えているデータをアプリケーションソフトウェアにもってくるには、コピー＆ペーストの機能を利用するのが簡単です。利用したい部分をマウスを使って範囲を指定(ドラッグ)し、編集メニューから[コピー]を選択します。データを貼り付けたいソフトウェアを起動し、編集メニューから[貼り付け]等を選択すると、データの貼り付けができます。

当然ながら、ルールやマナーを十分理解したうえで、著作権を侵害することのないよう、サイトに掲載されている使用条件も十分に確認することが必要です。

教育用における画像素材の代表的 Web ページとして、「IPA教育用画像素材集(<http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/index.html>)」があります。この Web ページの利用規約には、学校等教育機関等における教育目的での利用に限り、無償で利用できるとされています。

また、ソフトウェア等をダウンロードできる Web ページもあります。特に、フリーソフトやシェアウェアをダウンロードするには、「Vector(<http://www.vector.co.jp/>)」や「窓の杜(<http://www.forest.impress.co.jp/>)」が有名です。

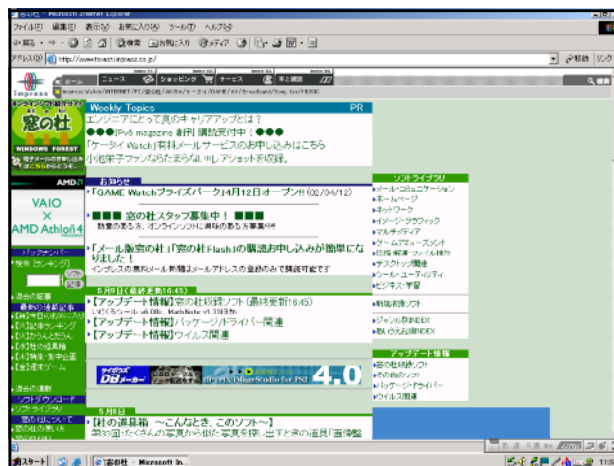
「窓の杜」では、「シェアウェア」を、ダウンロードして試用した結果、継続して使用したくなった場合に送金や登録を行う必要があるソフト、「フリーソフト」を、これらの送金登録等を一切必要としない利用自由なソフトと定義しています。

ここで注意しておきたいことは、フリーソフトは、使用料が無料というだけで、著作権は作者にあり、作者の意図としない利用は認められないということです。



「教育用画像素材集」(IPA)

(<http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/index.html>)



「窓の杜」(<http://www.forest.impress.co.jp/>)

(3) Web ページの閲覧に関する問題事例

インターネットを利用する場合、犯罪や不正行為の被害者にならないように心がけることが大切です。被害を受ける可能性があるのは、インターネットショップ(物品販売広告)を掲載している Web ページや電子掲示板等で、わいせつ・自殺を賞賛する内容等の閲覧、薬物等の禁制品の購入、詐欺、誹謗、中傷、不正アクセス、ネズミ講、悪徳商法等が考えられます。インターネットを利用するうえで被害者にならないようにするには、自分の行為が犯罪や社会的非難を受ける行為であるかどうかを自ら判断できるようにすることが大切です。

ア 商品の購入問題

(ア) 無計画な購入

インターネットの利用者が増えるにつれ、インターネットを使ったショッピングの利用者も年々増えています。魅力は、自宅で購入できる 世界中の商品が購入できる 値段が安い 利用者を選ばない、等が考えられます。しかし、つい無計画な購入をしてしまう 悪質な業者にだまされる 違法な品の購入ができる、といった問題もあります。また、小・中・高校生はクレジットカードを持つことができないので、子どもたちの不正使用について注意が必要です。クレジットカードは、本人以外の利用は家族であっても利用することができないことになっています。

(イ) オークションへの参加

オークションは、インターネットの特徴を生かしたシステムであり、利用者が急増しています。しかし、不良品が送りつけられるトラブルや商品を送らないでお金だけをだまし取る詐欺事件もありますし、他人との競り合いに熱くなり、高い金額を付けてしまうこともあります。

また、ゲームのつもりでオークションに参加していても、落札した時点で売買の契約が成立するので、購入しない場合はルール違反となり、詐欺の加害者になる可能性もあります。

イ 虚偽広告・詐欺情報

インターネットは匿名性が高く、他人になりすましたりすることも可能であることから、これらの性質を悪用して詐欺等の犯罪を行う者が見られます。例えば次のようなことが考えられます。

(ア) Web ページで商品の販売を行う商店等が、代金の支払いを受けた後で商品を引き渡さず、連絡もとれなくなってしまう。(くもがくれ)

(イ) 購入希望した物と違った物や無価値な物を送る。

(ウ) 商品を受け取っても代金を支払わない。

(エ) クレジットカード番号を要求され、番号を入力したところ、見覚えのない請求書が来るようになった。

また、これらと同じような方法で、マルチ商法やネズミ講等の悪質商法と疑われるような Web ページもあります。

ウ 禁制品等の購入

インターネットによって、海外の商品を購入することも容易になってきました。しかし、薬物、毒劇物、銃刀、偽造品等法令(関税法、麻薬取締法、植物防疫法)や条約によって一般取引が禁止されているものがあり、お金を払ったのに、違法商品のため、当局によってチェックされ、商品が届かない場合があります。

また、これらのような Web ページの広告等を見て、毒物を購入して自殺したり、購入した毒物を犯罪に利用する事件等も起きたりしています。さらに、麻薬等の使用体験談、痴漢の体験談、犯罪の方法を教えるものといった犯罪をほのめかすような Web ページもあり、インターネットには、違法な情報や有害な情報が多く存在しています。

エ 出会い系サイト

結婚相手を探すもの、母校の同窓会的なもの、恋人を探すもの、年齢別のもの、出身地別のもの等有益なサイトも様々あります。しかし、子どもたちが興味本位で利用することで、様々なトラブルに巻き込まれる可能性があることから、利用について十分な注意が必要です。

実際に出会い系サイトがきっかけとなって事件に発展する例が報道され、児童・生徒も知っている部分はあるのですが、「会わなければ良いだろう。」という安易な考えから出会い系サイトに入り、

サイトの中の会話で良い人のように思って相手と会い、トラブルに巻き込まれる例が少なくありません。

ぜひとも学校として利用禁止を児童・生徒や保護者に訴えかけるべきだと思われます。

数人どころではないインターネットの利用が予想される場合には、長期休業の前などに家庭に対して情報モラルの資料を配付し協力をお願いする必要があります（付録3）。

特に小学生に対し、他人を信用してはいけないと指導することに対して躊躇する意見も見られますが、小さな子供に「知らない人について行ってはだめだよ。」と同じように、「インターネットの情報は全て正しいとは限らない。」ことを小学生の頃から指導し続けるべきでしょう。

中学校技術・家庭科の場合には、電子メールやインターネットの利用指導の時に実際の事件を話題にしながら指導する必要があります。

2 情報検索で指導すべき情報モラル

- ・学校のコンピュータは勉強のために使うものです
- ・インターネットで流れる情報は、全て真実とは限りません
- ・予期せぬ情報を手に入れるかもしれませんが、有害なものは断る勇気が必要です

(1) 情報の質の問題

情報の質の問題に関しては、インターネットに限らずテレビ、ラジオ、映画、新聞、雑誌などあらゆるメディアが関係してきます。

一般的に児童生徒（場合によっては大人も）は、マスメディアやインターネットから流される情報について、全て信じる傾向があります。インターネットを百科事典と同様に考えている人も少なくありません。

ア 誤情報

インターネットの Web ページは人が作ったものです。特に個人のページなどは、どうしても内容のチェックが甘くなり、意図していなくても間違っただけの情報を載せてしまうことがあります。そのような情報に気付くか否かは情報の受け手の知識にかかってきます。そのような判断が期待できない場合は、必ず情報を複数集めて比較検討していただくことが大切です。

また、インターネット上で間違っただけの記述を発見した時には、電子メール等で知らせてあげるのも良いでしょう。

イ デマ

間違っただけの情報の中には情報の送り手のミスではなく、送り手本人が信じているもの、送り手が意図的に発信しているものがあります。

単純なミスとは違いますから発見は難しくなりますが、対処法としては前述同様に、必ず情報を複数集めて比較検討していただくことが必要です。情報が少なく比較検討ができない場合は、情報の出所を確認して信憑性を確かめさせて下さい。

ウ うわさ話

うわさ話はネット上では迅速、広範囲に広がります。インターネットにより外部から入って

くる情報についてはデマかどうかを確かめる必要があります。

学校のうわさ話は絶対に外部に発信されないよう、発信する情報のチェックを教師側でしっかり行って下さい。

学校現場で最も予想されるうわさ話は、校内 LAN を利用した電子メールやチャット、掲示板等におけるものです。これらはひどい場合は不登校のきっかけになりかねません。そんな場合でもはじめは些細なうわさ話から始まっているはずで、問題が大きくなるケースのほとんどが、教師が気付いていないか、このくらいならまだ良いと見逃しているのです。この段階を逃さず個人や集団に対して指導し、学校の内外を問わず無責任なうわさ話をしないよう注意しましょう。

(2) 有害情報に出ってしまった場合の対処法

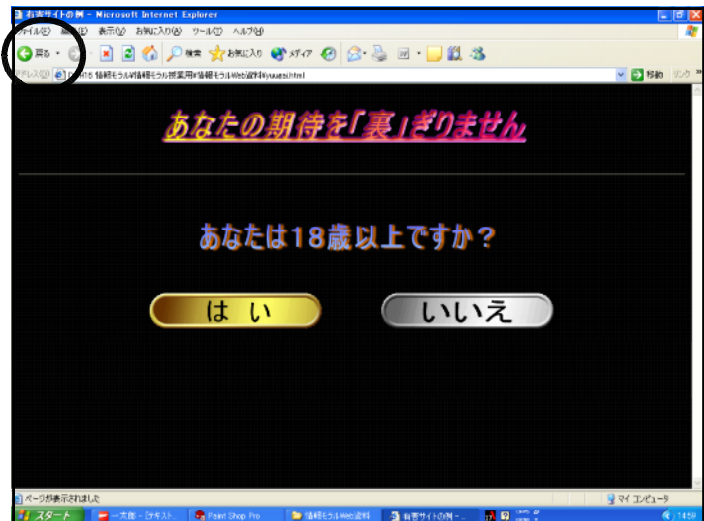
- ・ 誰でも予期せずにアダルトサイトにたどり着くことがあるので、サイトを開いただけで冷やかしたりしないこと
- ・ 18歳以上ですか？など年齢を聞かれても、そのボタンは押さず、左上の[戻る]ボタンで元に戻すこと

有害情報と言っても、アダルトサイト、違法な物品の販売、自殺や殺人に関するもの、霊に関するようなカルトサイト等様々ですが、中でも被害の大きなアダルトサイトを取り上げることにします。

最近は、意図に反してアダルトサイトに接続させ、法外な利用料を請求するケースが増えています。

もし、右図のような予期せぬ情報に出会ったときには、「すぐに前のページに戻る(左上の戻る)」「ブラウザを閉じる」といった対応をさせて下さい。年齢の質問に対して「はい」や「いいえ」で答えてはいけません。その時のコンピュータ情報が信用できない相手に流れてしまう恐れがあるからです。

また、教師や保護者等の大人にそのアダルトサイトが出たことを伝え、フィルタリングの対応等を行うことによって、二次的な対策を講じる必要があります。



(3) ファイル共有（交換）ソフトについて

児童生徒だけでなく、教師もファイル共有（交換）ソフトは使わないようにしましょう

「Winny」等のファイル共有（交換）ソフトの利用法等を紹介する雑誌には、取れる情報として児童ポルノやわいせつ画像、盗み撮り動画があふれていますので、児童生徒の利用はやめさせるべきです。

ファイル共有（交換）ソフトは共有スペースにデータ（人が欲しがるものと考えてしまう）をアップロードすればするほど自分の欲しいデータ（映画、アニメ、音楽等）が取りやすくなるため、利用者は発信者となり著作権法違反（著作物を無許可で配信）になる場合も多いとされています。

また、ファイル共有（交換）ソフトを長時間接続してウイルスに感染し、パソコンのデスクトップに存在する文書や画像ファイルを勝手に送信されてしまい、個人情報漏洩に問われたケースもたくさんあります。利用者間で感染するウイルスとしては「Antinny（アンティニー）」など10種類以上あるようです。

利用者、利用経験者は400万人と推定されており、最新の映画や音楽、わいせつ画像などをタダで手に入れるために利用されるケースが多いようです。教師の使用に関しては、生徒の住所や成績などの個人情報ファイルを自分のコンピュータに保存する事により外部に情報が流れ出す危険があります。責任を問われる事件も発生しています。なお、学校で Winny 等ファイル共有ソフトを用いることは禁じられています。必ずアンインストールしたうえで、専用のウイルス対策ソフトでチェックしてください。

3 個人情報について

個人情報は、自分で流してしまうケースが多いので注意！

(1) 個人情報とは

個人情報とは、「個人に関する情報で、直接または組み合わせることによって特定の個人を識別できるもの」とされています。

近年、民間企業や行政機関等全般においては、コンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報を処理しており、こうした個人情報の取り扱い

子どもに関する個人情報項目例	
基本的な情報	名前(家族の名前)、住所(郵便番号)、電話番号(FAX、携帯、PHS)、性別、顔写真、年齢、国籍、出身地、電子メールアドレス
生活・社会における情報	家族構成、家庭状況、居住状況、通っている学校名(学校の住所)、学校の出席番号、成績、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地
経済活動における情報	預貯金額、取引銀行名、口座番号(暗証番号)、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金等の金銭にかかわる情報全般、プロバイダに接続する際のパスワード等

【情報モラル研修教材2003】

いは、今後益々拡大していくものと考えられます。

個人情報は、誤った取り扱いをすると、取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。実際、企業の顧客名簿等の個人情報が流出するといった問題が起きたり、個人情報が売買の対象と

されたりしているケースも生じ、個人情報の取り扱いに対する社会的な不安が広がっています。

インターネット上においても、個人情報の取得を目的としながら、それを隠して懸賞やアンケートを行う悪質な業者があります。賞品につられて、ついつい自分から個人情報を流してしまうこととなります。懸賞に応募する時やアンケートに答える時は、信用できる相手かどうかを確かめましょう。しかし、信用できる相手でも相手の意図しない情報漏洩の可能性は否定できません。

(2) 我が国の個人情報保護への取り組み

我が国の法制度がどうなっているかということ、1988(昭和63)年、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益を保護することを目的に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されています。この法律は、題名からわかるように、公的部門を対象にしたものであり、民間については対象外となっています。

民間についての取り組みは、1988(昭和63)年、(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)が「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」を策定し、1989(平成元)年、通商産業省の告示として採用されています。このガイドラインは、その後改訂作業が行われ、1997(平成9)年3月「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(通商産業省告示第98号)として公表されています。

また、1991(平成3)年には、郵政省が「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」を策定し、1994(平成6)年2月には、電子ネットワークの業界団体である電子ネットワーク協議会が「電子ネットワーク運営における個人情報保護に関するガイドライン」を公開しています。しかし、これらは事業者の自主的な取り組みを推進するものであり、法的拘束力を有するものではありません。

我が国の法的制度としては、「個人情報の保護に関する法律」が2003(平成13)年5月に成立し、同年5月30日から一部について施行されてきました。ただし、その施行内容については、第6章構成のうちの第3章までとし、適用範囲についても国の機関や地方公共団体に限られていました。この適用範囲を個人情報扱う民間事業者まで広げ、罰則規定を含めた第4章以下のすべての法律が完全に施行されたのが、2005(平成17)年4月1日ということになります。2003(平成13)年5月に制定されてから2年あまりの期間で、個人情報を取り扱う個人事業者がそれぞれ準備を行い、4月1日からの施行に備えてプライバシーポリシーを確立し、個人情報の保護にあたっているところです。

(3) 個人情報について参考となる Web ページ

個人情報の保護については、Web ページ上で詳しく知ることができます。

例えば、首相官邸の Web ページ(<http://www.kantei.go.jp>)には、「個人情報の保護に関する法律」についてのページがあり、「概要」「法律」「解説」等の情報を知ることができます。

また、その他にも(財)日本情報処理開発協会の Web ページ(<http://www.jipdec.jp/>)、財団法人インターネット協会の Web ページ(<http://www.iajapan.org/>)等で情報を得ることができます。

(4) 肖像権について

一般的に肖像権とは、「人がみだりに他人から写真等を撮られたり、撮られた写真等がみだりに公表されたり利用されたりすることがないように主張し得る権利」(日本音楽事業者協会 Web ページより抜粋)といわれています。我が国の法律には「肖像権」の法文はありませんので、憲法や民法の不法行為法、著作権法や不正競争防止法等の趣旨から解釈して、判例や実務上認められている権利なのです。

風景や建物は、自分で撮影したり、描写したりしたものであれば問題なく使うことができます。ただし、一部の遊園地の建物等、それ自身に強いキャラクター性のあるものに関しては、利用形態によっては所有者からクレームがつくこともあるので注意が必要です。

肖像権には、人格権としての側面と財産権としての側面とがあり、人格権としての肖像権は、誰にでも認

人格的肖像権	撮影を拒絶する権利	みだりに自己の肖像を撮影されることを拒む権利
	公表を拒絶する権利	写された写真・映像を勝手に公表・利用されることを拒む権利
営利的肖像権	パブリシティ権	芸能人、スポーツ選手等が自己の氏名、写真等の肖像を営利的に利用されることをコントロールする権利

められる権利ですが、財産権としての肖像権は誰にでも一律に認められるわけではありません。

著名人等の肖像には、「パブリシティ権」というものがあり、財産としての肖像が守られています。これは、著名人等の名前や肖像が、商品価値を有するばかりでなく、宣伝広告に用いることにより商品等の販売を促進する等、様々な経済的価値を生み出すことができることから、この価値をコントロールすることは財産的権利があると考えられるものです。

また、これらの権利は、第三者が容易に被写体を推測できるような似顔絵や漫画・アニメをはじめとする空想上のキャラクターにも一定限度でこれらの権利は及ぶとされています。

自分の Web ページを作るときに、自分の好きなアイドルやキャラクターを使って、多くの人にアクセスしてもらえらるページを作ろうとする場合がありますが、当然、相手側事務所から注意を受け、改善が見られなければ、管理者にも削除要請がいくこととなります。学校で、このような Web ページを作ってしまうと社会的な信用を失うことになりかねませんので、児童生徒が作ったページをアップロードする場合には特に注意が必要です。

4 情報の発信について

Web ページに掲載する内容には責任を持たなければなりません。また、様々な人が Web ページを訪れることを想定し、利用しやすい工夫や誰を対象に「何をねらい」「何を伝えるか」といったことに配慮することが必要です。

ホームページを作成するソフトも改良され、個人でホームページを作成することや簡単な日記の形式のブログの流行により、自ら情報を発信する場面も多くなりつつありますので、ルールやマナー等を考慮しながら作成する必要があります。

(1) 学校の Web ページについて

各学校でホームページを作成し、情報の発信に努めているところですが、一般的には個人を特定できる情報を学校の Web ページに載せてはいけません。しかし、学校や児童生徒の活動を伝える上で掲載したい場合があります。その時には保護者の承諾を得ることは当然なのですが、あ

る程度のガイドラインは、持っておくべきです。

	子どもの作品	大会等の写真	TV、雑誌に掲載	新聞に掲載
顔写真	×	0	内容によっては	0
名前	0	×	内容によっては	0
住所等	×	×	×	×

前ページの表のように、どこまで掲載して良いことに決めますが、一般的には顔写真と名前を同時に載せないことです。特別優秀な記録、作品で、顔写真と名前が新聞で報道されたときは、掲載を検討して下さい。テレビや雑誌は新聞に比べて一過性、限定された情報なので、すぐにどちらも載せることにしないで、その内容で決めて下さい。基本的には掲載する情報は必要最低限とし、住所や電話番号は載せないことです。

このように学校として決めた上で保護者から承諾を得ますが、このとき、いつまで Web 上に載せるか、期限を設定して下さい。

学校の Web ページですので、学校長の名前は必要になりますし、他の教師も載せざるを得ない場合がありますが、住所と電話番号は載せないようにしましょう。

最近は様々な勧誘や詐欺の電話やメールが来ますので、学校が管理する全てのページ（掲示板やチャットを含む）で住所、氏名、電話番号の情報が流れないようにしましょう。

(2) ブログについて

ここ数年ほど、インターネットの世界で流行しているのがブログです。ブログとはウェブログの愛称であり、Web 上での log(記録・日記)という意味から、「Web 日記」とも呼ばれています。また、携帯電話での作成や書き込みができることから、携帯電話でのブログについてはモブログと呼ばれているものもあります。(ウェブログ, モブログは以下ブログと表記)

このブログは、2001年9月11日直後のアメリカで、友人や知人の安否を知るために利用されはじめたとされており、それ以降爆発的に流行したツールです。ホームページを作成するような面倒さがなく、手軽に作成できることから政治家や芸能人も含めて広く普及しはじめています。大手プロバイダーでもサービスを行い、気軽にブログをはじめられる環境になりつつあります。

日常の様子や自分の主張、趣味などについて管理者以外の人たちも気軽に書き込むことができ、常に新しい書き込みがページの先頭に来る機能や、トラックバック機能がついているため、非常に手軽に情報の発信が可能になりました。自分自身がブログの作成者とならない場合でも、興味のあるブログを利用し、書き込みを行うことでコミュニティが広がり、必要な情報などが得られやすいという利点があります。さらに、このブログは携帯電話での作成や書き込みが可能になっているため、これほどの流行となっています。

しかし、これまでの情報発信の場合は一部のユーザーだけに限られていたものが、容易にブログを利用することで情報発信が可能になった分だけ、情報モラルが必要になります。本章での「個人情報について」と次章での「ネチケツ」を含めたルールやマナーを知ることが大切になります。

5 インターネットについて

インターネットは当初、研究者間の情報やデータのやり取りのために考えられました。ネットに参加するのは特定の分野の専門的知識がある、ある程度同質の研究者仲間だったわけです。従って

インターネットは性善説によって作られていると言っても過言ではありません。

(1) ネット倫理

近年の爆発的なインターネットの普及はネット社会を専門家だけのものではなくしてしまいました。様々な職業、宗教、年齢の人たちが使うようになったのです。そのような状況の中では、もう一度原点に立ち返って倫理を考えなければならないのかもしれませんが。

ネット倫理十箇条（「情報倫理学」越智、土屋、水谷編、ナカニシヤ出版を参考に作成）

1. 他人を害するためにコンピュータを使ってはいけません。
2. 盗みをするためにコンピュータを使ってはいけません。
3. 嘘をつくためにコンピュータを使ってはいけません。
4. 他人のコンピュータ機器を勝手にいじってはいけません。
5. 他人のファイルをウロウロ覗き回ってはいけません。
6. 他人の知的財産を盗用してはいけません。
7. 代金を支払わずにソフトウェアをコピーしてはいけません。
8. ネットからソフトウェアを盗んだり、商用ソフトウェアをアップロードしてはいけません。
9. ネットにウイルスを持ち込んではいけません。
10. ネット上では「相手を尊重する態度」と「よく考えること」を忘れないようにしましょう。

ただし残念なことに、このような禁止項目を教えただけではどうしてもなくなってきていることも事実です。

あらためて、これからインターネットを利用していく児童生徒に教えなければならないことは、

1.相手のことを思いやること 2.自分の身は自分で守ること

に尽きるでしょう。このことは書くと短くて簡単ですが、学校教育の中だけでは、なかなか成果を上げる取り組みを見いだすことができません。そのために大切なことでありながらおろそかになっていることもありますし、胸を張って取り組んでいると言える学校も少ないかもしれません。ぜひとも「学校では～の指導を行いますから、ご家庭でもインターネットを親子の会話の話題にして下さい。」と言えるようになりたいものです。

(2) ネット上の様々な人々

多くの人々が利用しているインターネットですから様々な人々がいるのは当然ですが、インターネットの利用によって、その匿名性から普段とは別の人間になってしまうことも少なくありません。

ネット上の普通でない人々についてみましょう。

ネットおかま	ネット上で性別を変えている人々です。女性の方が相手の反応が良いため女性名を使っている男性が結構います。
匿名の人々	有名人であるために名前をふせたり、ネチケツがきわめて悪

	いために匿名にする場合があります。
スーパーマン	実生活では内気でおとなしい人なのに、ネット上では豪胆になる人です。
ジキルとハイド	スーパーマンをもっと極端にしたようなケースで、悪気なく意地悪をしてしまいます。
あら探し屋	その名の通り他人のあら探しばかりやっている人です。この場合も本人は正しいことをしていると思っています。
漫才師	過激なまでに笑いを追求する人です。最初はとてもおもしろく感じますがあまりに頻繁なために、いやになってしまいます。
自動返信	自分に着たメールに対して自動返信ばかり使用する人です。こればかりでは印象として人間の冷たさを強めることになります。

一般的に、偽のオンライン人格を使う人ほどネット上で悪いことをしがちだそうです。また、スーパーマン、ジキルとハイド、あら探し屋のケースはネット上の喧嘩（フレーミング）を起こしやすくなります。自分がこれらのどれかになっていないか時々振り返ってみる必要があります。

第4章 コミュニケーション場面での情報モラル

1 ネットケット(ネットワーク・エチケット)

相手も人間であることを忘れない(自分がされていやなことは、絶対にしない)
皮肉やユーモアを書くときには、十分に気をつける
感情的なうちは、返信や書き込みはしない

インターネットの世界では、利用者が守るべき基本的なモラルやマナーのことを「ネットケット(netiquette)」と呼んでいます。「ネットケット」とは、ネットワーク(network)とエチケット(etiquette)の合成語で法律(ルール)のような拘束力はなく、決められた条文もありませんが、インターネットに参加する人々が一般社会と同じようにお互いの立場を尊重し、優しさと思いやりをもって、行動できるように、最低限のマナーを自主的に決めたものなのです。

ネットケットは、なぜ必要なのでしょう。

インターネットを使ったコミュニケーションの方法としては、電子メール、掲示板、チャット(おしゃべりの意味)などがありますが、その中で、

- (1) 言葉が足りずに、しばしば相手の気持ちを傷つけてしまうことがあります。
- (2) ある間違いがネットを通して多数の人に知れわたる可能性があります。
- (3) ネット上での間違いは、現実生活にも影響を与えることがあります。

ということが起こりますし、それが原因で犯罪が起ってしまうこともあります。インターネットが爆発的に普及したために、ネットケットを知らない人も多くなってしまいましたが、これから使い始める世代にはきちんと教えていきたいものです。

Flame(本来、「炎上」の意味);感情的でしばしば個人攻撃的な文章のこと

Flaming; Flameを書くこと

Flame war; Flameを互いにぶつけ合うこと。電子メールや掲示板が使われるが、他人の目があるほうがエスカレートするので、掲示板のほうが過激になる。

「～の理由で、あなたの意見には反対です。」と書くのは、Flameではありません。「バカ、クズ、低脳、偽善者、あなたのような人がいるなんて信じられない」などの言葉が入ってくるとFlameになり、筆者の人間性がその程度に見られてしまい、反論の質も低下してしまいます。

ネットケットについては書籍もWebページもありますが、表現は違っていてもだいたい同じことを言っていることが多いようです。それではネットケットの一例を見てみましょう。

「ネットケット」バージニア・シャー著/松本功訳(ひつじ書房)を参考に作成してみました。

ネットケット1 相手も人間であるということを忘れない

あなたが直接接しているのはコンピュータという機械ですが、その向こう側でメッセージを読んだり、ゲームをするあなたと同じ、感情を持った一人の人間がいることを忘れてはい

けません。あなたのメッセージがその人の感情を害する可能性が常にあることを決して忘れないで下さい。

補助1 ひとの感情を害するのは賢明ではありません。

補助2 面と向かって相手に言えないようなことは決して書いてはいけません。

補助3 人を攻撃(flaming)するのは、やめましょう。

ネチケツト2 インターネット上でも普段の生活で守っているのと同じ行動基準に従うこと

補助1 モラルやマナーを守りましょう。

補助2 法律を破ることはいけません。

補助3 ネチケツトは場所場所で異なります。

補助4 掲示板に書き込む前に、そこに書き込んでいる人を知るためにのぞいてみましょう。

ネチケツト3 悪口の応酬(flame war)を自制しよう

補助1 他の人の言葉には慎重になりましょう。

補助2 売られたケンカも買わないようにしましょう。

補助3 自分が感情的なうちは、返信や書き込みはやめましょう。

補助4 文字や表現の間違いを指摘するのは、やめておきましょう。

補助5 もし悪口の書き込みをし、あるいは悪口の応酬を続けてしまったら、気づいた時点で素直に謝りましょう。

ネチケツト4 インターネット上では、いいかげんな表現をしない

補助1 できれば、校正をしましょう。

補助2 何を話しているかを忘れずに、またわかってもらえるようにしましょう。

補助3 皮肉やブラックユーモアはなるべく使わず、使わなければならない時には誤解のないよう充分注意しましょう。

補助4 自分が書いたものでなければ、きちんと引用を明記しましょう。

補助5 一度ネット上に流れてしまったものは、多くの場合、取り消しができません。

ネチケツト5 ひとのプライバシーを尊重しよう

補助1 他人の個人的なメールを読んではいけません。

補助2 誰も自分の個人情報公開して欲しくはありません。

ネチケツト6 他の人の時間を尊重すること

補助1 あなたが今しようとしていることが、とても重要なことであると思っても、他の人もそう思うだろうと期待してはいけません。

補助2 書き込みは、自分の書こうとする内容にふさわしい適切な掲示板やメーリングリストで行って下さい。

補助3 掲示板やメーリングリストに対して、調べればすぐに分かるような質問をしないようにしましょう。

補助4 FAQ(よくある質問と回答集)を読みましょう。

補助5 メーリングリストや掲示板などに書き込むよりも個人的なメールの方が適切な場合は、メールを使いましょう。

補助6 登録や退会については、メーリングリスト等の書き込み用の場所に送らず、入退会用のアドレスに送って下さい。

補助7 共通の関心を持って集まったメーリングリストの前提に賛同できない場合、そのグループの考えがおかしいなどということを言うためにそのメンバーの時間を浪費させないように、ただ立ち去るだけにしましょう。

ネチケット7 専門の知識を分かち合おう

補助1 メーリングリストに質問を書き込んだ人に、答えを書き込み、助けてあげましょう。

ネチケット8 ひとの過ちには寛容に

補助1 万一、他人宛のメッセージを受け取ったら、無視せずにアドレスが違うことを返信で教え、そのメッセージは削除しましょう。

補助2 ミスはお互い様なので、腹を立てず寛容になりましょう。

子どもたちのインターネット利用に際して、子どもたちが情報を発信する場合は、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について正しく理解できるように努めることが大切です。

子どもたちが第三者から誹謗・中傷を受けたり、不快な内容を含む情報を受信したときには、教師に報告・相談するよう指導しておくことも大切です。

学校のコンピュータをインターネットに接続する場合は、子どもたちの健全な育成を妨げる恐れのある情報に不用意に触れることがないように万全の配慮を行うことが求められます。

ネチケットに関する代表的なWebページを紹介します。

千葉県学芸高等学校の高橋邦夫校長先生が管理する「**ネチケットホームページ**」(<http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>)です。100校プロジェクトを始めるに当たり、子どもたちにネチケットをどう教えるかについて考え、インテル社のサリー・ハンブリッジ氏がまとめたネチケットガイドラインを日本語に翻訳し、公開しています。その他にも多数の文献や海外の著名な文献と翻訳が紹介されている等、貴重な資料が多いことで有名なサイトです。

二つ目は、財団法人インターネット協会の「**インターネットを利用する方のためのルールとマナー集**」です。ここには、教師・保護者向け(<http://www.iajapan.org/rule/rule4general/>)のページと子ども向け(<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/>)のページ等があり、それぞれの実態に合わせてわかりやすく解説しています。

他にも財団法人コンピュータ教育開発センターの「**ネット社会の歩き方**」(<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)、児童・生徒用では小学館学年誌ホームページ、ネットくんの「**インターネットのルールとマナー**」(<http://netkun.com/manners/>)や総務省の「**インターネットの世界**」(<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/>)等が参考になります。



「ネチケットホームページ」

(<http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>)



「インターネットを利用する方のための
ルールとマナー集」

(<http://www.iajapan.org/rule/>)



「ネット社会の歩き方」

(<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)



「インターネットの世界」

(<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/>)



マナーやエチケットを含めた情報モラルの教材として、独立行政法人教員研修センター「情報モラル研修教材2005」があります。さまざまな事例から学ぶことができる教材ですので、合わせて紹介します。

「情報モラル研修教材2005」

(<http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm>)

2 メーリングリスト

メーリングリストとは、電子メールを使って大勢の人とコミュニケーションができるしくみのことであり、参加するには登録が必要です。1対1ではなく、ある特定の宛先にメールを送ると、登録している全員に配送されます。送られてきたメールに返信をすれば、そのメールも登録している全員に送信されます。

メーリングリストにおいても、一般的にはメールに関するマナーを守ればよいのですが、通常のメールとは異なる部分があるので、注意しなければならないこともあります。

- ・通常のメールと区別が付きにくい
- ・メーリングリストごとにルールやエチケットが異なることがある
- ・投稿したメッセージがWeb上に公開されるものもある
- ・多数の人に配布されるので、誤ったメールを流すと取り返しの付かないことになる恐れがある
- ・複数のメーリングリストに加入することによって、大量のメールが送られてくることになる

3 電子メールの送信

電子メールのような短文では、気持ちを伝えることはなかなか難しく、意図しないトラブルが起こる可能性があることを自覚しましょう

メッセージが短く、相手が多忙でなかなか会えず、郵便による遅れも避けたい場合、電子メールが最も有効です

(1) 記入上の留意点

ア タイトル(件名)を記入

用件がわかるように簡潔でわかりやすいタイトルを記入します。

先頭に「質問：」「お願い：」「まとめ：」「注意：」「警告：」「お知らせ：」のように付けるとより分かりやすくなります。



イ CC、BCC

CCとは、カーボンコピーのことで同じ内容を他の人にも伝えたい時に使い、他の誰の所に同じメールが届いているかが分かります。BCCは、ブラインドカーボンコピーのことで、伝えた内容が他の誰に届いたか分からないようになっています。

CCの欄に直接アドレスを入力しても良いのですが、すでにアドレス帳がある場合、CCの左側をクリックすると右のように出ますので、送りたい人やメーリングリストを選択し、CCまたはBCCをクリックして受信者に入ったことを確認してから「OK」を押します。

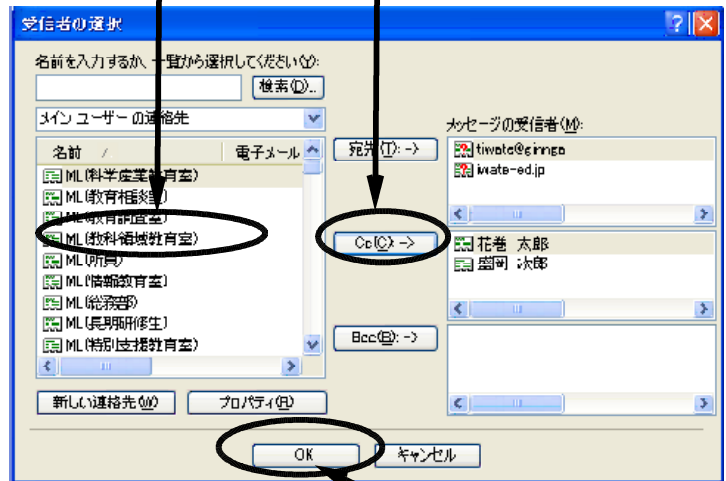
この機能は便利ですが、あまり関係のない人にもメールを送信して迷惑をかけたり、BCCを多用して「秘密にメールを送る人」と相手に思われたりする危険性がありますので、気をつけましょう。

クリック



選択

クリック



クリック

ウ 半角カタカナ、機種依存文字

半角カタカナはインターネット(メール・Webページ)では、読み手側で文字化けがあるので注意が必要です。

また、機種依存文字は、「」」「」」「ミ」」「」」「⊕」等がありますが、受信者によっては文字化けしてしまふことがあります。

エ 文字数と行数

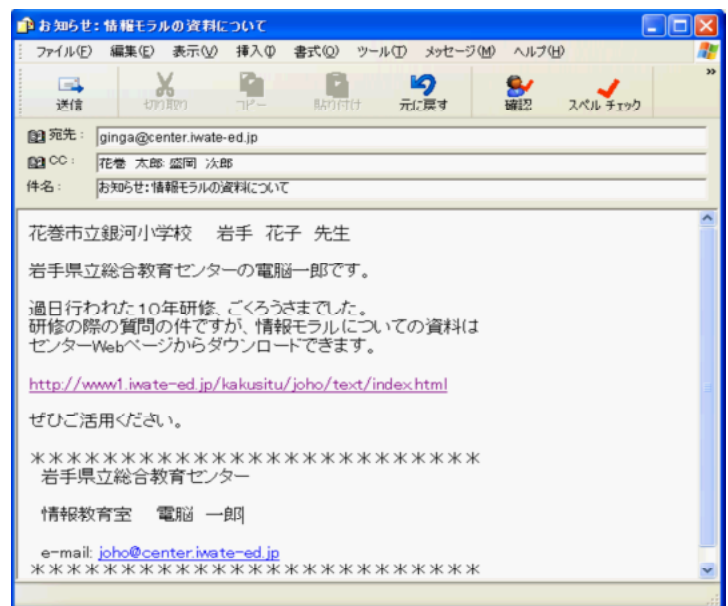
適当な文字数で改行すると、読みやすいメールになります。全角35字前後で改行し、10行程度が望ましいといわれています。Outlook Expressの初期設定では、全角38文字で改行になります。

オ メールのお書き方

- ・最初に相手の名前を書き、敬意を示します。
- ・時候の挨拶や冒頭の1字下げは不要です。
- ・見知らぬ人へメールを送る時は、最低限の挨拶を入れます。

・内容ごとに改行を入れ、段落分けをします。

・顔文字を使うと多少感情を表現することができ、和やかな雰囲気になりますが、目上の人には失礼になるのでやめましょう。



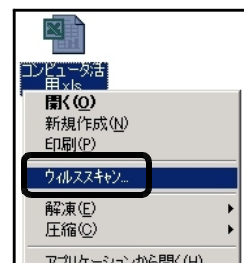
カ メールの内容

- ・感情的な表現になっていないか留意します。(このようなメールのことをフレームといいます)
- ・他人のプライバシーを侵していないか、プライバシーの保護についても配慮します。
- ・誹謗、中傷、差別、デマにあたるような内容にならないように気を付けます。
- ・顔文字は便利ですが多用は逆効果です。控えめにしているか等、表現に留意します。
- ・個人情報の発信に留意します。

(2) 添付ファイル

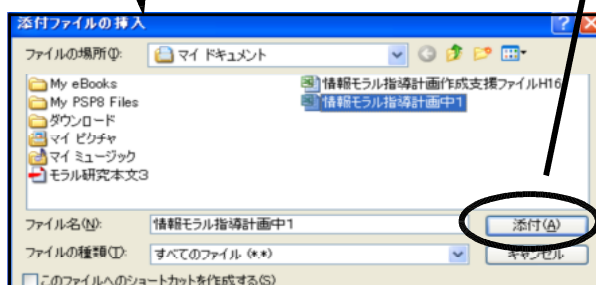
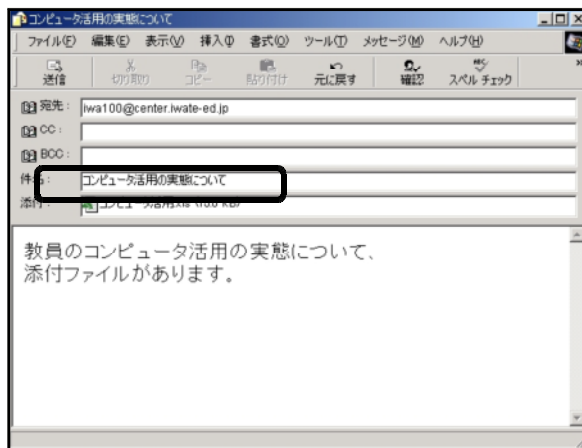
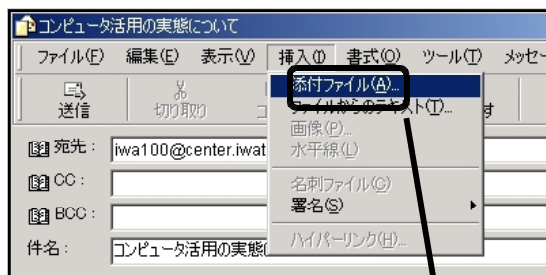
メールには、ワープロソフトや表計算ソフトで作成したファイルや画像等を添付ファイルとして送ることができます。ただし、メールに添付するファイルのサイズは、一般に100KB以下が望ましいといわれています。大きなサイズのファイルは、送受信に時間や費用がかかったり、メールサーバのエラーのもとになり、受け取る側に迷惑がかかります。大きなファイルを送る場合は、自己解凍形式の圧縮ファイルにして送信するとよいでしょう。

大切なことは、添付ファイルを利用するときは、送る前にもウイルスチェックをするようにします。ウイルス対策ソフトをインストールしている場合には、そのソフトによって添付するファイルの上で右クリックすると、右図のような画面が表示されるので、ウイルスチェックする項目を選択します。



ウイルスチェックをしたなら、メールの本文にそのことを記しておくほうが親切です。

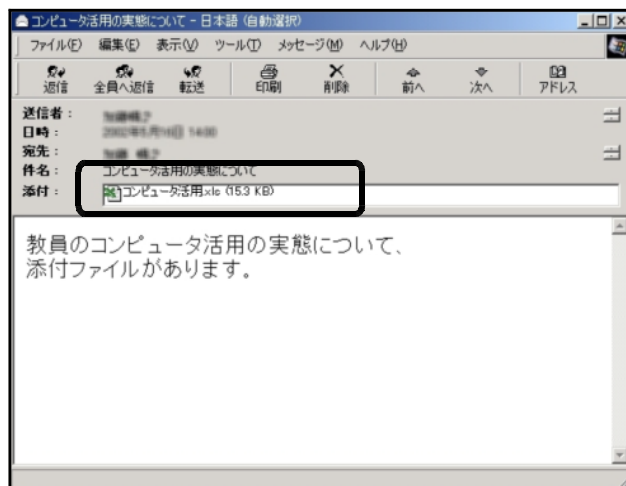
メールにファイルを添付するには、下図のように[挿入] [添付ファイル]を選択し、[ファイルの場所]には、添付するファイルのある場所を指定し、添付するファイルを選択、[添付]をクリックします。



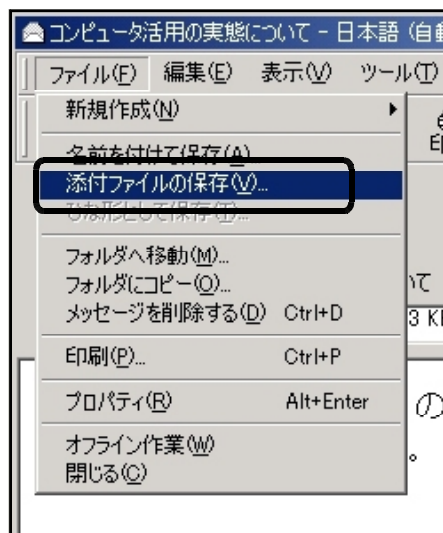
4 電子メールの受信

(1) 添付ファイル

ファイルが添付された電子メールが届くと、右図のように表示されます。このファイル名をダブルクリックするとファイルが開きます。しかし、送られた添付ファイルは、すぐに開かず、いったん保存し、ウイルス対策用ソフトでウイルスチェックをしてから開くようにしましょう。

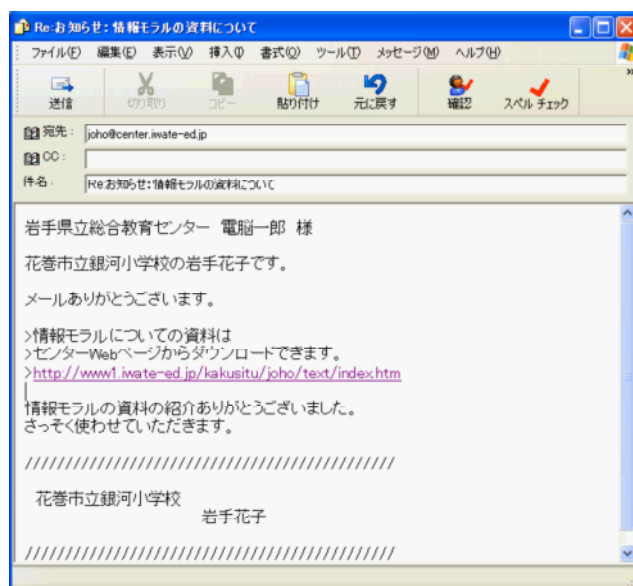


添付ファイルの保存は、右図にあるように、メニューバーから[ファイル] [添付ファイルの保存]を選択します。[添付ファイルの保存]という画面が表示されるので、[保存する添付ファイル]のファイル名を確認、[保存先]を指定して、[保存]をクリックします。ウイルスチェックをし、マクロ機能等の自動実行は無効にしてから開きます。



(2) メール返信

返信は、届いたメールの[返信]ボタンをクリックします。[宛先]と[件名]が自動的に入ります。自動的に付いた件名には、届いたメールのタイトルに「Re」(Replyの略)が加わります。さらに本文には、行頭に「>」が付き、もとのメールが引用文の形で挿入されています。全文を引用する必要がないので必要な行以外は削除してかまいません。しかし、相手を書いたメールの内容を勝手に作り直してはいけません。



5 電子メールの利用に関する問題事例への対処

(1) 迷惑メールへの対応

広告等ほとんどの受信者にとって不要な情報を広範囲にメールで送りつける行為を迷惑メールといいます。迷惑メールには、「突然のメールをお許してください」とか、「このメールが不要ならば捨ててください」といった文が含まれていることが多いようです。

必見！オリンポスの最新デジカメが何と29,800円。
先着120名の限定です。
今すぐ、ラリックスのホームページで！！
<http://www.rarix.com/>
今後、このようなメールが不要の方は、このまま返信してください。

また、「今後、このようなメールが不要の方は、このまま返信してください」といったメッセージがあったとしても返信しないようにします。このような迷惑メールは、相手かまわず送信するので、応答してしまうと、そのアドレスが実際に使われているという証拠になってしまいます。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、メール送信の承諾をとっていない場合は件名に「未承諾広告」と記すことが義務づけられています。

スパムメール：不特定多数に対して大量に送られるメールで、広告だけでなくいやがらせもあります。発信者が分からないよう第三者中継もスパムには増えてきました。

ジャンクメール：受信者にとって何の役にもたないゴミのように無意味なメール

バルクメール：スパムメールやジャンクメールの別名として用いられるメール

特定電子メール：未承諾の個人に対して送信される営利・広告目的の電子メール

迷惑メール：一方的に送られてくる広告などの受信者にとって迷惑なメール

メール爆弾：大量に無意味なメールを送りつける嫌がらせ。

ダウンロードに時間がかかったりするため、費用の面でも迷惑なメール

最近、スパムメール=迷惑メール、コンピュータがスパム、携帯が迷惑と用語が混乱していますが、迷惑メールはどちらかと言えば主観的な見方なのに対し、スパムメールは大量送信の事実がないとそう呼べないことを覚えておいて下さい。

(2) デマメール(虚偽のメール)への対応

一見重要そうなメールでも、実は誰かのいたずらである可能性があります。真偽が確かめられるまで他人には送らないようにします。コンピュータウイルス関連のデマメールの特徴に、「ウイルス警告」等の注意

重要 ウイルス警告

最近、ramenというコンピュータウイルスが流行しています。普通のウイルスチェックでは、見つけることができません。ウイルス駆除ソフトを添付しましたので、ご利用ください。

本メールは、できるだけ多くの人に転送してあげてください。

を引くタイトルが使われます。また、「できるだけ多くの人に転送してください」といったメッセージが使われることもあります。このようなメールは、デマメールである可能性が高く、チェーンメール化する恐れもあります。さらに、添付されているファイルも危険性を伴っています。もとは善意でも、このようなメールはねずみ算式に増え、問題を引き起こします。発信元がよくわからないような情報は、デマのもとにもなりやすいものです。

7 携帯電話の利用について

情報モラルの重要性はコンピュータ利用に限ったことではありません。全人口に対する普及率も70.6%（2005年12月総務省調べ）となっている携帯電話についても、マナー指導を行うことが大切になります。

(1) 携帯電話の利用マナー

どの校種の児童生徒も携帯電話を持つ時代となり、コンピュータ以上に利用する機会が増えてきていると思います。このことから全校種において携帯電話のマナー指導が必要になってくると考えられます。

社会生活の中で、最低限必要と思われるマナーについて以下のようにまとめてみました。

気配り上手に！

- ・ レストランやホテルのロビーなどの静かな場所では、声のトーンは抑えめに
- ・ 新幹線や電車など、車内での利用はデッキなどの迷惑のかからない場所で
- ・ 町の中などでは、通行の妨げにならない場所で
- ・ 歩行中や自転車利用中の使用は、安全運転に十分配慮して

電源をOFFに！

- ・ 劇場や映画館、美術館など鑑賞を目的とする場所
- ・ 飛行機や病院内など精密機器や電子機器の誤動作が考えられる場所
- ・ 先生方が職場で勤務しているとき

運転中の携帯電話の使用は禁止

カメラ付き携帯電話を利用するときは！

- ・ 個人で撮影したものは、個人で楽しむことに限ります
- ・ 実演や興行、展示物などには、個人として楽しむなどの目的であっても、撮影を制限している場合があるので注意を
- ・ 画像の伝送は、著作権法の規定による範囲内で使用する以外は利用できません
- ・ 撮影・画像送信を行う際は、著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権等の他人の権利を侵害しないよう十分配慮すること

(2) トラブルへの対応

情報の受信・発信の場が増えてきていることに伴い、携帯電話によるさまざまなトラブルが起きています。最新の携帯電話による犯罪のバリエーションとして

ア ワン切り

2002年に社会現象となり、携帯電話の迷惑行為の代表格ともいえる行為。掛かってきたと思ったら1コールで電話が切れ、誰かと思い電話を掛け直すとアダルトボイスなどが流れ始め、数千円から数万円の視聴料を請求されるというもの。もう絶滅したかに思えるこの行為も、ワン切りからツー切り、最近ではテレビ電話によるワン切りが横行している地域もある。

イ 携帯画像ブローカー

都市部の繁華街で美容師見習いやカメラマンの卵を名乗り、カメラ付きケータイやデジタルカメラで女性の顔写真を撮影するが、その職業はウソ。実は撮影した顔写真はさまざまなサイ

ズに加工され、1枚数百円で悪質出会い系サイトなどに売りさばかれる。本人も知らない間に、出会い系サイトで顔写真が不正使用されるため、被害は相当数に及ぶものの、その実態は明らかにされないのが現状。

ウ なりすましメール

他人になりすまし、目的の人物に嫌がらせメールなどを送りつけるイタズラ行為のひとつ。インターネット上にある「あるツール」を少し改造するだけで、「なりすまし送信ツール」を作ることができ、彼氏になりすましてデートのキャンセルメールを流したり、上司になりすまして無理矢理会社に帰らせる嫌がらせメールを送るなどさまざま。

エ ポイント差額請求詐欺

各請求詐欺の進化版のような手口。「今なら無料で100ポイントプレゼント中！」と銘打った有料出会い系サイトに喜んで訪問し、会員登録したらなぜかマイナス100ポイントの表示。実はこのサイトの会員登録に200ポイントが必要であるため、100ポイントをもらってもマイナスになってしまう。差額分を埋めるのには数万円の手続き料が必要。プレゼントには注意が必要です。

オ 素材提供系サイト

「着信メロディ」「着信ボイス」「待受画像」に代表される「素材提供サイト」で、規約などを巧みに利用し、訪問者に高額な会費を請求するサイト。その手口の一例は、「無料着信メロディサイト」という売り込みであるにもかかわらず、着メロをゲットすると同時に高額な代金が請求されるというもの。おかしいと思いサイトの規約をチェックしてみると、「当サイトは閲覧は無料ですが、ダウンロードは有料です。一ヶ月6万円です」と書いている。この例は、出会い系のサイトとは違い、全てのユーザーが被害者となる可能性があります。特に、女子高生を中心に被害が広がっているトラブルのひとつです。

8 相手への配慮（一般的なマナーやエチケットについて）

情報モラルの重要性はコンピュータ利用や携帯電話に限ったことではありません。「総合的な学習の時間」がスタートしたことにより、学校の学習は教室を出て一般社会の中に素材を求めるようになりました。一般社会の中で児童生徒たちは、家族や先生、学級の仲間といった普段から付き合いのある人ではなく、はじめて会う人と接しなければなりません。当然そこにはマナーやエチケットがあってしかるべきです。大人との接し方は昔は家庭や地域社会の中で自然に覚えていくものでしたが、現代はそれも学校で指導しなければなりません。そんなことも知らないのかと言う前に、児童生徒の活動の前に十分な指導を学校で行うべきでしょう。

基本的な考え方は、「自分がされて気持ちの良い行動を心がける。」「自分がされたら不快なことを相手にしない。」ということです。相手が快く思ってくれば、期待以上の色々な情報が手に入ることもあるでしょうし、逆に相手を怒らせては何も情報が得られなくなります。

(1) インタビューなどの留意点

まず、どのようなことを調べたいのか、何を聞きたいのかをはっきりさせます。

次に、その欲しい情報を得るにはどこへ行けばよいかを考えさせます。

行き先が決まったなら、まず教師が先方に連絡を取り、必要な情報が手にはいるか、先方の都合はどうかを確かめます。学校の授業として活動するわけですから最初は教師が連絡を取るべきですし、訪問が決まったなら学校長名の文書で依頼すべきです。

ここで、子どもにアポイントメントの取り方を体験させたい場合は先方に連絡の日時を断っておきます。自分で約束した訪問の日時は教師がお膳立てをした時よりずっと、大切に感じるでしょうから、子どもたちに自分の行動の責任を感じさせるためには、この活動も必要です。

これらの事前準備と並行して必要なマナーの指導を行います。ある程度の挨拶の仕方、聞き方、話し方、身だしなみの指導が必要ですし、場合によって電話のかけ方や手紙の書き方を指導します。

特に大切なことは、子どもたちが訪問の目的や学んだことをこの後どうまとめようとしているかを相手に伝えることができるということです。いくら見た目の態度が良くても何を聞きたいのか自分の言葉で言えないようでは話し手も表面的な応答しかしてくれません。

当然、訪問は時間厳守ですが、アポイントメントの段階か、訪問したときにインタビュー等のために必要な予定時間（訪問の時間的長さ）を伝えておくべきでしょう。

しっかり話を聞いていることを相手に伝えるために、録音している場合でも同時にメモを取ることが必要です。

事後に子どもたち、学校双方からお礼をハガキや電話で入れるべきですし、その訪問で得た情報を印刷物にした場合は、印刷物を1部相手に渡すのもエチケットだと思います。

企業以外の場所への訪問やインタビューの場合も多少異なる点はあるでしょうが、これを基本にして計画を立ててください。

会社訪問（インタビュー）の流れ

必要な情報の洗い出し（質問、資料）

”

教師がアポイントメントを取る

”

訪問目的を子どもがしゃべれるように指導
話し方、態度の指導

電話のかけ方、手紙の書き方の指導

”

（子どもがアポイントメントを取る）

”

時刻を守って訪問する

”

挨拶をしっかり

メモを取ることを忘れない

”

事後に子どもがお礼を行う（ハガキや電話）

”

教師がお礼を行う

訪問で得たものをまとめたり、印刷物とした場合、送付する

(2) 写真撮影のマナー

子どもたちが「調べ学習」で校外に出て写真等を取ってくるケースはよく見られます。デジタルカメラの普及で、場合によっては現像がいりませんから、以前よりずっと写真が手軽になり

ました。また、カメラ付き携帯電話も増えてきましたので常にカメラを持ち歩く状態にもなりつつあります。「調べ学習」で訪問した場所でビデオを撮影してこることも考えられます。

当然、肖像権等の問題が発生しますので、次の表を参考にして対処を考えて下さい。

撮影対象	やるべきこと
人物 大寫し	相手に写真を撮らせてくれるようお願いする（発表に使うかどうかとも話しておく）。断られたらあきらめること。
遠景	顔と名前が特定できないように配慮する。嫌がるひとがいたなら無理に撮らない。
風景 自然	問題なし
公共物 企業の建物	問題なし
企業内	事前に了解を取っておく。撮影場所に制限がある場合は指示に従う。撮影した写真をどのように利用する予定かも説明をしておくこと。
物 芸術作品	著作権があるので、個人使用以外は問題あり。 作家が死んで50年以上たっていれば著作権は発生しない。
ポスター（有名人の顔）	肖像権のほかに財産権（パブリシティ権）もあるので、個人使用以外は問題になりかねない。
一般的な物	問題なし

くれぐれも隠し撮りやそれと疑われる行動をしないように指導して下さい。また、学習のための撮影であり、記念撮影ではないことも注意すべきです。記念撮影に夢中になって騒いでしまい、周囲に迷惑をかけるケースもよく見られます。

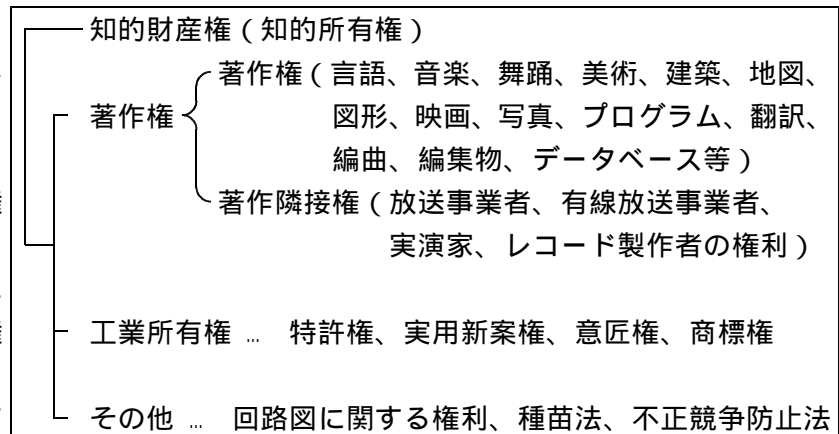
第5章 著作権についての情報モラル

1 著作権について

私たちが文献やインターネット等を利用して情報を収集する場合、ただ見るだけなら何の問題もありませんが、その情報を利用しようとする時には守らなければならない法律があるということに留意しなければなりません。特に著作権については、気づかないうちに法律に違反しているケースが少なくありません。たとえそれが児童生徒の行為であっても許されるものではありませんので、啓蒙や指導が必要です。そのためには、私たち教師が著作権についてきちんと理解し、必要な時に適切な指導を行わなければなりません。

(1) 著作権とは

著作権とは、著作権者以外の方が著作物を利用しようとするときに、利用を認めたり(許諾)、禁止したりできる権利であり、著作権は、特許権、商標権、工業所有権とともに「知的所有権」と呼ばれる権利の一つです。「著作権法」は、文化の発展を目的として



おり、音楽、絵画、小説、映画、コンピュータ・プログラム等の著作物を保護しています。

著作権法には、著作権の他に「著作隣接権」という権利があり、実演家(アーティスト)、レコード製作者(レコード会社等)、放送事業者等著作物を世の中に伝達する役割を担っている人たちの権利を保護しています。例えば、一枚のCDには、作詞家・作曲家の権利(著作権)の他、レコード会社やアーティストの権利(著作隣接権)が含まれています。インターネットの Web ページにアップロードするような場合、著作権者の許諾と同時に著作隣接権者の許諾が必要になります。

(2) 著作権制度の概要

著作権制度の概要を簡単にまとめると右表のように示すことができます。

他に著作者は、著作者人格権を持っており、この権利は著作者のみが有するもので、他に譲渡、売却できない権利です(後述)。

著作権	著作物を創作した者(著作者)に与えられる権利の総称
著作物	思想、感情を創作的に表現したもの
著作者	著作物を創作した者 著作権を購入又は譲渡された者は「著作権者」
著作権の発生	著作物を創作した時点で自動的に権利が発生する (無方式主義)
著作物の保護期間	著作者が著作物を創作した時点から死後50年まで 団体名、無名は公表後50年、映画は公表後50年

ア 著作者の権利

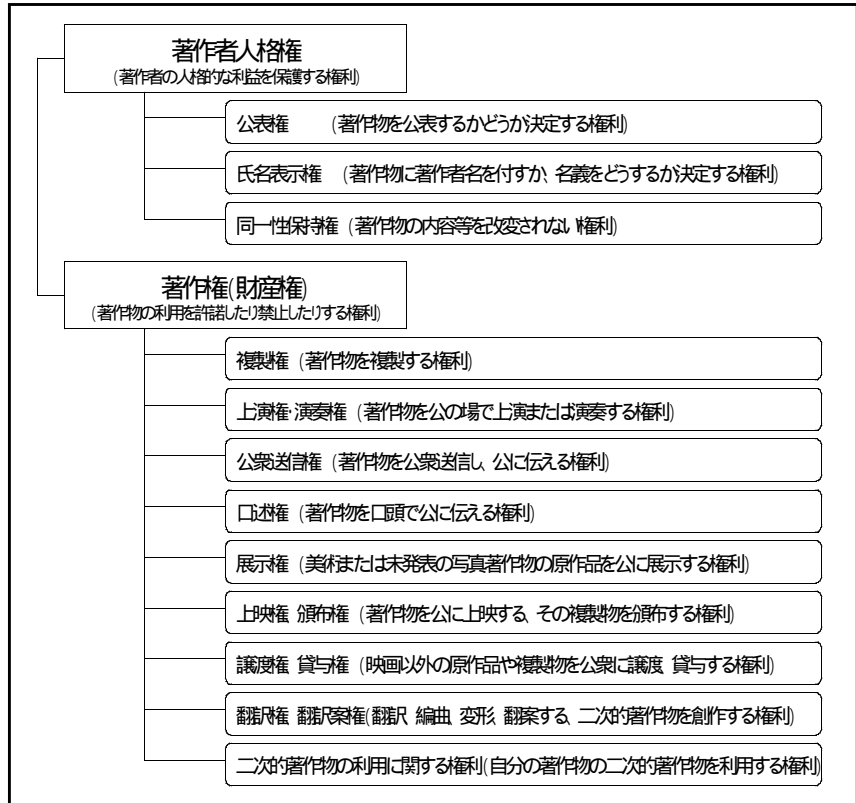
(ア) 権利の発生と保護期間

著作権、著作者人格権、著作隣接権は、著作物を創作した時点で発生します。権利を得るための手続きは必要ありません。

著作権の保護期間は著作者の生存年間及びその死後50年間です(映画は70年)。

(1) 著作者の権利の内容

著作権は、複製権、公衆送信権等様々な権利が集まった総称です。具体的には、右図のように示すことができます。これらの権利を著作者がもつというのが大原則なので、著作物を利用するときには、著作者から許諾を得ることが必要になります。



イ 著作権の登録制度

著作権等の権利を得るための手続きは必要がないことを前述しましたが、著作物を文化庁に登録できる制度があります。こ

れは、著作権の権利関係を明確にし、取引の安全を確保するためにあります。そのため、簡単には登録することができず、著作物を公表したり、著作権を譲渡した事実があった場合にのみ、登録が可能になります。

しかし、自身の著作物であることを第三者に証明しないと、現実には、権利を主張できないことも事実です。こうした場合のために、著作者の保護を目的として、著作物の存在事実の証明があります。この存在事実証明は、「今日、確かにA氏の著作物が存在する」という第三者の立場で行政書士が行っています。この証明は、文化庁等への登録に適さない場合や外部に著作物を公表したくない場合等に有効であるとされているようです。

(3) 著作物の利用

ア 利用の許諾について

「著作権」は、著作権者以外の方が著作物を利用しようとするときに、利用を認めたり(許諾)、禁止したりできる権利です。したがって、著作物を利用する際には、著作権者の許諾を得る必要があります。著作物の許諾を得る方法は、口頭でもかまいません。

しかし、後から問題が生じないように、利用の態様を詳しく説明し、文書で利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払い方法等を確認するのが望ましいと思います。

イ 許諾を必要としない利用について

著作権には、著作権者の許諾を得ることなく、著作物を利用できるとも定めています。その例を次表のように示します。

これらの場合は、著作権者の利益を不当に害さないように、著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件は厳密に定められています。例えば、人気歌手のCDの音楽をMDなどにコピーすることは、「著作物の私的な複製」ということで許容されます。しかし、このコピーを友人にあげることは、その友人はCDを買わずにすみ、レコード会社に損害を与えることになるので、著作権法で禁止されています。

< 著作権者の許諾を得ることなく、著作物を利用できる例 >

私的使用のための複製	家庭内で使用するために著作物を複製することができる。
引用	公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件に引用することができる。
教科用図書等への掲載	学校教育の目的上必要と認められる限度で掲載することができる。ただし、通知と補償金の支払いが必要。
学校教育番組の放送等	学校教育の目的上必要と認められる限度で放送することができる。ただし、通知と補償金の支払いが必要。
教育関係機関における複製	教育を担任するものは、授業の過程で使用するために著作物を複製できる。ただし、ドリル、ワークブックの複製や放送番組のライブラリー化等、著作権者に経済的不利益を与える場合は、適用されない。
試験問題としての複製	入学試験や採用試験等の問題として著作物を複製できる。ただし、営利目的の模擬試験等の場合は、補償金の支払いが必要。
点字による複製等	点字によって複製することができる。
営利を目的としない上演等	営利を目的とせず、観客から料金を取らない場合、上演・演奏・上映・口述できる。ただし、出演者に報酬を払う場合は、許諾が必要。

【著作権表示】

「©」と表記されるこのマークは、「サークルC」と呼ばれます。マークの後に、著作権者氏名、著作物を発表した年の構成で表示します。これは、著作権に関する条約で万国著作権条約(方式主義)によるものです。これによって、同条約に加盟している国であれば、著作権を保護することが可能です。希に(C)という表現で記載されているのを見ることがありますが、代用して使用しているようです。同条約においては、このような表記での方法は認められているものではないようです。

実際には、もう一つの条約が存在します。それは、ベルヌ条約(無方式主義)です。こちらの方が歴史的に新しく、万国著作権条約の加盟国のほとんどが加入しています。この方式では、手続きを要せずして、著作物を公然の場に出したときにその権利が発生します。日本やアメリカは、この立場にあるので、表記が必須ではないといえますが、外国のなかには、著作物と認められるために、著作権表示が必要な国があることを忘れてはいけません。

著作権表示は、侵害を防止するためには有効であるといえます。また、誰に著作権があるのかといったことを表示することによって、それを使おうとした人は、「これは他の人の著作物である」といった認識をさせることができることや使うための許可を得るための問い合わせがしやすくなるといった効果が考えられます。

著作権者に無断でコピーした商用のソフトウェアや音楽データ、写真や本のコピーをダウンロードできるサイト等がありますが、これらは違法な行為であることを理解する必要があります。同時に私たちや子どもたち自身も他人が作った著作物を無断で利用しないように、著作権意識を高めていかなければなりません。

2 授業における著作権の制限について

教育の目的であれば何でも複製できる訳ではないことに注意して下さい

前述のように手厚く守られている著作権にも制限があります。つまり、ある条件の下では利用者が許諾を取らずに自由に使えるということです。

教育関係機関における複製が著作権者の許諾なく利用できるのは、著作権法第35条「学校その他の教育機関における複製」によるものです。

著作権法より

(学校その他の教育機関における複製等)

第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(試験問題としての複製等)

第36条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(点字による複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

以下に示す六つの要件をすべて満たす場合に限り、例外的に許諾を得なくてもコピー(正式な言い方では複製)して子どもたちに配布することができます。

「学校・大学・公民館等での教育活動」については、次の条件を満たす場合に限り、公表され既存の著作物等の無許諾利用が「コピー」及び「配布」について例外として認められる。

1. 営利を目的としないこと
2. 教育を担当する者及び授業を受ける者自身が複製すること
3. 本人の教育活動そのものの中で使うこと
4. 必要最低限の部数であること
5. すでに公表されている著作物であること
6. 著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害さないこと

ここで、複製したものを他の教師が利用すること、著作権者の利益を不当に害することは認められていないことに特に注意が必要です。

なお、平成15年6月成立の改正著作権法では、教育機関において、著作物を拡大コピーして配布したり、著作物をローカルネットワークで送信することが可能になりました。また、電子会議機能を利用した遠隔授業でも利用が認められるようになりました。

(3) 著作権についての問い合わせ先

著作権について詳しくは、文化庁 Web ページ(<http://www.bunka.go.jp/>)をご覧ください。「学校における教育活動と著作権」のパンフレットや「著作権教育 5分間の使い方」という場面に応じた指導事例集が掲載されています。さらに、小学生、中学生、高校生版の学習ソフトもありますので、必要に応じて活用することで、児童生徒への指導が可能になると思います。

著作物を利用しようとしたり、疑問が生じた場合の問い合わせ先を以下に示します。

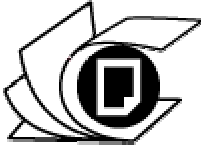
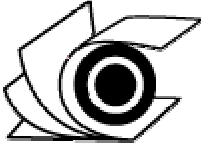
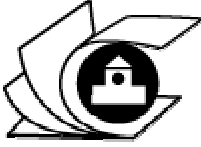
- 全般：社団法人 著作権情報センター TEL 03-5353-6921 <http://www.cric.or.jp/>
〒163-1411 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11階
- 音楽：社団法人 日本音楽著作権協会 TEL 03-3481-2121 <http://www.jasrac.or.jp/>
〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12
- 文芸：社団法人 日本文芸家協会 TEL 03-3265-9657 <http://www.bungeika.or.jp/>
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文芸春秋ビル新館 7階
- 脚本：協同組合 日本脚本家連盟 TEL 03-3401-2304 <http://www.writersguild.or.jp/>
〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-5 ハラビル
協同組合 日本シナリオ作家協会 TEL 03-3584-1901 <http://www.mmjp.or.jp/scenario/>
〒107-0052 東京都港区赤坂 5-4-16 シナリオ会館
- CD：社団法人 日本レコード協会 TEL 03-3541-4411 <http://www.riaj.or.jp/>
〒104-0061 東京都中央区銀座 7-16-3 日鐵木挽ビル 2階
- 実演家：社団法人 日本芸能実演家団体協議会
TEL 03-5353-6600 <http://www.geidankyo.or.jp/>
〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11階
- 実演家著作隣接権センター TEL 03-3379-3571 <http://www.cpra.jp/>
〒151-0071 東京都渋谷区本町 1-3-4 初台ダイヤビルディング 7階
- 放送：日本放送協会 TEL 03-3465-1111 <http://www.nhk.or.jp/>
〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1
社団法人 日本民間放送連盟 TEL 03-5213-7717 <http://www.nab.or.jp/>
〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町 3-23
- コンピュータソフトウェア：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
TEL 03-5976-5175 <http://www2.accsjp.or.jp/index.html/>
〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5階
- ビデオ：社団法人 日本映像ソフト協会 TEL 03-3542-4433 <http://www.jva-net.or.jp/>
〒104-0045 東京都中央区築地 2-12-10 築地 MFビル 2 6号館
株式会社 日本国際映画著作権協会 TEL 03-3265-1401 <http://www.jimca.co.jp/>
〒102-0082 東京都千代田区一番町 23-3
- 出版：社団法人 日本書籍出版協会 TEL 03-3268-1303 <http://www.jbpa.or.jp/>
〒162-0828 東京都新宿区袋町 6 日本出版会館
- 文献：社団法人 日本複写権センター TEL 03-3401-2382 <http://www.jrrc.or.jp/>
複写 〒107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3階
- 美術：社団法人 日本美術家連盟 TEL 03-3542-2581 <http://www.jaa-iaa.or.jp/>
〒104-0061 東京都中央区銀座 3-10-19 美術家会館
- 写真：日本写真著作権協会 TEL 03-3221-6655 <http://www.jpca.gr.jp/>
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル 304
- 教育：社団法人 映像文化製作者連盟 TEL 03-3501-0236 <http://www.eibunren.or.jp/>
映画等 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-17-1 視聴覚ビル

4 自由利用マークについて

Web ページを作るとき、使って良い素材を選定することは、なかなか難しいことです。「著作権があるから、使用を控えよう。」とか、「無視してもバレないのではないか。」など色々考えてしまいます。そこで、文化庁では、2003年に「自由利用マーク」を公表し、自分の作品を他人にどんどん使ってもらいたい時は、このマークを利用するように勧めています。

ページの作成者は、使って欲しいページや画像、データなどにこのマークを付けます。

マークは次の三種類です。

 <p>コピーOK</p>	<p>「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク</p> <p>利用の目的： 何でもよい（社内会議用の資料、会社のパンフレットなどに使う場合も、無料配布であれば営利目的でもよい）</p> <p>利用の方法： 「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみ</p> <p>注 「送信」は含まれない</p> <p>コピーの媒体は、紙、テープ、CD-R、ハードディスクなど、何でもよい（媒体変換や、デジタル アナログなどの方式変換も可能）「無料配布」には、「無料貸出し」も含まれる「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけない</p>
 <p>障害者OK</p>	<p>「障害者のための非営利目的利用」OKマーク</p> <p>利用の目的： 障害者のみを使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）</p> <p>利用の方法： 何でもよい</p> <p>注 プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる</p> <p>障害者が使うためであれば、コピーなどを行う人は、障害者でなくてもよい</p>
 <p>学校教育OK</p>	<p>「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク</p> <p>利用の目的： 学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）（授業だけでなく、部活動、教員の研究会なども含まれる）</p> <p>利用の方法： 何でもよい</p> <p>注 プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる</p> <p>学校の活動で使うためであれば、コピーなどを行う人は、教員・生徒でなくてもよい</p>

これらのマークを付けるということは、先の著作権表示をしないこととなります（表示をしなくても著作権は存在します）。

複数付けることもできますが、何に対してマークを付けたのかマークの下に表示しておきましょう。（例「このマークはこのページの写真に付けられたものです。」）

児童生徒に著作権の意味を考えさせる上で、自分たちのページにマークを付けるか否か考えさせることはとても有効ですが、次のことに気をつけて下さい。

- ・マークは一度付けると取り消しが難しいので、よく考えること。
- ・マークの有効期限を設定しておく、途中で利用許可の再検討ができます。
- ・権利関係が難しいので、動画と音楽には付けないほうが良い。

第6章 指導者として知っておきたいこと

1 学校におけるデジタルデータの管理について

ネットワークに繋がっているコンピュータに児童生徒の個人情報を保存しない

(1) 現状について

ご存じのように、最近ではほとんどの先生方が校務にコンピュータを利用しています。そのコンピュータで成績処理を行ったり、学級名簿を作成したり、指導要録や調査書を作成する方もいらっしゃいます。

善し悪しは別として、データの入ったコンピュータを自宅に持ち帰って仕事をする先生もいますし、校内 LAN に繋がっているコンピュータで仕事をする場合もあるでしょう。

しかし、そのデータをどのように管理するか全職員に周知徹底されている学校は残念ながら少ないと思います。

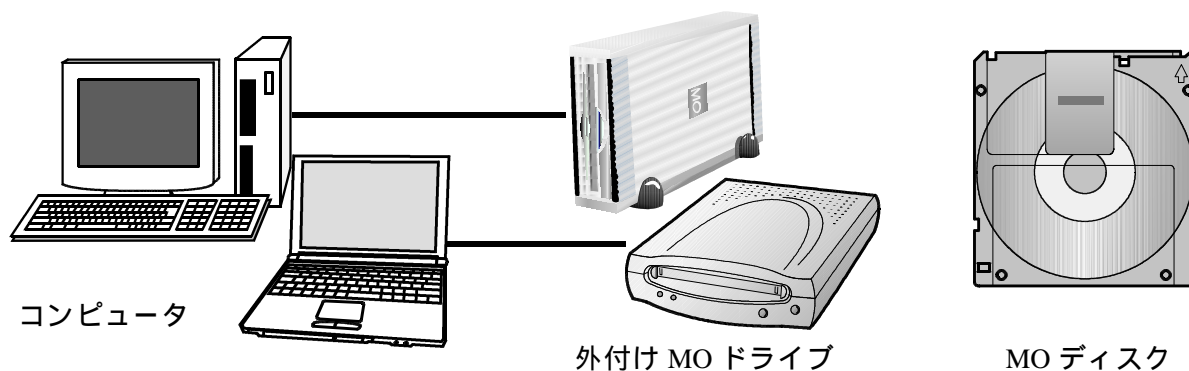
外部から不正侵入をされてデータを盗まれる、校内 LAN を使って生徒がデータを書き換える、個人データを保存しているコンピュータが盗まれるといった危険を予測してデータの管理方法を定めるべきです。

(2) データの管理方法

まず、絶対に次のことを守りましょう。

・ネットワークに繋がっているコンピュータに児童生徒の個人情報を保存しない。

ネットワークへの接続は、常時接続でなくても危険です。ここで言う個人情報とは、児童生徒名簿、成績データ、家庭環境調査等、指導要録、抄本、通信表、調査書などです。これらのデータはハードディスク以外の記録メディアに保存して金庫に保管するのが良いとされています。



様々なメディアの中で、大容量で安定して利用できるのが MO ディスクで、企業ではデータ保存用に使われています。外付け MO ドライブで各先生がデータを入力、処理をしたなら、MO ディスクは主任以上が保管し、帰宅時には金庫に入れるようにすれば一番良いと思われます。

現状ではなかなか難しいかもしれませんが、先生個人が責任を取らなければならないことがないよう最適な方法を考えて下さい。

2 セキュリティへの配慮

インターネットでは、世界中の人々と情報の伝達、共有が可能になる反面、利用しているコンピュータは様々な脅威にさらされています。特に、最近、不正アクセス、なりすまし、ウイルス問題等が社会問題にもなってきました。中でも不正アクセスやウイルスの問題では、学校が被害者になるだけではなく、知らず知らずのうちに学校が加害者となってしまうことも予想されます。したがって、インターネットを活用するためには、セキュリティ対策は必要不可欠なものです。しかし、

セキュリティ対策に 100 %の安全はないという認識も忘れてはいけません。

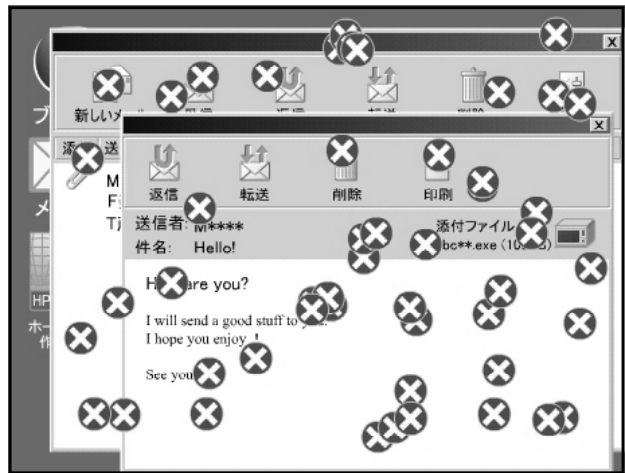
(1) コンピュータウイルス

「コンピュータウイルス」とは、コンピュータ内部のプログラムやデータに対し、意図的に何らかの被害を与えるように作られたプログラムのことです。

ウイルスは、自らをコピーして他のコンピュータに伝染する「自己伝染機能」、特定の時刻や処理回数の条件が一致するまで症状を出さない「潜伏機能」、プログラムやデータ等のファイルを破壊したり、異常な動作をさせたりする「発病機能」をもつものがあります。

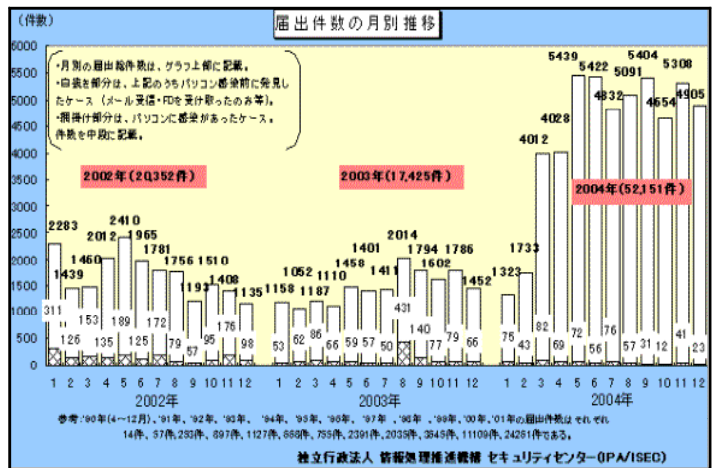
ワープロソフトや表計算ソフトには、毎回行う一連の操作の手順をデータの一部に埋め込み、処理を自動的に実行して操作を簡略化することのできるマクロと呼ばれる機能をもっています。このマクロ機能を悪用し、コンピュータ内のファイルを書き換えたり、削除したりする悪質なウイルスがあります。これは、マクロウイルスといいます。マクロウイルスは、マクロ機能をもつワープロソフトや表計算ソフトのファイルにとりつきます。

また、近年、電子メールが利用されるようになり、ウイルスが電子メールによって、非常に早い速度で広い地域に感染し、大きな被害が発生しています。例えば、1999(平成11)年に世界中で感染が報告された「Melissa」があります。これは、MS-Word を介して感染するウイルスで、感染した文書ファイルを読み込むと、その MS-Word に感染し、感染した MS-Word で作成、更新した文書ファイルに感染するというものです。さらに、MS-Word 及びメールソフトの Outlook がインストールされている場合、感染した文書を開くとウイルスが動作し、Outlook のアドレス帳に登録されているメールアドレス50ヶ所に対して、ウイルスに感染した文書を添付したメールを自動的に送信するという悪質なウイルスでした。他にも「ExploreZip」「Happy99」「VBS/LOVELETTER」「Sircam」「NIMDA」等、悪質なウイルスが後を絶ちません。ウイルスの感染経路は、メールの他に F D や C D - R O M からの感染もあります。他人から渡されたディスクは相手が信用できる人でもウイルススキャンはしなければいけません。



「感染した画面例」(情報モラル研修級材2005より)

「感染した画面例」(情報モラル研修級材2005より)



情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンター

(2) ウイルスへの対策

ウイルス対策の一つにウイルス対策ソフトの導入があります。「ウイルス対策ソフト」とは、コンピュータウイルスを検出したり、ウイルスに感染したファイルを隔離したり、ウイルスの発病機能を停止させたりするプログラムです。ウイルス対策ソフトは、ウイルスの特徴をパターン化したデータベースをもっています。このデータベースと検査対象のファイルとを比較照合し、ウイルスを検出します。次々と現れる新しいウイルスに対抗するためには、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態にアップデートし、パターンファイルの更新をすることが必要になります。

このウイルスへの対策として以下のようにまとめましたので、参考にいただければと思います。

【ウイルス対策 7箇条】

1 最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルス対策ソフトを活用すること

新種ウイルスに対応するために、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトで検査を行うことが肝要。ウイルス定義ファイルの更新に当たっては、ウイルス対策ソフトのWebサイトを定期的にチェックし、最新のバージョンを確認しておくことが重要である。

また、プリインストールされているウイルス対策ソフトは、機能が限定されている場合もあるので、製品版にアップグレードすること。

2 メールの添付ファイルは、開く前にウイルス検査を行うこと

受け取った電子メールに添付ファイルが付いている場合は、開く前にウイルス検査を行う。また、電子メールにファイルを添付するときは、ウイルス検査を行ってから添付する。

3 ダウンロードしたファイルは、使用する前にウイルス検査を行うこと

インターネットからファイルをダウンロードした場合は、使用する前にウイルス検査を行う。また、ユーザに被害を与えるプログラム（国際電話やダイヤルQ2に接続するプログラム等で、ウイルス対策ソフトで発見できない可能性が高い。）が潜んでいる場合があるので、信頼できないサイトからのファイルのダウンロードは避ける。

4 アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること

マイクロソフト社のWordやExcelのデータファイルを開くときに、マクロ機能の自動実行を無効にする等のアプリケーションに搭載されているセキュリティ機能を活用する。

また、メーラー、ブラウザのセキュリティレベルを適切（中レベル以上）に設定しておくことにより、被害を未然に防ぐことができる。

5 セキュリティパッチをあてること

基本的なウイルス対策を行っていても、セキュリティホールのあるソフトウェアを使用していると、ウイルスに感染してしまうことがある。例えば、電子メールの添付ファイルの自動実行を許してしまうメーラーのセキュリティホールは、ウイルス感染被害を著しく増大させる可能性がある。このようなセキュリティホールは、頻繁に発見されているので、使用しているソフトウェア（特に、メーラー、ブラウザ）に関してベンダーのWebサイト等の情報を定期的に確認し、最新のセキュリティパッチをあてておくことが重要である。

6 ウイルス感染の兆候を見逃さないこと

下記のような兆候を見逃さず、ウイルス感染の可能性が考えられる場合ウイルス検査を行う。

- ・システムやアプリケーションが頻繁にハングアップする。
- ・システムが起動しない。
- ・ファイルが無くなる。見知らぬファイルが作成されている。
- ・タスクバー等に妙なアイコンができる。
- ・いきなりインターネット接続をしようとする。
- ・ユーザの意図しないメール送信が行われる。
- ・直感的にいつもと何かが違うと感じる。

7 ウイルス感染被害からの復旧のためデータのバックアップを行うこと

ウイルスにより破壊されたデータは、ウイルス対策ソフトで修復することはできない。ウイルス感染被害からの復旧のため、日頃からデータのバックアップをとる習慣をつけておく。

また、アプリケーションプログラムのオリジナルCD-ROM等は大切に保存しておく。万一、ウイルスによりハードディスクの内容が破壊された場合には、オリジナルから再インストールすることで復旧することができる（Windows XPの場合は、何日か前に復元することができる）。

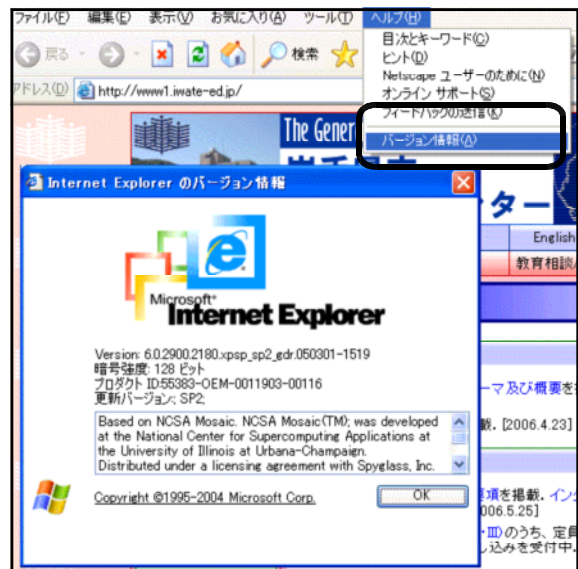
Windows は、米国 Microsoft Corporation の登録商標です。

(3) 「アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること」について

ア バージョン等の確認

ブラウザによっては、「セキュリティホール」と呼ばれる弱点があります。「セキュリティホール」とは、ネットワークまたはシステムにおける防御機構に関する欠陥のことをいいます。つまり、ブラウザにも、情報漏洩等の危険性があるのです。これを修正するためには、ブラウザの提供元の情報を確認し、ブラウザの種類・バージョンによって、パッチ(プログラムの一部を修正することをいう)の導入もしくはバージョンアップ等により対処する必要があります。

使用しているバージョンや更新バージョンを確認しておくことはとても大切なことなのです。



イ ブラウザの設定

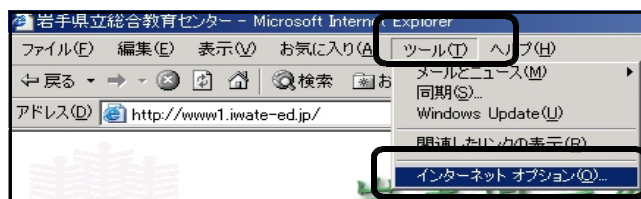
Web サイトによっては、「JavaScript」「Cookie」「ActiveX コントロール」といった機能を使い、機能性や表現力の高い Web ページを構成しているところがたくさんあります。例えば、ショッピングサイトや株価情報等では、「Cookie」が使われています。

より機能性の高いサービスが実現可能になる一方で、こうした機能を悪用し、強引なマーケティング手段に使ったり、システム・ダウンを目的とする攻撃プログラムを送りつけ

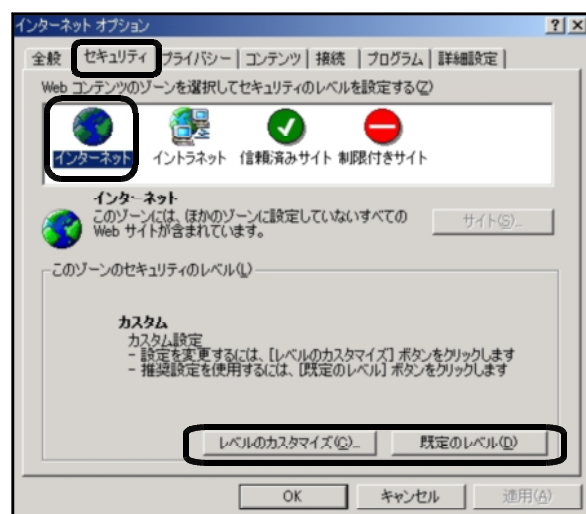
危険となりうる機能	
ActiveX	以前はOLEコントロール、OCX、OLEカスタムコントロール等と呼ばれていたプログラム要素が改名したものです。Webページに貼り付けて利用できる部品で、コントロールがシステムにインストールされていない場合でも、WWWサーバからコントロールをダウンロードして利用することが可能です。悪用しようと考えたとき、アクセスしてきたパソコンに対し、ファイルの消去やハードの内容の書き換え、電源切断といったことができる可能性があります。
Java/ Javaアプレット	Javaアプレットは、JavaプログラムのコードをWebサーバからWebクライアントに送信し、これをクライアント側コンピュータのWebブラウザ上で実行することを前提としたプログラムモデルです。インターネットを経由してプログラムを配信することも可能なので、セキュリティの観点から、アプレットが実行できる処理（特に、ファイル入出力等、クライアントシステムに影響を及ぼす可能性がある処理）を大幅に制限しています。
JavaScript	HTMLに含まれるプログラムの一つで、静的に文字やグラフィックスを表示する静止画的なWebページだけでなく、例えば現在の日時をドキュメントに表示したり、ダイアログボックスを表示してユーザー入力を受け付けたりする等、動的なWebページの設計が可能です。しかし、タグ攻撃に使われることがあり、その掲示板の訪問者まで被害が及ぶこともあります。
Cookie	インターネットのWebサービスにおいて、WebブラウザとWebサーバの間で情報交換を行うためのしくみです。例えば会員登録が必要なWebサイトにおいて、サーバ側で会員登録を行い、これらの情報を識別するための会員番号等の情報をCookieとしてクライアント側で保存します。次回のアクセスはこの会員番号をサーバ側に送信することで、登録済みユーザーからのアクセスであることが識別されるものです。Cookieの情報はクライアント側に暗号化されずに記録されるので、ユーザーが改ざんすることは簡単で、これを悪用すれば、他人になりすましてWebサーバにアクセスできるという問題があります。また、ユーザーの知らないうちに、ユーザーを識別可能な情報が記録され、Webサーバに送られてしまうので、プライバシーの問題もあります。
画像読み込み	画像にCGIが埋め込まれている場合、訪問者の情報を解析していることがあります。

たりする行為があります。IE等のブラウザには、これらの利用を制限できる機能があります。制限を強化することによって、こうした被害から身を守ることができますが、制限を強くすると、一部のWebサイトを使う上で、利便性に欠ける場合があります。(デフォルトの状態では、必ずしも強力な制限を加えていません)

- (ア) IE6のメニューバーから[ツール] [インターネット オプション]を選択して、ダイアログを開きます。



- (イ) [セキュリティ]のタブをクリックします。
右図のようなセキュリティの設定画面が表示されるので、[セキュリティゾーン]を[インターネット]にします。
[インターネットゾーン]の[セキュリティレベル]を設定します。

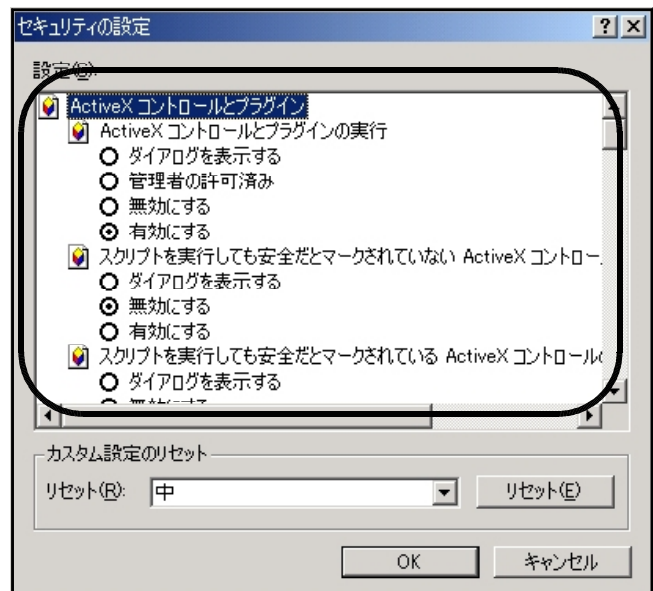


- (ウ) [規定のレベル]をクリックすると、[高][中][中低][低]の四つのレベルから[セキュリティレベル]を選択することができます。いずれかを選ぶと、各項目に自動的にチェックが入り、設定ができます。

[中低]以下の設定については選ばない方が安全と思われます。[中]を選択すると、安全でない可能性があるコンテンツをダウンロードする前に警告のメッセージを表示します。[高]を選択すると、ActiveX コントロールや Java 等の機能が無効に設定されます。Cookie についても、IE 5.5 以下では、この設定で無効になります。IE 6 において Cookie 設定は、新設された [プライバシー] タブで設定を行います。



(I) [レベルのカスタマイズ]をクリックすると、右図のような[セキュリティの設定]画面が表示されます。何らかの必要があって、セキュリティを一つ一つ細かく設定したい場合はここで設定することができます。

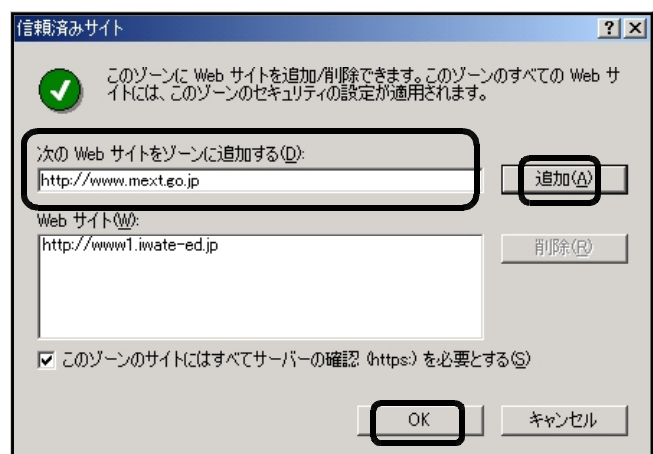


[セキュリティレベル]を[高]に設定した場合、様々な機能が無効になるため、正しくアクセスできないサイトが出てきます。安全性が確認された特定の信頼できるサイトに対してのみ、制限を緩和することで、安全性と利便性のバランスをうまくとる方法について述べます。

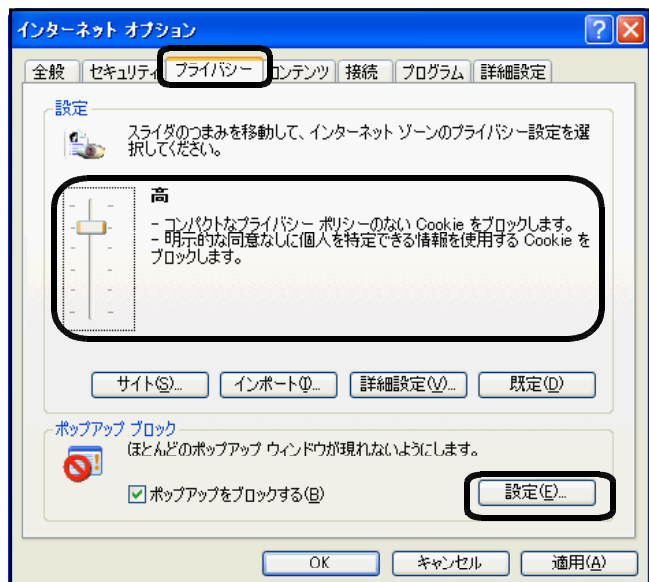
(o) [セキュリティゾーン]を[信頼済みサイト]にします。[信頼済みサイトゾーン]の[セキュリティレベル]を[低]に設定し、[サイト]をクリックします。



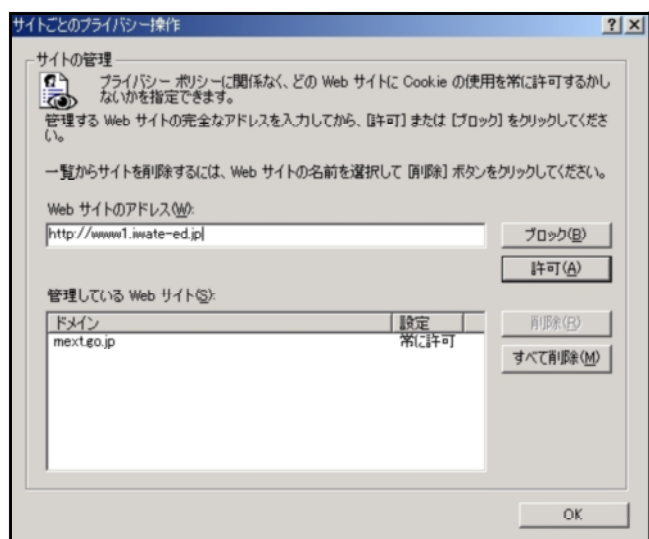
(カ) 安全が確認されている信頼できるサイトの URL を入力し、[追加][OK]をクリックします。



- (キ) IE 6 では、Cookie 管理機能が追加されたため、Cookie に関する設定は[インターネットオプション]ダイアログに新設された[プライバシー]タブで行います。



- (ク) [サイト]をクリックすると、右図のような[サイトごとのプライバシー操作]の設定画面が表示されます。ここでは、特定のサイトに対する制限を設定することができます。

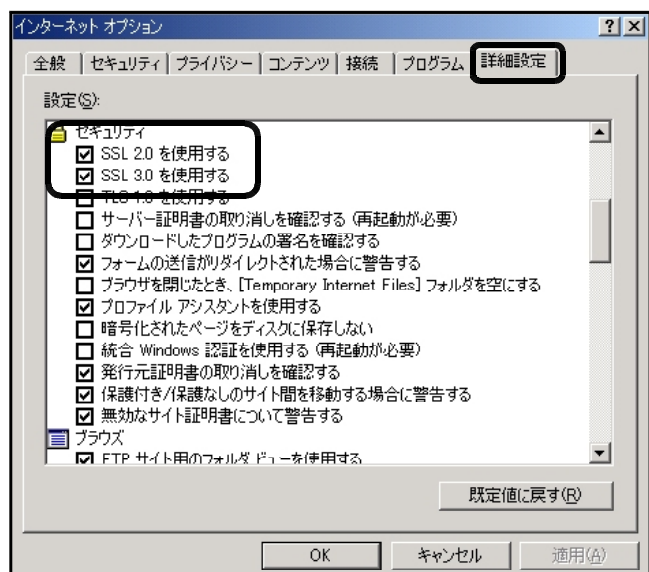


インターネット上で物を購入する場合、クレジットカードを利用することがあります。インターネットを通じて送ったクレジットカードの番号は、第三者に盗み見られ、その番号が使われてしまう危険があります。

SSL(Secure Sockets Layer)という機能を利用すると、クレジットカードの番号を暗号化して通信することができます。ただし、学校や会社等の LAN からは、ファイヤーウォール(セキュリティシステム)があるため、利用できないことがあります。

- (ケ) [インターネット オプション]の[詳細設定]のタブを選択します。

「セキュリティ」の『SSL 2.0 を使用する』と『SSL 3.0 を使用する』にチェックします。その下の TLS 1.0 も暗号化の機能なのですが、上の二つと同時にチェックを入れるとうまく表示できないページが出る場合があるとのことです。



ウ メールソフトの設定

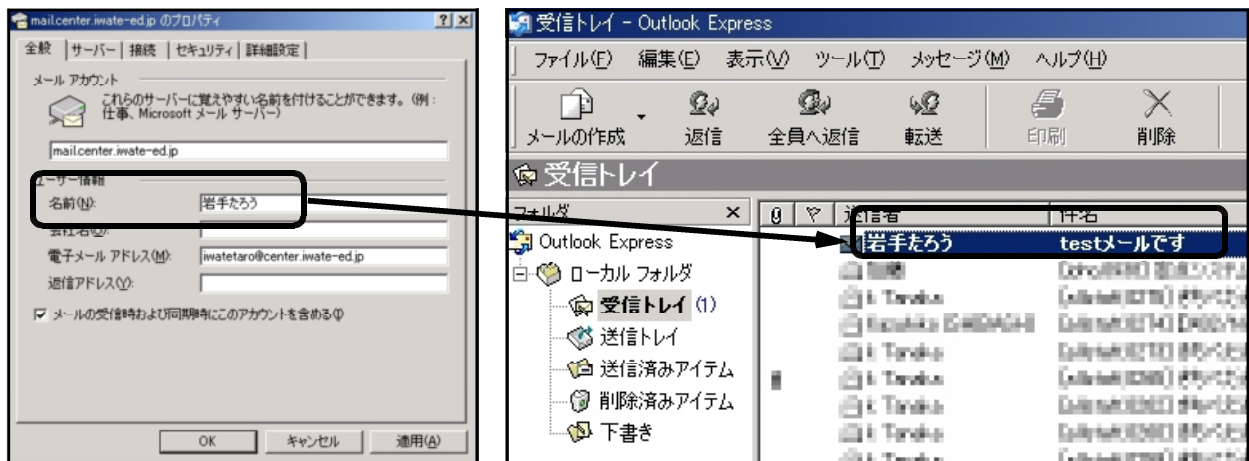
最近のほとんどのパソコンには、メールソフトがインストールされています。しかし、それらを初期設定のまま利用していると、様々な問題点が発生することがあります。環境によっては本文が読めなかったり、コンピュータウイルスの被害に遭いやすかったり、場合によっては、自分が知らないうちに加害者になることもあります。特に、最近では、メールに潜ませて送ったウイルス等により、メールを受信しただけで深刻な状況に陥る状況にもあります。

メールソフトは、「Outlook Express」「Netscape Mail」「Eudora」「Becky!」「Shuriken」「AL-Mail32」等たくさんあります。どのメールソフトを使うかという判断とそのメールソフトを正しく設定して使用することは重要なことといえます。

また、メールソフトにおいても、種類・バージョンによって、パッチの導入もしくはバージョンアップ等によるセキュリティ等への対処も必要です。使用しているバージョンや更新バージョンを確認しておくことは大切なことです。本テキストでは、Outlook Express 6 を例に説明します。

(F) ユーザ情報の確認

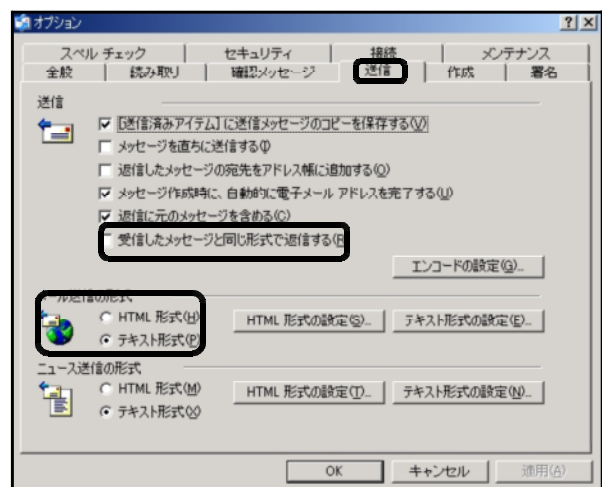
メニューバーから[ツール] [アカウント]を選択し[インターネットアカウント]から[メール]タブ、アカウントを選択して[プロパティ] [全般]をクリックすると、下左図のような画面が表示されます。ここで記述した[ユーザ情報]の[名前]がメールを送った相手に伝わるので、誰であるかわかりやすい名前を記入します。(通常は、ローマ字表記)



(I) 送信の形式

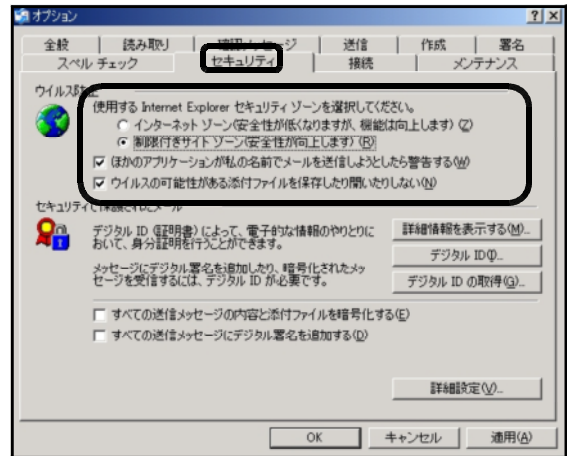
最近のメールソフトは、HTML 形式を利用して Web ページのように文字に色をつけたり、文字の大きさを変える等色々な表現ができるようになってきています。このような HTML 形式は、誰もが受信できるものではなく、相手が HTML 形式に対応していないメールソフトを使用している場合、必要のない添付書類がついたり、中身が文字化けしてしまったりします。相手がどんなメールソフトを使用しているかわからない場合には、HTML 形式では送信しないようにします。

設定方法は、メニューバーから[ツール] [オプション]を選択し、[オプション]ダイアログの[送信]タブを選択し、[受信したメッセージと同じ形式で送信する]のチェックを外し、[メール送信の形式]の[テキスト形式]にチェックを入れます。



(ウ) [セキュリティ]の設定

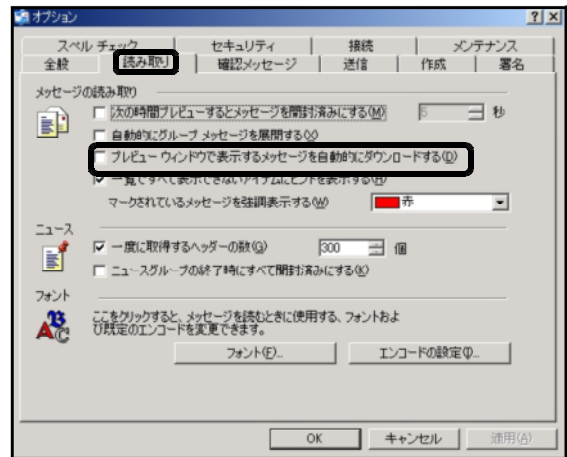
メニューバーから[ツール] [オプション]を選択し、[オプション]ダイアログの[セキュリティ]をクリックすると、右図のような画面が表示されるので、[ウイルス防止]の三カ所にチェックを入れます。ただし、[ウイルスの可能性のある添付ファイルを保存したり開いたりしない]にチェックを入れていると、添付ファイルのあるメールを受信した際に「添付ファイルは安全でないため、削除されました」といったメッセージが出てきて添付ファイルを受け取ることができないことがあります。添付ファイルを受け取る時は、このチェックを外すこと、受信した添付ファイルのウイルスチェックを欠かさないことが必要となります。



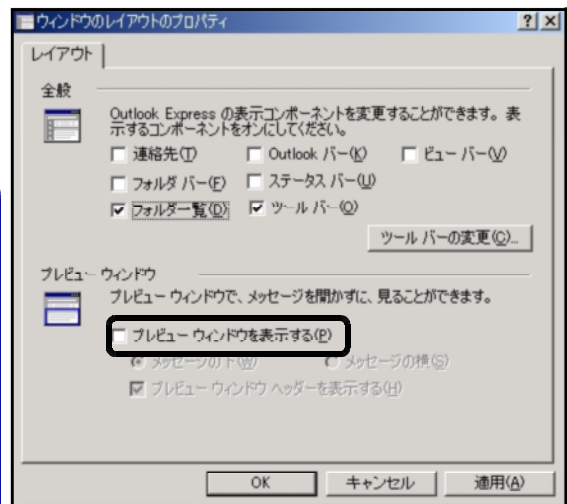
(I) プレビュー画面の設定

最近のウイルスは、メールを「プレビュー」しただけで感染するものが増えてきました。利便性は損なわれますが、プレビュー画面を表示しないように設定します。

設定の方法は、メニューバーから[ツール] [オプション]を選択し、[オプション]ダイアログの[読み取り]タブをクリックすると、右図のような画面が表示されるので、[メッセージの読み取り]の[プレビューウィンドウで表示するメッセージを自動的にダウンロードする]のチェックを外します。



また、メニューバーから[表示] [レイアウト]を選択し、右図にある[ウィンドウのレイアウトのプロパティ]の画面を表示させます。[プレビューウィンドウ]の[プレビューウィンドウを表示する]のチェックを外します。



セキュリティ上、コンピュータに接続している電話回線は、ダイヤルQ2や国際電話に繋がらない方が良いでしょう。ダイヤルQ2は、NTT東日本に連絡をして止めてもらうことができます。

国際電話は、国際電話不取扱受付センター

TEL 0120-210-364 (平日9~17時)

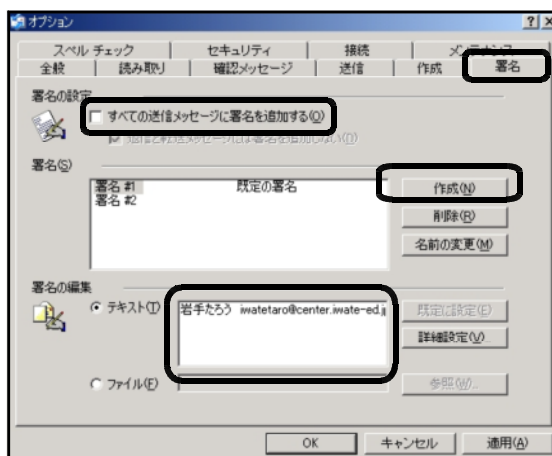
FAX 0120-210-535

に連絡して下さい。

(オ) 署名

メールの最後に署名を付けることはエチケットの一つといわれています。あらかじめ署名を作っておけば、必要なときに容易にメールの最後に付けることができます。スタイルに規定はありません。所属・名前・メールアドレスくらいの記述が適当と思われます。住所や電話番号を入れたときは、送信する相手によって使い分けをしましょう。

設定の方法は、メニューバーから[ツール][オプション]を選択し、[オプション]ダイアログの[署名]タブを選択すると、右図のような画面が表示されるので、[署名の設定]の[すべての送信メッセージに署名を追加する]にチェックをし、[作成]ボタンをクリックし、署名を作成します。



(4) 「セキュリティパッチをあてること」について

Windows も人が作ったプログラムである以上、必ずミスがあり、侵入者はそこを狙ってきます。近年のウイルスはほとんどが Windows の脆弱性をついたものになっています。

ですから、ミスが分かった時点でそれを修正しなければなりません。それが Windows Update や、Microsoft Update です。

まず、いつでもインターネットにつながるように準備をします。

Windows の[スタート]をクリックすると、スタートメニューが、または、[全てのプログラム]をクリックすると上のほうに[Windows Update]や[Microsoft Update]とありますので、そこをクリックし、あとは指示に従って下さい。

たくさんのファイルをダウンロードする必要がある時は高速回線でないとなかなりの時間がかかりますから、一度に全部ダウンロードしないほうがよいでしょう。

同じ内容をCD-ROMで提供するサービスもあり、CD-ROMの送料だけで送ってくれます。



セキュリティに関する Web ページ

「IPA セキュリティセンター(情報処理推進機構)」

(<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>)

「日本コンピュータ緊急対応センター(JPCERT/CC)」(<http://www.jpcert.or.jp>)

「ジェリック(JERIC)」(<http://www.jeric.gr.jp>) 等を定期的に見ることをお勧めします。

【ネットワーク上の不適切な行為の例】

- 1 **クラッキング**
不正にコンピュータにアクセスし、データの破壊等を与える行為。
- 2 **クラッカー**
クラッキングを行う者。不正アクセスを行う者をハッカーと呼ぶこともあるが、ハッカーには、「コンピュータシステムに詳しい者」という意味で使われる場合もある。
- 3 **ソーシャル・エンジニアリング**
管理者を名乗ったり、親切な助言者を装い、正規のコンピュータユーザーの信頼を得て、不正アクセスするための情報を得る行為。
- 4 **メール爆弾**
個人に大量のメールを送りつけ、通常のメールを受け取れなくさせたり、メールサーバのシステムを使えなくする行為。
- 5 **掲示板荒らし**
電子掲示板に下品な言葉等の無関係なメッセージを大量に投稿し、正常な議論の進行を妨害する行為。
- 6 **トロイの木馬**
使用者に知られずに外部の侵入者がコンピュータを操作できる機能を潜ませたソフトウェア
- 7 **ポートスキャン**
不正アクセスに利用可能なコンピュータシステムの弱点を探するために、コンピュータのネットワークポートの状態を次々に調べる行為。
- 8 **デナイアル・オブ・サービス**
コンピュータシステムが提供しているサービスの機能を使えなくさせる目的で、大量のアクセスを集中的に行う行為。

(5) 不正アクセス

「不正アクセス」とは、利用者権限のない者によるアクセス、不正侵入、盗聴、データの書き換え、機器を使用不能状態にする攻撃等、ネットワークやコンピュータに対して行われる不正な行為全般をいいます。2000(平成 12)年 2月に「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が制定・施行され、これによって、不正アクセス行為の定義がなされたため、不正な行為を指す用語として、「セキュリティ・インシデント」という言葉を使うこともあります。

他人のIDを使ったり、正当な利用権限がない他人のコンピュータに侵入したり、ネットワーク上で違法な販売を行うことは、法律に触れる犯罪行為であり、中学生・高校生も罰せられます。また、同一内容で、たくさんのメールを送ったり、大きなデータを送って相手のコンピュータを遅くすることは専門的知識がなくてもできるので、指導が必要です。

インターネットには、「匿名性」があるといわれており、不正アクセスをしても分からないだろうと思われがちですが、実は、インターネットには「追跡性」もあるのです。ユーザーがインターネットの各種サービスを利用した際には、WWWでもメールでも、すべてサーバに記録(log)が残されることから、違法行為が生じた場合、この記録をたどっていくことによって、いつどこ誰が行ったのかわかるようになっています。学校でもサーバの記録(log)のチェックを定期的に行う方が良いでしょう。

なお、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の罰則では、「不正アクセス行為」は「一年以下の懲役又は50万円以下の罰金(8条)」、「不正アクセス行為を助長する行為」は「30万円以下の罰金(9条)」と定められています。

(6) なりすまし

「なりすまし」とは、他人のIDとパスワードを使ってプロバイダに接続し、他人になりすますことです。この場合、正当にアクセスする権利をもつ者と同じ方法でアクセスすることになるので、その人は完全になりすまることができるのです。インターネットは、相手の確認もすべて

デジタルデータのみで行われます。互いに顔を合わせずにすむこの世界では、他人になりすますることが容易です。例えば、電子メールを受信したとき、知っている人の名前・メールアドレスであれば知り合いだと判断しますが、表示を偽ることは可能であることから、真実の相手をはっきり確認することは難しいといえます。

ユーザー側の対策として、パスワードは英字と数字と記号を混在させて無意味な文字列にすること、他人に教えないこと、定期的に変更すること、パスワードを紙等を書いて貼っておいたりしないこと等が考えられます。

また、最近ではウイルスのように不正プログラムであると分類されないグレーゾーンのプログラムのスパイウェアの被害も増えてきました。このスパイウェアは、ユーザのコンピュータの動きや個人情報を監視し、情報を勝手に送信するプログラムを持つものです。致命的な情報を漏らす「情報漏洩型ハッキングツール」であればウイルス対策での検出も可能なのですが、致命的とまではいえない情報に関わるため、不正なものとは断定しにくく、ウイルス対策ソフトでも検出されないものがあります。このようなスパイウェアやウイルスは、あらかじめありがちなパスワードのリストを持っています。メールの添付ファイルなどで侵入したスパイウェアやウイルスは、自分の持っているパスワードリストを試し、ネットワークでつながっている他のコンピュータへ侵入します。最近のスパイウェアやウイルスの例としては、「Netsky」「Mydoom」「Bagle」「Mytob」「Klez」「Lovgate」などがあり、特にウイルスの検出数338万個の91%が「Netsky」による検出となっています。(2005年4月 独立行政法人情報処理推進機構)

例えば、「Lovgate」の一種である「PE_LOVGATE.J-O」があらかじめ持っているパスワードのリストは、以下の通りです。

パスワードなし	空白	!@#%	!@#%\$!@#%\$^	!@#%\$^&	!@#%\$^&*
0	000000	00000000	007	1	110	111
111111	11111111	12	121212	123	123123	1234
12345	123456	1234567	12345678	123456789	123abc	123asd
2002	2003	2600	321	54321	654321	666666
888888	88888888	a	aaa	abc	abc123	abcd
abcdef	abcdefg	admin	Admin	admin123	administrator	Administrator
alpha	asdf	asdfgh	computer	database	enable	god
godblessyou	guest	Guest	home	Internet	Login	login
love	mypass	mypass123	mypc	mypc123	oracle	owner
pass	passwd	password	Password	pc	pw	pw123
pwd	root	secret	server	sex	sql	super
sybase	temp	temp123	test	test123	win	xp
xxx	yxcv	zxcv				

この表を見ると「login」や「password」など、ついつい設定してしまいがちなパスワードがリストされています。このように安易に想像されやすいパスワードを設定していると、ウイルスの侵入を許してしまうことになります。

また、辞書に載っている言葉をすべてパスワードとして試す不正なプログラムもあります。パスワードは数字とアルファベットの組み合わせにして、他人から想像しにくいものにしておく必要があります。

この他、メールには細心の注意を払っていたのに、感染してしまったというケースも増えていきます。それは、Web ページに仕込まれているウイルスです。

これらのウイルスは、プロバイダのウイルスメールチェックサービスではブロックできません。いつも見ている Web ページなので安心していたら、そこからリンクしているページに移動した瞬間に感染したケースもあります。また、ウイルス対策ソフトをインストールしている場合でも、

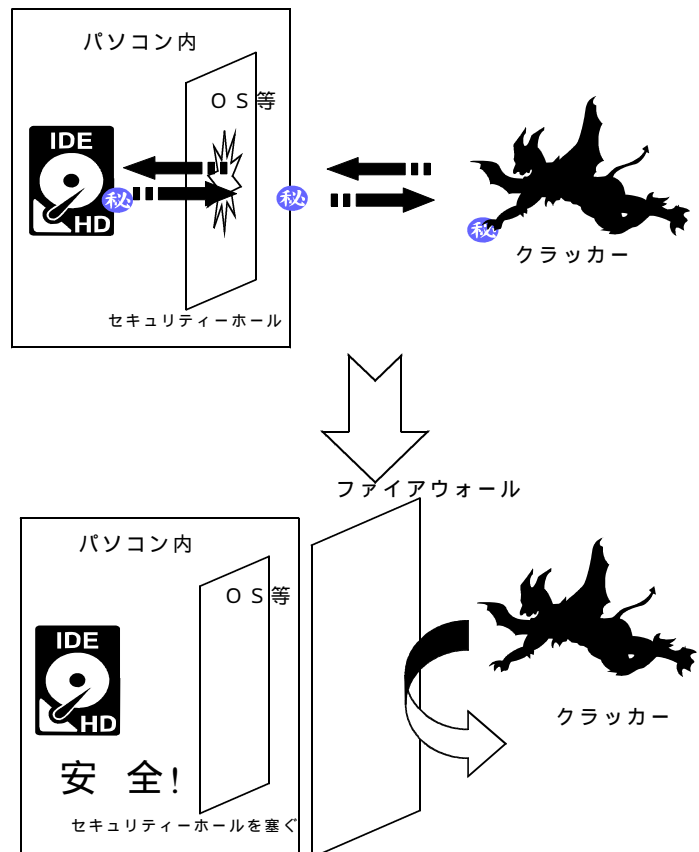
スパイウェアについては検出できない場合がありますので、スパイウェアの検出のためのソフトをインストールしておくことをお勧めします。

「総合的な学習の時間」、部活動、課外活動で児童生徒がインターネットを利用することは日常茶飯事になりました。知らず知らずに生徒がウイルス入りの Web ページを見てしまうことも考えられます。

アダルトサイトには、有害な情報というだけではなく、このようなスパイウェアが多く潜んでいます。さらにウイルスや詐欺などの危険も潜んでいますので、意図的にそのようなページを見ないように指導する必要があります。

教師の目がないと、インターネットでアイドルの写真をダウンロードしたり、ゲームをやったりする児童生徒はけっこういます。「先生の指示とはちがうけど、有害なサイトではないし…」という意識でしょう。無料のゲームの場合、ゲームをダウンロードする、スコアを登録する、アンケートに記入する、同じようにゲームをした者同士で意見交換をするなどで、こちらのメールアドレスを知らせてしまうことがあります。それがウイルス侵入のきっかけになることがあるのです。

児童生徒がインターネットをどのように使うかは、全てを予測することはなかなか難しいことです。ですから、冒頭の対策のうち、OS やアプリケーションソフトのアップデートとウイルス対策ソフトの導入は必ずやっておくようにしたいものです。



3 健康への配慮

(1) 人間関係の希薄化

インターネットが普及する前、テレビゲームが出回った頃、ゲームに熱中するあまり、仮想現実の世界にのめり込んだり人間関係が希薄化してしまうことが懸念されるようになりました。

最近、テレビゲームに夢中になって、友達と遊ぶことがなくなったり、他人と交わることを嫌がる子どもたちも増えているように思います。地域社会においても、親密なつきあいが薄れ、人間同士の結びつきそのものが揺らいでいるように思います。

しかし、人間関係の希薄化とインターネットを単純に結びつけることは難しいと思います。例えば、人とのコミュニケーションに問題があってインターネットにのめり込んだのが、インターネットにのめり込んだから人とのコミュニケーションが煩わしくなったのかではずいぶん違います。

また、インターネットで知り合った人たちと長続きしないといった場合にも、インターネットによるものなのか、実生活での人間関係がそのままインターネット社会にも表れたのか、原因はしっかり把握すべきだと思います。インターネット社会と実生活のコミュニケーションとをバランスよく組み込みながら、よりよい人間関係を築いていくことが大切だと思います。インターネットを親子の話題にすることで少しはより良い方向へ向かうのではないのでしょうか。

(2) 仮想現実問題

スイッチ一つで登場人物を殺したり、復活させたりできるテレビゲームは、バーチャル・リアリティ(仮想現実)の代表といえます。生活体験や自然体験が不足している子どもたちが、仮想現実の世界に没頭することは、現実との区別がつかず、物事への理解を混乱させる危険性があります。世の中の自然のしくみを理解するために、仮想現実を用いた説明が有効な場合もありますが、現実の体験に勝るものではありません。

学校ですぐにコンピュータを使える環境にあったとしても全てをコンピュータに頼ってしまうと確かな学力は身に付きません。コンピュータの利用にもバランス感覚が必要なのです。

最近、インターネットを使って見知らぬ人とゲームを楽しむことができます。ゲームをしていると、自分とコンピュータでゲームをしている感覚に陥ることもあります。また、負けそうになるとリセットボタンを押してしまうこともあります。あまりに熱くなって、暴言を吐いたり、中傷したりすることも考えられます。こういった行為は、相手を不愉快にさせるものであり、してはいけない行為であることを理解させる必要がありますし、現実社会ではリセットが効かないことも多いことを教えるべきでしょう。

(3) 身体に与える影響

コンピュータの操作をする作業を VDT(Visual Display Terminal)作業といいます。長時間のコンピュータ操作によって、目の疲れ等の眼精疲労と視力低下等の視力障害、肩こり・手のしびれ等の筋肉症状・腱鞘炎等、不安感や憂鬱等の神経症状を伴うテクノストレス(テクノ恐怖症とテクノ依存症がある)等、身体的な症状が表れることがあります。

オフィス等で長時間 VDT 作業する人は多く、健康上の問題を発生することから、厚生労働省等では、VDT 作業の作業環境と作業習慣に関する指針を設けています。

作業環境や望ましい習慣について教員研修センターの情報モラル研修教材に載っていましたので参考にして下さい。

(情報モラル研修教材2005より)

(1) 作業環境

【姿勢の基本】

椅子に深く腰掛け、背もたれに背をあて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢が基本となる。

椅子と大腿部膝側背面との間に手指が押し入る程度のゆとりがある。

上腕を垂直に垂らし、上腕と前腕の角度を 90 度以上の適度な角度を保持したとき、キーボードに自然に手指がとどく。

ディスプレイ画面は、画面の上端が目より低くなるようにする。目との距離は、40cm 以上あける。

ディスプレイ画面とキーボードとの視距離の差を極端に大きくしない。

猫背にならないようにする。

【室内環境】

ディスプレイ画面の照度は、500ルクス以下にする。

ディスプレイ画面の明るさとキーボード、書類、周囲との明暗の差を少なくする。

直射日光等の眩しい光源が目に入らないようにする。

ディスプレイ画面に照明が映り込まないように工夫する。(天井の照明の光源をむき出しにしない、窓からの映り込みがないようにする)

(2) 望ましい習慣

正しい姿勢を保つ。長時間同じ姿勢にならないよう適度に体を動かす。
適度な休憩をとる。(連続作業においては1時間に10分の休憩)
考え事をするときは、ディスプレイ画面から目を離す。

(4) ゲーム脳

脳神経学者の森昭雄(日本大教授)氏の研究によるとテレビゲームを週2~3回、1回1~3時間していると、波が波のレベルまで落ち(活動時モリラックス状態の脳波)、テレビゲームを週4~6回、1回2~7時間している「ゲーム脳タイプ」では、ゲームをしていないときも脳は働かず、脳波が低下しているそうです。このタイプの若者の多くは「記憶力が非常に乏しく、キレやすい」ということでした。この情報は、できれば家庭にも伝えて欲しいと思います。

4 問題発生時の対応

インターネットの利用にかかわって発生する諸問題の原因は、子どもたちの意志により意図的に引き起こされたものと不慣れなためにたまたま偶発的に発生するものとが考えられます。問題が発生するほとんどの場合、専門的な技術者や対応機関の支援・アドバイスが必要となることが多く、学校として対応できることは、子どもたちの意識や情報モラルに関する指導等の教育的な指導と再発防止のための指導が中心になると考えられます。

また、インターネット上のトラブルは、物理的な証拠が残りやすく、感情的なもつれになることもあるので、事実関係だけでなく、事態の経緯や関係者間の話し合いの内容、相手とのやりとりの記録等も残しておくことが望ましいでしょう。

(1) 家庭との連携

子どもたちが関わる問題の多くは家庭で発生することが想定されます。携帯電話やインターネットショッピング等々の利用は、帰宅後であれば家庭の責任で行われることです。とは言っても「家庭の問題なので学校は関係ありません。」とは言っていただけません。保護者の方々もどのような指導をすれば良いか分からない方がほとんどです。従って学校として家庭教育学級を開いたり、指導資料を出したり、休み前には注意文書で啓蒙することが必要です。

Web ページを開設する児童生徒も増えてきました。Web ページを公開するということは、その内容を全世界に公開するということですから、親としては、子どものページを定期的にチェックして、会話の材料にするのが良いでしょう。

(2) 学校における対応

問題が発生したときの学校としての対応は、次のような点に留意します。

問題の分別

- 1 何が問題か
- 2 何をどのようにしたか
- 3 何を指導すべきか
- 4 対処することは何か

分別の観点

- 1 どのくらい緊急を要する問題か
- 2 意図的か偶発的なものか
- 3 専門技術者や対応機関の支援が必要か
- 4 校内の問題か対外的な問題か

学校の対応

- ・教育的な指導
- ・心理的なケア
- ・対外的な連絡調整、謝罪等
- ・再発防止の指導と援助

校内で対応できる問題である場合の対応例について、以下に紹介します。

(情報モラル研修教材2005より)

事実を確認します。・・・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」

問題の程度を下記の表に従って把握します

		単独	複数	他校生と
本人に注意				
保護者へ連絡	連絡のみ			
	面談・協力依頼			
教育委員会、他校、警察等に連絡				

表の中の内容については、委員会等と相談しながら決めるのが良いでしょう

問題の程度と質に応じて対応を決定します。

- ・ 該当生徒への指導・注意
- ・ 保護者への協力依頼・説諭
- ・ 教育委員会、他校、警察等への報告・連絡・相談
- ・ 学年生徒への全体指導
- ・ 全校生徒、家庭への全体指導

また、活動に応じて発生する問題への学校としての対処の仕方を表にしましたので、問題発生時の参考にして下さい。

分類	内容	問題発生時の対応等
利用指導	問題発生時の基本 それぞれの校種で優先度の高いものを「」で、最優先を『』で表します。	学校外とのトラブルの場合は緊急対策後に教育委員会に速報を入れ、指導後事故報告書を提出する。
	ネット中毒	原因を慎重に調べる。人とのコミュニケーションに問題があるのは、ネットのせいかなが等。 本人にネット中毒を自覚させる必要がある。自分の生活を第三者の視点で振り返らせ、自分の意志でネット接続の時間を減らしていけるよう指導する。
情報の収集	有害サイト 「小」 『中』	有害サイトに興味を持つ生徒が複数いる場合には学級や学年でインターネット利用の指導を再度行う。
	知らないうちに被害者になる	ネットショッピング、コンピュータウイルスの項を参照
	個人情報の収集に利用されるページ	迷惑メールの項を参照
	ネットショッピングの危険性	身に覚えのない商品や請求書が届いたら、手を付けず、消費生活センターに相談し、引き去りの可能性がある時はカード会社に連絡して、支払いをやめてもらうよう指導する。
	オークションへの無責任な参加 「中」	家庭に相談するが、金額が適正な場合、信用を保つためには支払わなければならないことが多い。
	甘い誘いに対する対応 「中」	情報の信頼性に注意し、うまい話は信用しない。トラブルにあったら、すぐ警察、消費生活センターなどに相談するよう指導。
コンピュータウイルスについて	感染したPCを速やかにネットワークから外し、ウイルス対策ソフトで除去する。不十分な場合は業者や	

情報の収集		SEに相談する。
	インタビューの注意点	校長名で丁寧にお詫びをする。
	写真撮影の注意点	丁寧にお詫びをし、写真を削除する。
情報の編集・加工	著作権について（利用） 『小』『中』	人が作ったものを利用したいときは、メール等を使いながら権利処理の活動をさせる。
情報の交流	ネットで見知らぬ人に出会う 『中』	保護者に相談なくチャット相手に会いに行ってはいけないことを指導し、家庭に対しても注意を促す。
	迷惑メールの禁止 『中』	スパムメールには応答しない。もし、返信をしてしまっても大量のメールが来るようになったら、プロバイダサポート窓口にお問い合わせする。
	誹謗中傷について 「中」	掲示板等に名前を書かれた人に謝罪をすることはもちろん、管理者にも謝罪をし、書き込みを消すような手続きをさせる。
	メールのマナー 「小」「中」	掲示板等に名前を書かれた人に謝罪をすることはもちろん、管理者にも謝罪をし、書き込みを消すような手続きをさせる。 可能ならば教師がついて、いたずらをした本人に対処させる。
	いたずら発信 『小』『中』	発信元になっている生徒に本人かどうかの確認をし、その後まわりの友達から事情を聞く。本人や友達がいたずらを認めたら、発信元の生徒に謝罪させるだけでなく、名誉回復のため、いたずら書きをしたメーリングリスト上でも謝罪をさせる。
	メールバトル 『中』	冷静に対応するように指導し、率直に反省させてメーリングリストなどに謝罪させる。
情報の発信	発信する情報内容について	情報公開をやめてほしいと申し出があった時点で公開を取りやめる。公開に至った経緯を説明し、状況によっては謝罪する。児童生徒が作ったサイトの場合には、抗議のためにとりやめたことを説明する。
	ネットショッピングの危険性	児童生徒が、学校の機器を使ってショッピングやオークションにかかわることを許してはいけない。
	不正アクセスについて 「中」	不正アクセスで損害を与えると、窃盗、器物破損などの対応と同じようになる。学校の授業中やクラブ活動中に行われると、犯人の児童生徒だけでなく学校が責任を追及されることになりかねない。 利用権を持たない人にパスワードを教えることは、泥棒行為を手伝うことと同じであることを指導する。
携帯電話	インターネットサービスの無計画な利用	身に覚えのない請求がきた時には、家族に相談の上、携帯電話会社やプロバイダにお問い合わせすること。
	携帯電話のマナー 「中」	紛失の場合は、すぐに携帯電話会社に連絡をして利用停止にするとともに、情報を登録していた友人にも紛失したことを伝える。まず、保護者に相談させる。

携帯電話	携帯電話の個人情報 「中」	業者から連絡が来ても、氏名や住所を教えない。
	不正請求等の被害にあったときの対処のしかた 「中」	ワン切りが元で請求書が送付されてきた場合は、国民生活センターや地元の消費生活センターなどに、また、支払いを強要された場合は地元の警察署などに相談する。 頻繁にいたずら電話や悪質なストーカー行為などの被害にあった場合は警察に相談する。 漏れてしまった電話番号やメールアドレスを変更させる。

(3) 相談機関

高度な技術知識が必要な場合、法律的な知識が必要な場合、社会的な影響が大きかったり、人権にかかわるような扱いの微妙な問題には、専門家の力を借りた方が良いと思います。

Web ページには、セキュリティに関する相談を受けてくれる I P A (<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>) や JPCERT (<http://www.jpCERT.or.jp/>) や、擬似的にアタックをかけセキュリティ上の問題を洗い出すサービスがあります。また、プロバイダの管理情報に不正アクセスの痕跡が残っていることもあるので、協力を依頼できる場合もあります。

ハイテク犯罪の被害に遭ったり、遭いそうになったときの相談として、警察の相談窓口があります。岩手県警察のホームページには、「岩手県警察サイバー犯罪対策室 (<http://www.iwate-kenkei.morioka.iwate.jp/>)」があります。

相談機関として、次のような相談窓口があります。

詐欺等による財産上の被害

国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

岩手県立県民生活センター <http://www.pref.iwate.jp/~hp1303/>

不正アクセス・ウイルス被害

IPA セキュリティセンター <http://www.ipa.go.jp/security/>

コンピュータ緊急対応センター JPCERT <http://www.jpCERT.or.jp/>

被害と加害の予防

ジェリック <http://www.jeric.gr.jp/>

その他

WEB110 <http://web110.com/>

消費者相談窓口 (経済産業省) <http://www.meti.go.jp/intro/consult/>

チェーンメール引き受けサービス <http://i-ethics.k12.gr.jp/>

通販 110 番 <http://www.jadma.org/>

・「付録3 保護者向け説明資料 サンプル」は長谷川元洋氏（金城学院大学・准教授）作成の文書を元に作成しました。岩手県内の教育機関において、改変して使用することの許可を得ています。

出典：長谷川元洋(2004) 家庭での指導協力の依頼文書

<http://202.248.99.150/ghase/moral/genko/2003-07-hoghsha.html>

【引用文献】

- ・越智・土屋・水谷編、『情報倫理学』、ナカニシヤ出版
- ・佐久山明彦（2004）、『小・中学校における情報モラルの指導の在り方に関する研究』、岩手県立総合教育センター
- ・私立大学情報教育協会（1995）、『情報倫理概論』、私立大学情報教育協会
- ・文部科学省（2002）、『情報教育の実践と学校の情報化』、文部科学省
- ・文部省（1987）、『臨時教育審議会最終答申』、文部省
- ・文部省（1999）、『中学校学習指導要領 解説－総則編－』、東京書籍

【参考文献】

- ・尾賀、長谷川、神月、林（2005）、『情報モラル』、一橋出版
- ・バージニア・シャー著、松本功訳、『ネチケット』、ひつじ書房

【引用 Web ページ】

- ・社団法人日本音楽事業者協会 <http://www.jame.or.jp/>
- ・社団法人日本教育工学振興会 <http://www.japet.or.jp/>
- ・独立行政法人教員研修センター 情報モラル授業サポートセンター
<http://sweb.nctd.go.jp/support/>
- ・独立行政法人教員研修センター 情報モラル研修教材2003
<http://sweb.nctd.go.jp/2003/index.htm>
- ・独立行政法人教員研修センター 情報モラル研修教材2005
<http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm>
- ・長谷川元洋『情報モラルに関連する論文や資料等』
<http://202.248.99.150/ghase/moral/genko/2003-07-hoghsha.html>

【参考 Web ページ】

- ・キッズgoo <http://kids.goo.ne.jp/>
- ・財団法人インターネット協会 <http://iajapan.org/rating/>
- ・財団法人インターネット協会 インターネットを利用する方のためのルールとマナー集
教師・保護者向け <http://www.iajapan.org/rule/rule4general/>
こども向け <http://www.iajapan.org/rule/rule4child/>
- ・財団法人コンピュータ教育開発センター ネット社会の歩き方 <http://www.cec.or.jp/net-walk/>
- ・財団法人日本情報処理開発協会 <http://www.jipdec.jp/>
- ・首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/>
- ・小学館 ネットくんのインターネットのルールとマナー <http://netkun.com/manners/>
- ・総務省 インターネットの世界 <http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/>
- ・高橋邦夫 ネットチケットホームページ <http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>
- ・独立行政法人情報処理推進機構 教育用画像素材集 <http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/>
- ・独立行政法人情報処理推進機構 パソコンユーザのためのウイルス対策7箇条
<http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/7kajonew.html>
- ・Vector <http://www.vector.co.jp/>
- ・窓の杜 <http://www.forest.impress.co.jp/>
- ・Yahoo!きつず <http://kids.yahoo.co.jp/>

付録 1

著作権法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- 五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの（音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- 六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- 七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。
- 七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。
- 八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。
- 九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。
- 九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。
- 九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。
- 九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。
- 九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。
 - イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

- ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。
- 十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。
- 十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。
- 十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- 十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。
- 十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。
- 十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。
- 十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
- イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。
- ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。
- 十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。
- 十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。
- 十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。
- 十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。
- 二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人権若しくは著作権又は第八十九条又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。
- 二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作人権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イから八までのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は

放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二 国内 この法律の施行地をいう。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

9 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

~~~~~  
(保護を受ける著作物)

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(保護を受ける実演)

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行なわれる実演

二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演

三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音

され、又は録画されているものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）の締結国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て放送前に録音され、又は録画されているものを除く。)

著作者人格権

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変



## 著作権の制限

### (私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
  - 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

### (図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

### (引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。次条において同じ)に掲載することができる。

- 2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4 前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

- 2 前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書(当該教科用図書に掲載された著作物の全文又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用図書を頒布する場合にあつては、前条項二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

(学校教育番組の放送等)

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、又は有線放送し、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

- 2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に

対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

（試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

- 2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（点字による複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。
- 3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

（聴覚障害者のための自動公衆送信）

第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送することができる。
- 3 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家用的受信装置を用いてする場合も、同様とする。
- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

- 2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

- 2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

- 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
- 二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。
- 三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

( 団体名義の著作物の保護期間 )

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

- 2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。
- 3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

( 保護期間の計算方法 )

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

( 損害の額の推定等 )

第一百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

( 具体的態様の明示義務 )

第一百十四条の二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

## 承 諾 書

貴校において\_\_\_\_\_進路講演会\_\_\_\_\_を行うにあたり、私が著作権を有する著作物である\_\_\_\_  
講演内容と配布資料\_\_\_\_\_に関して、下記の利用を行うことを許諾します。

ただし、すべての利用は貴校の学校教育を目的とするものに限り、なお、この承諾は、私の同一性保持権及び氏名表示権に影響を及ぼすものではありません。

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| 同一性保持権・・・無断で著作物を改変されない権利<br>氏名表示権・・・無断で名前の表示の仕方を変えられない権利 |
|----------------------------------------------------------|

### 記

- |                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・記録用として複製物（全文の印刷物、録音テープ、VTR等）をつくること。</li><li>・複製物を学校関係者に貸し出し、生徒または保護者に対して配布又は上映すること。</li></ul> <p>（この欄は学校として利用したいと考えている内容を記入する）</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

\_\_\_\_\_年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
( 所属・職名 ) \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

### 承諾書の書き方

学校で行う行為（講演会、研修会、演奏会、授業等）と著作物（講演、演奏、印刷物等）を記入する。許諾を受けたい行為を「記」の下に記入する。日付、講師の住所、職名、署名を記入する。

## 児童・生徒の作品、個人情報提供承諾依頼書

様

学校名

学校

校長

印

本校の教育の一環として下記の方法による情報公開を計画しております。

つきましては、公開に当たりお子様の 作品（個人情報） を提供して頂きたく、内容をご確認の上ご承諾いただける場合には別紙承諾書をご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 公開の方法及び提供内容

（ホームページだけでなく、教育雑誌に依頼された記事や研究論文等を含む）

2 提供期間 自： 年 月 日

至： 年 月 日

#### 3 その他（提供する際の条件等）

- 1 インターネットで発信した情報は、全世界のインターネット接続可能な機器から利用可能となります。不明な点がございましたら、遠慮なく担当者までお問い合わせください。
- 2 承諾後、情報の提供を中止したい場合は、担当者までご連絡ください。

問い合わせ先 電話

担当者名

学校のホームページのURL

（使用したい画像、資料等を添付します）

(別紙様式例)

平成 年 月 日

## 児童・生徒の作品、個人情報提供承諾書

\_\_\_\_\_  
学校長 様

公開の方法及び提供内容

(依頼書の1を記入する)

依頼のあった上記個人情報の使用を承諾します。

(条件がありましたら、記入してください。)

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印



2006年 月 日  
〇〇〇立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇  
情報教育担当 〇〇 〇〇

## インターネット等の利用について

### 1. はじめに

ここ数年の間にインターネットが爆発的に普及し、多くの人が電子メールを利用したりホームページの閲覧ができるようになりました。ご家庭でも、携帯電話やコンピュータを子どもに使わせている方が多いことと思います。

しかし、ご存じのようにインターネットに関連した事件が頻発し、子どもたちのインターネット利用に不安を感じていることも確かです。今こそ学校と家庭が一体となって子どもたちを犯罪の被害者、加害者にしないよう、がんばりましょう。

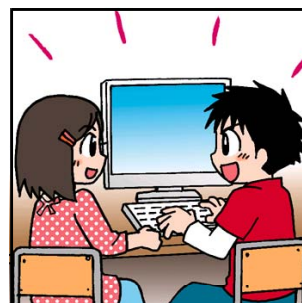
### 2. 本校における情報モラルの指導について

現在、情報モラル（情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の育成が急務となっており、本校におきましても、総合的な学習の時間等におきまして、次のようなことを指導しようと考えております。

- ・著作権を尊重することの大切さについて
- ・ネット上の情報が全て正しいとは限らないことについて（情報の信憑性）
- ・ネット上の誹謗中傷によるトラブル

この他、細かなことは様々ありますが、基本は、

- ・ネット上であっても相手のことを思いやる
- ・自分の身は自分で守ること



と云うことです。

ご家庭におきましても、コンピュータや携帯電話の利用の有無に関わらず、ぜひこのような話題に触れ、子どもたちを犯罪から守るためにご協力をお願いします。

### 3. 実際に起こっているネットワーク上のトラブルの事例

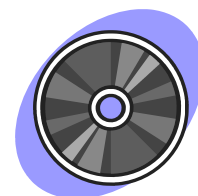
次にネットワーク上で実際に起こっているトラブルの紹介をします。

#### (1) 著作権法違反の事例

- ・自分が好きな歌手の曲をCDからデータ化し、自分のホームページ上に公開していた。
- ・ネットから違法にゲームをダウンロードし、CDに焼き付けて売買していた。

#### (2) ネット心中の事例（母親が偶然にメールの内容から気づいて、やめさせた事例もあります。）

- ・ネット上で知り合った自殺志願者と自殺の仕方を相談し、心中をはかった。



(3) 人権侵害の事例

- ・クラス内の女子生徒美人ランキングのページを公開していた。
- ・人を誹謗中傷する内容を電子掲示板に書き込んだ。

(4) ネット上で知り合った人と直接会うことによるトラブルの事例

- ・ネット上で知り合った人と直接、会ったところ、車で連れ回されるなどの被害を受けた。

(5) 個人情報の漏出の事例

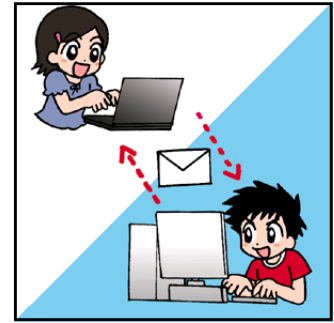
- ・懸賞に応募するために住所、氏名、電話番号を送信したところ、知らない人や会社から電話やメールが届くようになった。
- ・友だちが電車の中に携帯電話を忘れたことから、自分の携帯電話や自宅電話にいたずら電話がかかってくるようになった。

(6) ネット中毒の事例

- ・食事中、就寝中も携帯電話を手放さないなどメール交換にのめり込んでいる。
- ・毎日、夜遅くまで、チャットにのめり込んでおり、生活リズムが狂ってしまっているが、なかなか修正できない。

(7) 詐欺の事例

- ・身に覚えのない有料サイト利用代金の請求が来たが、「法的に訴える」と言う期限ギリギリだったので、あせって支払ってしまった。



5. 保護者の方へのお願い

★子どもがコンピュータを使用していると、これも勉強と思いがちになり、ゲーム機に比べて対応が甘くなる場合もありますので気を付けて下さい。

★お子さんがホームページを作っている場合は、そのホームページを親が見て、会話の材料にしましょう（ホームページや掲示板などネット上で公開されているものは気にせず覗いて下さい）。

★長期休業中には、普段よりメールやチャット、掲示板にのめりこんだり、インターネットで知り合った人と会う約束をしてしまう子どもも出てきます。携帯電話やコンピュータを利用できるお子さんの場合は特に利用についての話し合いを家庭で持って下さい。

コンピュータや携帯電話のインターネット上の世界は便利である反面、危険な側面も持ち合わせています。「うちの子どもに限って、犯罪に巻き込まれる危険はないだろう」と思われる方も多いと思いますが、どんな危険が潜んでいるのかを勉強していただき、大人の判断力で、子どもを危険から守って頂きたいと思います。



<参考資料>

●ネット社会の歩き方 <http://www.net-walking.net/>

アニメーションによる学習教材が公開されていて、非常にわかりやすくネット上で気をつけるべきことが紹介されています。

この資料は長谷川元洋氏（金城学院大学・准教授）作成の文書を元に作成しました。岩手県内の教育機関において、改変して使用することの許可を得ています。

出典：長谷川元洋(2004) 家庭での指導協力の依頼文書

<http://202.248.99.150/gbase/moral/genko/2003-07-hoghsha.html>

## (目的)

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

2 この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者（以下「利用権者」という。）及び当該アクセス管理者（以下この項において「利用権者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

- 一 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
- 二 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号
- 三 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

## (不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

（アクセス管理者による防御措置）

第五条 アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の有効性を検証し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県公安委員会による援助等）

第六条 都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十一条第一項本文に規定する方面をいう。以下この項において同じ。）を除く方面にあっては、方面公安委員会。以下この条において同じ。）は、不正アクセス行為が行われたと認められる場合において、当該不正アクセス行為に係る特定電子計算機に係るアクセス管理者から、その再発を防止するため、当該不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項に関する書類その他の物件を添えて、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該アクセス管理者に対し、当該不正アクセス行為の手口又はこれが行われた原因に応じ当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の規定による援助を行うため必要な事例分析（当該援助に係る不正アクセス行為の手口、それが行われた原因等に関する技術的な調査及び分析を行うことをいう。次項において同じ。）の実施の事務の全部又は一部を国家公安委員会規則で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定により都道府県公安委員会が委託した事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による援助に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七条 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第三項の規定に違反した者

第九条 第四条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第六条及び第八条第二号の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は平成一三年一月六日から施行する。

# インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法律

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。
- 三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

### (インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者は、児童の健全な育成に配慮するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

### (保護者の責務)

第四条 児童の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であって、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 第二章 児童に係る誘引の規制

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。
- 二 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。
- 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

## 第三章 児童による利用の防止

（利用の禁止の明示等）

第七条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、インターネット異性紹介事業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童がこれを利用してはならない旨を伝達しなければならない。

（児童でないことの確認）

第八条 インターネット異性紹介事業者は、次に掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合にあつては、第一号に規定する異性交際希望者が当該インターネット異性紹介事業者の行う氏名、年齢その他の本人を特定する事項の確認（国家公安委員会規則で定める方法により行うものに限る。）を受けているときは、この限りでない。

- 一 異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、これに伝達するとき。
- 二 他の異性交際希望者の求めに応じ、前号に規定する異性交際希望者からの異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、当該他の異性交際希望者に伝達するとき。
- 三 前二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、当該情報に係る第一号に規定する異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。
- 四 第一号に規定する異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、第一号又は第二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。

（児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置）

第九条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる第六条各号に掲げる行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(是正命令)

第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、インターネット異性紹介事業者が第七条又は第八条の規定に違反していると認めるときは、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第四章 雑則

(報告の徴収)

第十一条 公安委員会は、第七条、第八条及び前条の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告を求めることができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十二条 前二条に規定する道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### 第五章 罰則

第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。



## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十五条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### ( 検討 )

第二条 政府は、第七条及び第八条の規定の施行後三年を経過した場合において、これらの規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 個人情報保護条例（抜粋）

平成 13 年 3 月 30 日条例第 7 号

改正 平成 16 年 12 月 17 日条例第 57 号

## （目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員（議会にあつては、事務局の職員に限る。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用若しくは調査研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

## （収集の制限）

第 4 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

- (3)出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5)所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6)他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
  - (7)前各号に掲げる場合のほか、岩手県個人情報保護審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2)法令等の規定に基づくとき。
- (3)出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5)実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6)前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認められるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき、その他審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成16年条例57号〕

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保たなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的資料又は学術研究用若しくは調査研究用の資料として特別の管理がされることとなる個人情報について

は、この限りでない。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

~~~~~  
(職員等の義務)

第 8 条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置等)

第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に個人情報を取り扱う事務を行わせるときは、当該委託に係る契約又は当該指定管理者との間で締結する協定において、個人情報の保護のために当該委託を受けた者又は当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は個人情報を取り扱う事務を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務又は同項の指定管理者に係る個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

全部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

(開示請求権)

第 10 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、個人情報取扱事務に係る自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

3 死者に関する個人情報については、前 2 項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第 1 項に規定する開示の請求をすることができる。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

(開示請求の手續)

第 11 条 前条各項の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、本人又はその法定代理人若しくは前条第 3 項の死者に関する個人情報を請求できる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 57 号〕

(個人情報の開示義務)

第 12 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第 10 条第 2 項の規定に基づき未成年者又は成年被後見人の法定代理人が当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該未成年者又は成年被後見人をいう。次号及び第 4 号、次条第 2 項並びに第 20 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす

るおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成16年条例57号〕

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

（事業者の責務）

第46条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、必要な保護措置を講ずる等、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例57号〕

（県の支援）

第47条 知事は、事業者における個人情報保護の取組を支援するため、必要な情報の提供、助言、広報、啓発活動等の施策の実施に努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例57号〕

（苦情相談）

第48条 知事は、事業者における個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例57号〕

（出資法人）

第49条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成16年条例57号〕

（国等との協力）

第50条 知事は、事業者が保有する個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、国の機関又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）に協力を求め、又は国等からの協力の求めに応ずるものとする。

一部改正〔平成16年条例57号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩手県の学校教育における児童生徒の情報活用能力の育成を図ることを目指して構築するいわて教育情報ネットワーク(以下「いわて E D ネット」という。)の管理運営に関して必要な事項を定める。

(統括管理者)

第 2 条 いわて E D ネットの統括的な管理を行うために、いわて E D ネット統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

2 統括管理者は、岩手県教育委員会教育長をもって充てる。

(統括管理者の職務)

第 3 条 統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理する。

- (1) いわて E D ネットの安全性・信頼性の向上及び管理運営のための措置に関すること。
- (2) いわて E D ネットの拡張、性能の向上に関すること。

(E D ネット管理者)

第 4 条 いわて E D ネットの適正な管理運営を図るために、いわて E D ネット管理者(以下「E D ネット管理者」という。)を置く。

2 E D ネット管理者は、岩手県教育委員会事務局学校教育課長をもって充てる。

(E D ネット管理者の職務)

第 5 条 E D ネット管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) いわて E D ネットを利用する者に対する必要な措置に関すること。
- (2) いわて E D ネットの管理運営に関すること。
- (3) いわて E D ネットの各種システムの安定運用及び拡張・変更に関すること。
- (4) いわて E D ネットの危機管理及び障害復旧に関すること。
- (5) 著作権や個人情報保護等の情報モラルの啓発に関すること。
- (6) 情報教育の推進に関すること。
- (7) その他いわて E D ネットに関し、必要と認められること。

(利用者)

第 6 条 いわて E D ネットの利用者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる学校等の職員及び児童生徒とする。

- (1) 岩手県立の学校

- (2) 岩手県内の市町村教育委員会が所管する学校
- (3) 岩手県教育委員会事務局及び岩手県内の市町村教育委員会事務局
- (4) その他岩手県教育委員会が認める機関

(利用の手続き)

第7条 岩手県立以外の学校及び岩手県教育委員会事務局以外の者が、いわてE Dネットを新規に利用する場合にあっては、いわて教育情報ネットワーク利用申請書(様式第1号)を、利用を中止する場合はいわて教育情報ネットワーク利用停止届(様式第2号)を統括管理者に提出しなければならない。

(提供システム)

第8条 いわてE Dネットは、次の各号に掲げるシステムを提供する。

- (1) インターネットの閲覧及び検索
 - (2) 外部公開用ホームページの開設
 - (3) 電子メールの送受信
 - (4) 各種教育情報データベースシステムの閲覧及び検索
 - (5) その他
- 2 前項の規定にかかわらず、岩手県立以外の学校及び岩手県教育委員会事務局以外の利用者へのシステムの提供については、E Dネット管理者が別に定める。
 - 3 提供するシステムの運用時間は、原則として終日とする。
 - 4 提供するシステムの詳細については、E Dネット管理者が別に定める。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、岩手県教育委員会が別に定めるいわて教育情報ネットワークセキュリティーポリシー(以下「セキュリティーポリシー」という。)を遵守しなければならない。

- 2 利用者が前項のセキュリティーポリシーに違反した場合、E Dネット管理者は、当該利用者の利用を停止し、又は制限することができる。
- 3 前項の場合において、E Dネット管理者は、当該利用者の承諾を得ることなく、必要なデータ等の削除等を行うことができるものとし、その理由を示す義務を負わない。

(学校における管理体制)

第10条 いわてE Dネットにおける学校ネットワークの全体管理を行うために、学校管理責任者を、学校ネットワークの適正な管理運営を図るために、学校ネットワーク管理者を置く。

- 2 学校管理責任者は、学校長をもって充てる。
- 3 学校ネットワーク管理者は、学校管理責任者が指名する当該学校の職員をもって充てる。
- 4 学校管理責任者及び学校ネットワーク管理者は、いわてE Dネットにおける学校ネットワークの適正な管理運営及びその有効活用に努めなければならない。

(学校管理責任者の職務)

第 11 条 学校管理責任者は、次の各号に掲げる事項を適切に行わなければならない。

- (1) 整備端末装置等については、それぞれ個別に管理責任者を定め、管理責任者一覧表を作成すること。
- (2) 定期的に管理状況を調査し、管理状況報告書を作成し、岩手県教育委員会の求めがある場合は、速やかに提出すること。
- (3) 週休日及び長期休業中においては、整備端末装置等を施錠できる場所で適切に管理すること。
- (4) 整備端末装置等の生徒・児童への開放時間等については、学校の実情に合わせて、学校管理者が適宜定めること。
- (5) 整備端末装置等の紛失・盗難事故等が発生した場合には、速やかに E D ネット管理者に通報するとともに、関係各機関に届け出るものとする。その後、関係者の事情聴取を行ったうえで、E D ネット管理者に対して事故報告を行うこと。

(利用規程の作成)

第 12 条 学校管理責任者は、当該学校におけるいわて E D ネットの利用に関し、遵守すべき事項(以下「利用規程」という。)を策定しなければならない。

- 2 利用規程は、岩手県教育委員会が別に定めるセキュリティーポリシーに準じて策定しなければならない。

(報告)

第 13 条 学校管理責任者は、E D ネット管理者から報告の求めがあるときは、当該事項について報告しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、いわて E D ネットの管理運営に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 12 日から施行する。

付録8 いわて教育情報ネットワーク整備端末等管理要領

この要領は、「いわて教育情報ネットワーク整備事業」により配備した情報端末機器等に関し、その管理方法について定めるものである。

1 学校管理責任者

学校管理責任者は、次に掲げる各情報端末機器ごとに適切な管理に努めるとともに、全ての情報端末機器について、当該学校の職員を管理者として任命し、適切な管理等について指導しなければならない。

2 サーバ機等

- (1) サーバ機の設置場所については、学校ネットワーク管理者等の管理要員を除き、原則として入室禁止の措置をとり、日常的に施錠すること。
- (2) モニタの電源は、作業時以外は常にOFFしておくこと。
- (3) ネットワーク管理用のID・パスワードは、校長・教頭・事務長・学校ネットワーク管理者以外の第三者に漏洩しないよう十分留意すること。

3 特別教室用機器等

- (1) 特別教室用機器は、施錠可能な教室等での利用に限られること。
- (2) 特別教室用機器の利用は、原則として管理者の監督の下で行うこと。
- (3) 管理者が各特別教室用機器の設置場所を離れる場合には、設置場所の施錠及び確認を行うこと。

4 普通教室用機器等

- (1) 週休日や長期休業期間等、相当期間において普通教室が無人状態になる場合は、原則として施錠できる場所で適切に管理すること。
- (2) 普通教室用機器の管理者は、普通教室用機器がノート型パソコンである場合は、常日頃からチェンロックの状態を確認すること。
- (3) 普通教室用機器を特定の場所に集合させて活用を図る場合には、施錠できる場所での活用とすること。

5 教師用機器等

- (1) 職員室や普通教室等での利用にあたっては、各自が責任を持って管理すること。
- (2) 不注意による破損等がないよう、取扱いには十分留意すること。
- (3) 職員室等が無人になる場合においては、職員室の施錠及び確認を行うこと。

6 その他

- (1) 情報端末機器等が破損し、又は故障した場合は、故意又は明らかな過失等の場合を除き、原則として、県費等で修理等を行うものとする。
- (2) 紛失・盗難等により遺失した機器については、原則として、相当期間を経て県費等で補充するものとする。

付録9 いわて教育情報ネットワークセキュリティポリシー

ネットワーク全般に関するセキュリティポリシー

1 趣旨

このセキュリティポリシーは、いわて教育情報ネットワークの利用者が、インターネットを含めたネットワークを安全かつ有効に利用するために必要な事項を示すものである。

2 ネットワーク運用に係る委員会の設置

各学校は、ネットワークの適正な運用を図るため、学校管理責任者を長とし、学校ネットワーク管理者を含めて組織する学校管理運営委員会等を設置すること。

3 学校ネットワーク管理者の業務

コンピュータ等の情報機器、ソフトウェア及びネットワーク上で利用される各種データについて、その保全や適切な利用及び個人情報の保護の観点から、学校ネットワーク管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) ネットワーク及びコンピュータ等のネットワーク関連機器の保守管理
- (2) ネットワークに接続するためのユーザーID及びパスワードの管理
- (3) ネットワークセキュリティの確保
- (4) ソフトウェアの管理及び更新
- (5) データの管理及びバックアップ
- (6) 登録情報の管理及び更新
- (7) 個人情報の保護及び不要となった個人情報の破棄
- (8) 各学校のネットワーク構成及びネットワーク利用状況の把握
- (9) 障害発生時の対応
- (10) その他、学校管理責任者が必要と判断した業務

4 障害発生時の手順の確立

学校管理責任者は、セキュリティや保安上の問題が発生した場合に備えて、迅速に対応できる手順などをあらかじめ定めておくこと。

5 校内利用規程の策定

各学校は、「いわて教育情報ネットワーク管理運営要綱」及び本セキュリティポリシー等に基づき、各学校の実態に応じて利用規程を策定し、ネットワークの安全で適正な利用を図ること。

6 利用者の健康への配慮と利用環境整備

- (1) 利用環境については採光・照明等、快適に過ごせるよう配慮すること。
- (2) 同一人における一日の長時間操作を避け、特定者への過重負担にならないよう配慮すること。
- (3) 眼科疾患等、健康上配慮する必要がある者については、適切に対処すること。

インターネット利用に関するセキュリティーポリシー

1 趣旨

このセキュリティーポリシーは、いわて教育情報ネットワークの利用者が、インターネットを学校教育で安全かつ有効に利用するために必要な事項を示すものである。

2 インターネット利用のねらい

児童生徒及び教職員は、次に掲げる事項を主なねらいとしてインターネットを利用すること。

(1) 情報の受発信

学校のホームページ作成による情報発信、各教科や特別活動等での学習、電子メールの利用、各学校の研究の取り組み等

(2) 情報検索と収集

ホームページ、電子メール、データベース等を利用した教育情報の検索・収集及びそれらを利用した教材作成等

(3) 交流学习

国内及び海外の学校等との交流学习

3 フィルタリング（有害情報の遮断）について

違法及び有害と認められる情報は、総合教育センター及び各学校に導入されたフィルタリングソフトウェアにより規制するものとする。ただし、フィルタリングソフトウェアの機能上、規制に限界があることに留意すること。

(1) 主な規制対象

ア 麻薬等の違法薬物に関するサイト

イ テロリスト活動、戦争、暴動等を扇動する内容のサイト

ウ ポルノ画像・映像等を掲載した猥褻なサイト

エ 出会い系サイト

オ 退廃的嗜好に関するサイト

カ その他教育的に不適切と認められるサイト

(2) フィルタリングの管理運用

ア いわて教育情報ネットワーク全体のフィルタリングは、岩手県教育委員会が行うものとする。

イ 各学校においては、教育上必要な場合は規制を外す等、学校管理責任者がフィルタリングの適正な管理運営を行うものとする。

4 Webページを利用した情報の受発信について

(1) 受信した情報の扱い

ア 目的外利用の禁止

インターネットを利用して入手した情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

イ 著作権の保護

インターネットで収集した情報については、著作権及び関連法規を遵守し、適正な利用に努める。

(2) 発信した情報内容の訂正及び削除

ア 本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合、速やかに要請に応じた措置を講じること。

イ 教育委員会その他の組織又は個人から掲載情報の内容について指摘を受けた場合は、速や

かに学校管理責任者及び関係教職員で協議した後、教育委員会の指導のもと、適切な措置を講じること。

(3) 禁止事項（教育上必要な場合を除く。）

- ア 有害サイト等児童生徒にふさわしくないサイトへのアクセス
- イ オンラインショッピング、ネットワークオークション及び有料データベース等の利用
- ウ 私的なアンケートへの回答や懸賞への応募
- エ 出会い系サイトへのアクセス
- オ ネズミ講、マルチ商法の類に属するサイトへのアクセス

5 電子メール利用上の留意事項

- (1) ユーザーIDやパスワード等の個人情報の管理を徹底すること。
- (2) 他人の電子メールアカウントを使用しないこと。
- (3) 他人になりすましたり、自分の属する学校や組織を詐称して発信しないこと。
- (4) メッセージの終わりに発信者の連絡先情報等を入れること。
- (5) 受信メッセージと同一の内容で複数へ送信することを強要するチェーンメールを送らないこと。また、チェーンメールに回答しないこと。
- (6) 挑発的な内容のメッセージ（フレームメッセージ）を送らないこと。また、フレームメッセージに対して回答しないこと。
- (7) 同一のメッセージを不特定多数に大量に送付するスパムメール等の迷惑及び破壊行為をしないこと。
- (8) 著しく頻繁に、又は著しく巨大なメッセージを発信しないこと。
- (9) コンピューターシステムに害を与えるプログラムを発信しないこと。
- (10) 個人又は団体を誹謗中傷する内容を発信しないこと。
- (11) プライバシーを侵害する情報を発信しないこと。
- (12) 著作権を侵害する情報を発信しないこと。
- (13) 非公開情報（個人情報、パスワード、クレジットカード番号等）を発信しないこと。
- (14) 営利を目的とする行為に利用しないこと。
- (15) 特定の宗教を宣伝し、あるいは布教する情報を発信しないこと。
- (16) 特定の政治結社・政治団体による政治的な宣伝、あるいは選挙活動に関する情報を発信しないこと。
- (17) 受け取った電子メールの内容を、発信者の許諾なく第三者に明かさないこと。
- (18) 受け取った電子メールの内容を第三者に転送したり再投稿する場合は、原文を変えてはならないこと。
- (19) 受け取った電子メールの内容を短縮したり関連部分のみ引用する場合、自分の文章と明確に区別出来るよう記載し、原文のメールや発信者が特定できるような情報を明示すること。
- (20) 俗語表現や内輪の省略語は避けること。
- (21) 機種依存文字や自分で作成した文字を使用しないこと。
- (22) 電子メールの私的な利用を行わないこと。
- (23) 法令及び公序良俗に反する利用をしないこと。

6 児童生徒への指導

各学校は、児童生徒のインターネットの利用について、そのルールやマナーに関する指導を徹底すること。

情報モラルに関するセキュリティポリシー

1 趣旨

このセキュリティポリシーは、いわて教育情報ネットワークの利用者が、情報社会において適正な活動を行うことができるように、情報社会に参画する態度として必要な事項を示すものである

2 情報収集にかかわるモラル

- (1) 個人情報の収集に当たっては、その利用目的を明確にするとともに、原則として本人から取得するなど適正な方法で取得すること。
- (2) 個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）の規定を遵守すること。
- (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）を遵守するとともに、著作権法で規定された範囲を超える著作物の利用は、著作者の許諾を得ること。
- (4) 収集する情報の信頼性や品質について留意すること。

3 情報発信にかかわるモラル

- (1) 他人の個人情報を無断で開示するなど、他人のプライバシーを侵害しないこと。
- (2) 著作権を尊重し、他者の人権を侵害したり損害を与えることのないよう留意すること。
- (3) 発信する情報に責任を持ち、正確で信頼のおける情報発信に努めること。

4 コミュニケーションにかかわるモラル

- (1) ネットワーク上のエチケットに留意してコミュニケーション活動を行うこと。
- (2) 相手の存在を常に意識し、状況に応じたメッセージのやりとりを心がけること。

5 留意事項

- (1) 地方公共団体等で定められている個人情報保護条例にも留意すること。また、各団体が定めている情報モラルに関する各種規定等を参考にすること。
- (2) コンピュータやネットワークの利用者として、セキュリティについての知識を持ち、セキュリティを保つ利用を心がけること。
- (3) ネットワーク上では、児童生徒であっても社会人と同等の扱いを受け、重大な責任を問われる場合があるので、情報通信ネットワークを介した行動では、特に慎重な態度が求められること。

6 児童生徒への指導

各学校は、各学校が定める利用規程の中に、情報モラルに関する内容を盛り込むとともに、コンピュータやネットワークの利用を通して児童生徒の情報モラルの向上に努めること。

ネットワークセキュリティに関するセキュリティポリシー

1 趣旨

このセキュリティポリシーは、不正侵入による情報の流出・破壊・改ざん等からネットワークを守り安全に利用するために必要な事項を示すものである。

2 ファイアウォールによる不正侵入の防止

外部接続のコンピュータと校内 LAN との間にファイアウォールを導入し、外部から校内 LAN への不正な侵入を防止することとする。

3 個人情報及びデータの保護

学校管理責任者及び学校ネットワーク管理者は、個人情報を含むデータの保護に努め、情報漏洩を防止するために以下のような措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報や守秘性の高いデータは、十分にセキュリティを考慮したサーバに保存するか、リムーバブルな媒体に保存して管理するなど、外部のネットワークから閲覧できないようにすること。
- (2) 氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報の発信を避けること。また、ネットワークを利用して受信した個人情報の取り扱いに留意すること。

4 不正アクセスの防止

- (1) ユーザーID、パスワードは、他人に教えたり他人の目にふれたりしないよう、管理を徹底すること。
- (2) 管理者権限による作業は慎重に行うこと。
- (3) 正当な利用権限を持たずに他人のコンピュータやネットワーク上のフォルダ等を使用しないこと。
- (4) 外部ネットワークから校内ネットワークへの接続はしないこと。

5 コンピュータウィルスへの対応

- (1) ネットワークに接続する機器は、最新のウィルス駆除ソフトウェアによりウィルス検査を定期的実施し、異常がある場合は、直ちに利用を中止し、学校管理責任者に報告すること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェアが導入されていないコンピュータを使用しないこと。
- (3) メールの添付ファイルやダウンロードした実行ファイルは、使用する前にウィルス検査を行うこと。
- (4) 常に最新のウィルスに対応できるように管理すること。
- (5) ネットワークの利用にあたっては、利用実績やウィルス検査の実施等の管理に関する記録簿等を整備するなど、適切な運用を図ること。

6 データの保全

定期的にデータのバックアップを行い、バックアップデータを適切に管理すること。

7 保安上の問題が発生した場合の対応

不正侵入、コンピュータウィルスによる感染等、保安上の問題が発生した場合は、直ちに学校管理責任者を通じてEDネット管理者に報告し、その指示に従うこと。

8 利用者への指導

学校管理責任者は、利用者に対して情報の管理やセキュリティの確保について指導を行うこと。

ホームページ作成に関するセキュリティポリシー

1 趣旨

このセキュリティポリシーは、いわて教育情報ネットワークの利用者が、学校ホームページを公開する場合に必要な事項を示すものである。

2 公的なホームページの開設

(1) 公的なホームページの開設場所

学校において情報を発信するホームページは、いわて教育情報ネットワーク内に設置された県庁教育情報センターのサーバに開設するものとする。原則として民間プロバイダ等外部機関においては開設しない。

(2) 公的なホームページの開設主体

公的なホームページは、学校（教育委員会等、教育長が適当と認めるものを含む。）を開設主体として開設する。その内容については、学校で組織する学校管理運営委員会等の承認を得てから発信すること。

3 ホームページへの掲載情報の著作権等の表示

(1) ホームページに掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）は、その著作権に十分配慮すること。

(2) 無断転載の禁止、複製・引用の可否、制限事項、著作権等にかかわる適切な表示をすること。

(3) 掲載責任者を明示すること。

(4) 制作、改訂の年月日を表示すること。

4 個人情報の発信に係る留意事項

(1) 公開してはならない情報

ア 戸籍、身分に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、国籍、親族関係等）

イ 心身に関する情報（身体状況、病歴、障害等）

ウ 能力、成績に関する情報（学業成績、勤務成績、各種試験成績、資格等）

エ 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報（成績、健康診断等）

オ 児童生徒及び保護者の思想、信条に関する情報（思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、支持政党等）

カ 児童生徒及び保護者の経歴に関する情報（学歴、職業、賞罰、犯罪等）

キ 保護者の財産、収入状況に関する情報（所得、資産状況、納税額等）

ク その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報（趣味、特技、個人写真、家庭状況、移住状況等）

(2) 公開するにあたって承諾を必要とする情報

ア 個人が特定される写真等（肖像権の尊重）

児童生徒の写真等を掲載する場合は、集合場面とする等、個人が特定できないように配慮すること。やむを得ず、個人が特定できる写真等を掲載する場合は、児童生徒本人及び保護者の承諾を得ること。

イ 児童生徒作品（絵画、工作、作文、ホームページ等）

児童生徒の著作物を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しないこと。ただし、教育上必要があると認められる場合は、その範囲を、氏名、学年等、最小限にすること。

(3) 例外的に公開できる情報（状況によって公開できるもの）

ア 公表することを前提として本人から任意に提出された情報

- イ 従来から公表されており、かつ、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかである情報
- ウ 特定の個人が認識、又は識別できない情報
- エ 集合写真や校外学習、クラス紹介、行事、委員会活動又はクラブ活動等に関する情報（顔と氏名が一致する公開の仕方を除く。）
- オ 人の生命、身体又は健康保護に影響を及ぼす恐れのある情報（毒物等の流失等、人命に関わる事件事故の概要に関する情報等）

5 提供する情報についての許諾

- (1) インターネットで児童生徒に関する情報を外部に提供する場合、その児童生徒及び保護者に対して情報の提供を依頼し、許諾を得ること。
- (2) 卒業生、PTA及び教職員等の情報の提供に当たっても、提供の依頼をし、許諾を得ること。

6 提供される情報の取り扱い

- (1) 非営利目的であること。
- (2) 提供される文書はいかなる改変もしないこと。
- (3) 提供される文書には、著作権表示や警告を表示すること。
- (4) 著作権、商標及び他の権利に関する表示を無断で削除しないこと。
- (5) Webサイトのデザイン及びレイアウト、Webサイトのデザインを構成する個々の要素、素材、ロゴ等を許可なく再利用、複製、再配布しないこと。

7 不要となった情報の破棄

インターネットの教育活用のために使用された情報は、その目的が達成された時点で確実に破棄すること。

8 引用について

他者の著作物を利用する場合は、以下の事項に留意して、公正な使用に努めること。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) 「 」をつけるなど引用部分と自分の著作物とが区別できること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること。
- (4) 出所の明示をすること。

9 ホームページのリンクについて

- (1) 自校のホームページに、他のホームページをリンクさせる場合には、学校管理責任者の許可を得た後、リンク先の許諾を得ること。また、教育的効果を十分配慮し、設定すること。
- (2) 自校のホームページに他のホームページからのリンクを許諾する場合には、学校管理責任者の許可を得ること。
- (3) 有害情報等が含まれると判断されたホームページへのリンクは設定しないこと。

10 守秘義務の遵守

教職員は、個人でホームページを開設した場合においても、地方公務員法第34条（昭和25年法律第261号）に規定する守秘義務を遵守するとともに、職務上知り得た個人に関する情報、秘密をみだりに発信及び受信してはならない。その職を退いた後も同様とする。

11 著作権法の遵守

情報発信又は受信後の情報利用については、著作権法及び関連法規を遵守し、適正な利用に努める。

12 著作権に係る留意事項

- (1) 書籍、新聞、雑誌等の文章や記事、写真等を無断で転載しないこと。
- (2) テレビやビデオ等から取り込んだ画像や動画データを無断で転載しないこと。
- (3) 芸能人、著名人の写真やキャラクターの似顔絵等の画像データを無断で転載しないこと。
- (4) 市販ソフトウェアそのもの及び一部改変したデータを無断で転載しないこと。
- (5) 楽曲の歌詞、又はCD等から取り込んだデータを無断で転載しないこと。
- (6) 作成者に無断でソフトウェア等を第三者に送信しないこと。

13 その他の禁止事項

- (1) 誹謗中傷、悪用、ハラスメント、ストーカー、脅迫等の行為及び他人の財産、著作権、肖像権、知的所有権、プライバシー等の権利を侵害する行為
- (2) 事実に反する情報の発信
- (3) 営利を目的とする行為
- (4) 他人に不利益や損害を与える行為
- (5) 不適切、低俗、有害、中傷的、侵害的、わいせつ、下品等の文書や画像の発信、その他公序良俗に反する行為
- (6) 特定の宗教を宣伝、あるいは布教する行為
- (7) 特定の政治結社・政治団体による政治的な宣伝、あるいは選挙活動に関する行為
- (8) 特定の企業や商品等の商業的な宣伝
- (9) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信等への利用
- (10) 学校から不特定多数に対して発信する情報として、不適切と判断される内容の発信
- (11) 法令等に違反する行為

資料 1

著作権法に関する確認問題

- 1 A 先生が教育テレビの番組をテレビで録画し、それを自分の授業で生徒に見せるのは著作権法に違反しない ()
- 2 B 先生が授業で使うために、A 先生が録画したビデオを借りて生徒に見せるのは著作権法に違反しない ()
- 3 C 先生が授業で使用するために新聞記事をコピーし、学級の生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない ()
- 4 D 先生が授業で使用するために、新聞記事を校内 LAN を使ってコンピュータの画面上で生徒に見せることは著作権法に違反しない ()
- 5 学校長はその指導的立場から、教職員を指導する目的であれば授業と同様に著作物をコピーして配布しても著作権法に違反しない ()
- 6 テレビからビデオに録画し、それを個人で見ることやインターネットから得た著作物を私的使用の目的で複製することは著作権法に違反しない ()
- 7 テレビやインターネットから得た著作物を私的使用の目的で複製する場合、「私的使用」の範囲は自分とその家族までを指している ()
- 8 学習発表会の練習のため CD を 1 枚購入し、MD 10 枚にダビングして生徒にあげることは、CD そのものを複製するのではないから著作権法に違反しない ()
- 9 本や曲の題名には著作権は存在しない ()
- 10 パソコンソフトを 1 部購入して、複数の端末が接続された LAN で使用することは著作権法に違反しない ()
- 11 小説の批評のために、その中の一文を記載して、それを解説することは著作権法に違反しない ()
- 12 政府・地方公共団体の機関が作成した広報資料、調査統計資料、報告書などは「禁転載」の記載がない限り、説明の材料として転載することができる ()
- 13 学校教育活動の過程で生徒がオリジナル作品として作成した文章・絵画等を教師が無断で修正したり、利用したりすることは著作権法違反とならない ()
- 14 E 先生が、自分が録画して授業で使用したビデオを集めてビデオライブラリーを校内に作った。このことは著作権法に違反しない ()
- 15 F 先生が授業で使用するために合唱曲集を 1 冊買って、一曲に限りクラスの生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない ()
- 16 G 先生が授業で使用するためにインターネット上にある Web ページ画面をプリントアウトし、

- クラスの生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない ()
- 17 有名な漫画のキャラクターを運動会のマスコットとして利用しても教育活動における利用なので著作権法に違反しない ()
- 18 学校のページ作成担当者が、北斎の東海道五十三次一枚をスキャナで読み込み、インターネット上で公開している学校の Web ページに載せることは著作権法に違反しない ()
- 19 学校の合唱コンクール(入場無料、出演料なし)で歌を歌うことは著作権法に違反しない ()
- 20 学校の合唱コンクールの録音から卒業記念CDを作成し、実費のみ保護者に負担してもらう場合も曲の著作権料を支払わなければならない ()
- 21 入学試験や定期試験の問題として著作物を許諾なしに複製することができる ()
- 22 生徒個人が自宅でできる受験勉強対策用として、高校入試問題集から問題を抜粋して学校独自の入試問題集を作成し、生徒に配布した。これは試験問題の複製なので著作権法に違反しない ()
- 23 学校図書館で購入している本は、その学校の児童に対してのみ、全部をコピーして配布してもかまわない ()
- 24 パソコンソフトを1パッケージ購入して、授業で児童が使うパソコン全てにインストールすることは、授業中の利用なので、著作権法に違反しない ()
- 25 文化祭で、生徒のロックバンドが有名アーティストの曲を入場料は取らず、募金を募って演奏した。これは教育活動の一環なので、著作権法に違反しない。 ()
- 26 インターネット上や CD-ROM に入っているようなフリーソフトは、著作権を放棄したものである ()
- 27 Web ページを作成する際、他の Web ページ上の気に入った画像を取り込んで活用してもかまわない ()
- 28 著作権をお金で買えば、その著作物を好きなように変えたり、自分の名前で発表したりできる ()
- 29 自分で撮影した歌手の写真であれば、Web ページ上に画像を取り込んで活用しても、著作権法には違反しない ()
- 30 C はコピーライトの意味で著作権の保護を求めるものである ()
- 31 画集の中のピカソの絵をスキャナで読み込み、インターネット上で公開している自分の Web ページに載せることは作者が死んでいるので、著作権法に違反しない ()

著作権法に関する確認問題の解答

- 1 A 先生が教育テレビの番組をテレビで録画し、それを自分の授業で生徒に見せるのは著作権法に違反しない ()
- 2 B 先生が授業で使うために、A 先生が録画したビデオを借りて生徒に見せるのは著作権法に違反しない (x)
- 3 C 先生が授業で使用するために新聞記事をコピーし、学級の生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない ()
- 4 D 先生が授業で使用するために、新聞記事を校内 LAN を使ってコンピュータの画面上で生徒に見せることは著作権法に違反しない ()
- 5 学校長はその指導的立場から、教職員を指導する目的であれば授業と同様に著作物をコピーして配布しても著作権法に違反しない (x)
- 6 テレビからビデオに録画し、それを個人で見ることやインターネットから得た著作物を私的使用の目的で複製することは著作権法に違反しない ()
- 7 テレビやインターネットから得た著作物を私的使用の目的で複製する場合、「私的使用」の範囲は自分とその家族までを指している ()
- 8 学習発表会の練習のため CD を 1 枚購入し、MD 10 枚にダビングして生徒にあげることは、CD そのものを複製するのではないから著作権法に違反しない (x)
- 9 本や曲の題名には著作権は存在しない ()
- 10 パソコンソフトを 1 部購入して、複数の端末が接続された LAN で使用することは著作権法に違反しない (x)
- 11 小説の批評のために、その中の一文を記載して、それを解説することは著作権法に違反しない ()
- 12 政府・地方公共団体の機関が作成した広報資料、調査統計資料、報告書などは「禁転載」の記載がない限り、説明の材料として転載することができる ()
- 13 学校教育活動の過程で生徒がオリジナル作品として作成した文章・絵画等を教師が無断で修正したり、利用したりすることは著作権法違反とならない (x)
- 14 E 先生が、自分が録画して授業で使用したビデオを集めてビデオライブラリーを校内に作った。このことは著作権法に違反しない (x)
- 15 F 先生が授業で使用するために合唱曲集を 1 冊買って、一曲に限りクラスの生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない (x)
- 16 G 先生が授業で使用するためにインターネット上にある Web ページ画面をプリントアウトし、クラスの生徒に生徒数だけコピーして配布することは著作権法に違反しない ()
- 17 有名な漫画のキャラクターを運動会のマスコットとして利用しても教育活動における利用なので著作権法に違反しない (x)
- 18 学校のページ作成担当者が、北斎の東海道五十三次一枚をスキャナで読み込み、インターネット上で公開している学校の Web ページに載せることは著作権法に違反しない ()
- 19 学校の合唱コンクール(入場無料、出演料なし)で歌を歌うことは著作権法に違反しない ()
- 20 学校の合唱コンクールの録音から卒業記念 CD を作成し、実費のみ保護者に負担してもら場合も曲の著作権料を支払わなければならない ()
- 21 入学試験や定期試験の問題として著作物を許諾なしに複製することができる ()
- 22 生徒個人が自宅でできる受験勉強対策用として、高校入試問題集から問題を抜粋して学校独自の入試問題集を作成し、生徒に配布した。これは試験問題の複製なので著作権法に違反しない (x)
- 23 学校図書館で購入している本は、その学校の児童に対してのみ、全部をコピーして配布してもかまわない (x)
- 24 パソコンソフトを 1 パッケージ購入して、授業で児童が使うパソコン全てにインストールすることは、授業中の利用なので、著作権法に違反しない (x)
- 25 文化祭で、生徒のロックバンドが有名アーティストの曲を入場料は取らず、募金を募って演奏した。これは教育活動の一環なので、著作権法に違反しない。 (x)
- 26 インターネット上や CD-ROM に入っているようなフリーソフトは、著作権を放棄したものである (x)
- 27 Web ページを作成する際、他の Web ページ上の気に入った画像を取り込んで活用してもかまわない (x)
- 28 著作権をお金で買えば、その著作物を好きなように変えたり、自分の名前で発表したりできる (x)
- 29 自分で撮影した歌手の写真であれば、Web ページ上に画像を取り込んで活用しても、著作権法には違反しない (x)
- 30 C はコピーライトの意味で著作権の保護を求めるものである ()
- 31 画集の中のピカソの絵をスキャナで読み込み、インターネット上で公開している自分の Web ページに載せることは作者が死んでいるので、著作権法に違反しない (x)

【ライフスタイル】

1. 携帯電話に関する記述のうち正しいものには、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 今後も町中には公衆電話が増え、携帯電話はなくなる ()
 (2) 携帯電話は高性能・多機能・小型化でさらに使いやすくなる ()
 (3) 携帯電話は高性能なので水につけるなど乱暴に扱っても大丈夫 ()

【著作権とプライバシー】

2. 次の情報のうち、発信してよいものには、発信しない方がよいものには×を付けて下さい。

- (1) 学級の友だちのことを実名入りで紹介する ()
 (2) 1年後の天気を適当に決めて書く ()
 (3) 今の政治について自分の考えを述べる ()
 (4) コンピュータウイルスの最新情報 ()
 (5) 発売されたばかりの写真集のコピー ()
 (6) 公開中の映画のストーリーを書く ()

3. 次のものには著作権が存在するでしょうか。存在するものには、存在しないものには×を付けて下さい。

- (1) Web ページにある個人の日記 ()
 (2) 個人で発明し、まだ特許の申請をしていない肩たたき機のイメージ ()
 (3) 源氏物語（作者：紫式部） ()
 (4) 修学旅行の文集に載せた作文 ()
 (5) インストラクターが考えたオリジナルのエアロビクスの振り付け ()
 (6) 国勢調査のデータ ()
 (7) 精巧に真似して作られた自由の女神 ()
 (8) 発売されているゲームソフト ()

4. 次のうち個人情報にあたるものはどれでしょうか。 ()

- ア 名前 イ 住所 ウ 年齢・生年月日 エ 電話番号 オ 郵便番号
 カ 銀行の口座番号 キ クレジットカードの番号 ク キャッシュカードの暗証番号
 ケ インターネットのログインパスワード コ 健康保険証の番号
 サ 運転免許証の番号 シ パスポートの番号 ス 住民基本台帳の番号
 セ 指紋 ソ 顔写真 タ 後ろ姿の写真 チ メールアドレス

【電子メールと掲示板】

5. 電子メールの特徴として、正しいものには、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 電子メールは回線やメールサーバの故障などがあり確実に届くとは限らない ()
 (2) 海外へ電子メールを送る際、国際電話料金が必要になる ()
 (3) 自分と同じメールアドレスが2つ存在することがある ()
 (4) 電子メールを送信する場合、相手の端末の電源が入っている状態でなければ電子メールは届かない ()

(5) コンピュータがインターネットにさえつながっていれば、何もしなくてもメールサーバから自動的にメールが届けられる ()

6 . Web ページの特徴として、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) Web ページは、文字データしか扱うことができない ()
- (2) 最近では、携帯電話でもすべての Web ページを閲覧できるようになった ()
- (3) Web ページは、作成した OS と異なる OS では閲覧できない ()
- (4) Web ページは、Web サーバが正常に稼働している限りいつでも閲覧できる ()
- (5) 日本では、国内で作られた Web ページしか閲覧できない ()

7 . Web ページの信憑性の記述として、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 個人が作った Web ページは、ウソやデマの情報なので信頼してはならない ()
- (2) 発信元の名前や連絡先のないものはウソやデマの情報である可能性がある ()
- (3) 公的な機関や企業などが作った Web ページは比較的信憑性は高い ()
- (4) 複数の情報源に同じ情報が書かれている場合、その情報の信憑性は高い ()
- (5) 個人の Web ページには、公的な機関にはない視点のものなど、有用なものもある ()

8 . 電子掲示板 , チャットについて、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 電子掲示板やチャットは、Web サーバに蓄積されたメッセージを Web ページの形式で表示するしくみになっている ()
- (2) 電子掲示板は、あたかもそこで会話しているかのような効果が得られる ()
- (3) 電子掲示板では、メッセージを書いた人が誰かを特定するのは難しい ()
- (4) 電子掲示板では、それぞれにルールやマナーが定められているため、それぞれの注意書きに従うべきである ()
- (5) 電子掲示板やチャットに投稿する際、ハンドルネームがよく使われる ()

【セキュリティ】

9 . 適切でないパスワードに×を付けましょう。

- ア ichiro () イ no28#sP () ウ qwerty () エ school ()
オ wi3p () カ eirop32i () キ 19890628 () ク october ()

(注意) 適切な例についても、そのままパスワードとして使用しないで下さい。

10 . 次の文章で、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) ワクチンソフトをインストールしているのでウイルス対策は万全だ ()
- (2) Web ページを見るだけで感染するウイルスがある ()
- (3) メールは添付ファイルを開かなければウイルスに感染することはない ()

11 . 次の文章で、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 市販のソフトウェアをコピーして Web ページ上で販売した ()
- (2) 友人の ID とパスワードを盗み、オンラインゲームのキャラクターを消した ()

情報モラルに関するクイズの解答

1. 携帯電話に関する記述のうち正しいものには、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 今後も町中には公衆電話が増え、携帯電話はなくなる (×)
- (2) 携帯電話は高性能・多機能・小型化でさらに使いやすくなる ()
- (3) 携帯電話は高性能なので水につけるなど乱暴に扱っても大丈夫 (×)

2. 次の情報のうち、発信してよいものには、発信しない方がよいものには×を付けて下さい。

- (1) 学級の友だちのことを実名入りで紹介する (×)
- (2) 1年後の天気を適当に決めて書く (×)
- (3) 今の政治について自分の考えを述べる ()
- (4) コンピュータウイルスの最新情報 ()
- (5) 発売されたばかりの写真集のコピー (×)
- (6) 公開中の映画のストーリーを書く (×)

3. 次のものには著作権が存在するでしょうか。存在するものには、存在しないものには×を付けて下さい。

- (1) Web ページにある個人の日記 ()
- (2) 個人で発明し、まだ特許の申請をしていない肩たたき機のイメージ (×)
- (3) 源氏物語（作者：紫式部） (×)
- (4) 修学旅行の文集に載せた作文 ()
- (5) インストラクターが考えたオリジナルのエアロビクスの振り付け ()
- (6) 国勢調査のデータ (×)
- (7) 精巧に真似して作られた自由の女神 (×)
- (8) 発売されているゲームソフト ()

4. 次のうち個人情報にあたるものはどれでしょうか。 (すべて)

- ア 名前 イ 住所 ウ 年齢・生年月日 エ 電話番号 オ 郵便番号
- カ 銀行の口座番号 キ クレジットカードの番号 ク キャッシュカードの暗証番号
- ケ インターネットのログインパスワード コ 健康保険証の番号
- サ 運転免許証の番号 シ パスポートの番号 ス 住民基本台帳の番号
- セ 指紋 ソ 顔写真 タ 後ろ姿の写真 チ メールアドレス

5. 電子メールの特徴として、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 電子メールは回線やメールサーバの故障などがあり確実に届くとは限らない ()
- (2) 海外へ電子メールを送る際、国際電話料金が必要になる (×)
- (3) 自分と同じメールアドレスが2つ存在することがある (×)
- (4) 電子メールを送信する場合、相手の端末の電源が入っている状態でなければ電子メールは届かない (×)

(5) コンピュータがインターネットにさえつながっていれば、何もしなくてもメールサーバから自動的にメールが届けられる (×)

6 . Webページの特徴として、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) Webページは、文字データしか扱うことができない (×)
- (2) 最近では、携帯電話でもすべてのWebページを閲覧できるようになった (×)
- (3) Webページは、作成したOSと異なるOSでは閲覧できない (×)
- (4) Webページは、Webサーバが正常に稼働している限りいつでも閲覧できる ()
- (5) 日本では、国内で作られたWebページしか閲覧できない (×)

7 . Webページの信憑性の記述として、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 個人が作ったWebページは、ウソやデマの情報なので信頼してはならない (×)
- (2) 発信元の名前や連絡先のないものはウソやデマの情報である可能性がある ()
- (3) 公的な機関や企業などが作ったWebページは比較的信憑性は高い ()
- (4) 複数の情報源に同じ情報が書かれている場合、その情報の信憑性は高い ()
- (5) 個人のWebページには、公的な機関にはない視点のものなど、有用なものもある ()

8 . 電子掲示板 , チャットについて、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 電子掲示板やチャットは、Webサーバに蓄積されたメッセージをWebページの形式で表示するしくみになっている ()
- (2) 電子掲示板は、あたかもそこで会話しているかのような効果が得られる (×)
- (3) 電子掲示板では、メッセージを書いた人が誰かを特定するのは難しい ()
- (4) 電子掲示板では、それぞれにルールやマナーが定められているため、それぞれの注意書きに従うべきである ()
- (5) 電子掲示板やチャットに投稿する際、ハンドルネームがよく使われる ()

9 . 適切でないパスワードに×を付けましょう。

ア ichiro(×) イ no28#sP() ウ qwerty(×) エ school(×)
オ wi3p(×) カ eirop32i() キ 19890628(×) ク october(×)

(注意) 適切な例についても、そのままパスワードとして使用しないで下さい。

10 . 次の文章で、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) ワクチンソフトをインストールしているのでウイルス対策は万全だ (×)
- (2) Webページを見るだけで感染するウイルスがある ()
- (3) メールは添付ファイルを開かなければウイルスに感染することはない (×)

11 . 次の文章で、正しいものには を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) 市販のソフトウェアをコピーしてWebページ上で販売した (×)
- (2) 友人のIDとパスワードを盗み、オンラインゲームのキャラクターを消した (×)

資料3 授業実践例

1 小学校「情報教育」指導案

(1) 主題名 「インターネットのしくみと情報モラル」

(2) 指導目標

インターネットのしくみと情報モラルについて理解させ、望ましいインターネットの使い方を身につけさせることにより、情報社会に参画する態度を育てる

(3) 本時のねらい

インターネットが世界に繋がっていることが理解できる

正しい情報を得るためには、複数の情報を集める必要があることを指摘できる

ウソのメールやメールバトルの例を見て、ネットワークエチケットを守ることを決意できる

調べ学習で他人の作品等を使って説明をするとき、引用を明記することができる

(4) 本時の展開 (90分)

時間	学習活動	学習活動への支援と評価
導入 5分	1 レディネス調査 ・各種クリックができるか ・IEの操作ができるか	導入として世界各地のYahoo!を画面に表示させておきブラウザソフトの使い方がわかるか質問する 【評価】クリックができるか、IEの操作ができるか挙手で確認し、必要な補充指導を行う
展開 80分	1 本時の学習内容を知る インターネットのしくみと情報を探 すときに必要な情報モラルについて 知ろう。 2 インターネットのしくみを知る ・ネットの向こう側にも人がいること を知る ・世界のYahoo!を見ながらインター ネットは全世界に繋がっていることを 知る ・Web教材の使い方の説明を聞く 3 情報の信憑性について考える ・Web教材のまちがいを探す ・正しい情報を得るための方法を考え て発表する 4 ネチケット ・ウソメールによってどんなことがお	学習内容を知らせる ・「情報モラル」を知っているか、注意すべき ことは何かを問いかける ネットの向こう側に人がいることやインター ネットのしくみを説明する ・IEで海外のYahoo!を見せる ・発信する情報は全世界で見ていることを強調 【評価】インターネットはどこに繋がっているか を答えさせる ・Web教材の使い方を説明する インターネットの情報にはウソがふくまれている こともあるを説明し、対策を考えさせる ・Web教材の情報の信憑性のページからまちが いを探させる ・より正しい情報を得るための方法を周囲と話 し合わせ、発表させる 【評価】情報を複数集めた上で判断する方法を考 えつくことができたかを発言から判断 し、補足説明を加える ウソメールやメールバトルの例からネットワー ク利用時のネチケットの必要性を感じさせ、そ れを守ることを決意させる ・ウソメールの例を自分の好きなタレントや自

	<p>こると思うか考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールバトルの例を見て、どう思うかを発表する ・ネチケットの説明を聞く <p>5 著作権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の作品が無許可で使われたらどう思うか発表する ・著作権についての説明を聞く <ul style="list-style-type: none"> ・引用についての説明を聞く 	<p>分の学校に置き換えて考えさせ、その影響を発表させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールバトルの例を見せ、どうしておこるか考えさせる ・ネチケットについて説明する <p>【評価】ネチケットを守れると思うか挙手をさせ、守れないと思う生徒には理由を尋ね補充指導を行う</p> <p>著作権について、自分にも関係あることとして理解させ、利用の際の許諾や引用文献等の明記など著作権を尊重すべきであることを理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web資料を見せる ・使用の申請や連絡をするのが基本であることを確認する <p>【評価】著作権についての問題を発問し、挙手で答えさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用について記入のしかたを具体的に説明する
結 末 5 分	1 まとめ	今日の学習したことについての確認と補足説明を行う

2 中学校「情報教育」指導案

(1) 主題名 「インターネットのしくみと情報モラル」

(2) 指導目標

インターネットのしくみと情報モラルについて理解させ、望ましいインターネットの使い方を身につけさせることにより、情報社会に参画する態度を育てる

(3) 本時のねらい

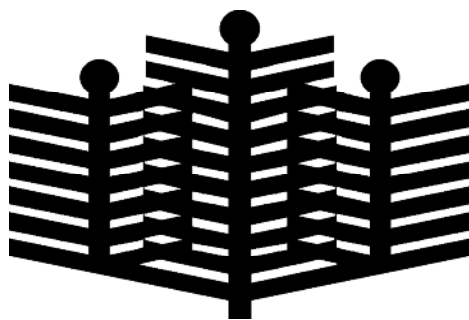
インターネットが世界に繋がっていることが理解できる
 正しい情報を得るための方法を考え、書くことができる
 ウソのメールの例を見て、自分ならどう行動するか書くことができる
 メールバトルの例を見て、悪口がエスカレートすることを予測することができる
 ネットワークエチケット（ネチケット）を守ることができる
 有害サイトに出会ったら、戻るボタンでもとに戻すことができる
 見知らぬチャット相手と軽々しく会わないことを述べるができる
 メールに書いてはいけないことを判断できる
 自分の作品が無断転用された場合の気持ちを想像して述べるができる
 調べ学習で他人の作品を使って説明をするときに、引用を明記することを指摘できる

(4) 本時の展開（90分）

時間	学習活動	学習活動への支援と評価
導 入	1 レディネス調査 ・「情報モラル」を知っているか	導入として「情報モラル」という言葉を聞いたことがあるかを問いかけ、インターネットが関

5分	<ul style="list-style-type: none"> インターネットが関係した事件の例を聞く 	係した事件の例を取り上げて情報モラルの重要性を説明する
展開 80分	<p>1 本時の学習内容を知る</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> インターネットのしくみと情報モラルについて知ろう </div> <p>2 インターネットのしくみを知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットの向こう側にも人がいることを知る 世界のYahoo!を見ながらインターネットが全世界に繋がっていることを知る <p>3 情報の信憑性について考える</p> <ul style="list-style-type: none"> Web教材のまちがいを探す 正しい情報を得るための方法を考えて発表する <p>4 ネチケット</p> <ul style="list-style-type: none"> ウソのメールによってどんなことがおこると思うか考えて発表する 掲示板に悪口を書かれた場合、どうしたらよいか考えて発表する もし、仕返しをしたらどのようなことになると思うか発表する ネチケットの説明を聞く <p>5 有害サイト</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害サイトに会ってしまったら、どうしたら良いと思うか発表する 	学習内容を知らせる <ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用している人数を確かめる Web教材をスクリーンに映しながら説明する インターネットの向こう側にも人がいることやインターネットのしくみを説明する <ul style="list-style-type: none"> 海外のYahoo!を見せる 発信する情報は全世界が見ていることを強調する 【評価】 インターネットはどこに繋がっているかを挙手で答えさせる <p>インターネットの情報にはウソがふくまれていることもあることを説明し、対策を考えさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーンに映したページからまちがいを探させる 正しい情報を得るための方法を周囲と話し合わせる 【評価】 情報を複数集めた上で判断する方法考えつくことができたか、発言や挙手により確認し、補足説明を加える <p>ウソメールやメールバトルの例からネットワーク利用時のエチケット（ネチケット）の必要性を感じさせ、守ることを決意させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ウソのメールの例を自分の好きなタレントや自分の学校に置き換えて考えさせる 【評価】 ウソのメールの影響を予測できたか <ul style="list-style-type: none"> 不十分な場合には補足説明を行う <ul style="list-style-type: none"> できるだけ多数の生徒に発表させる メールバトルの例を見せ、どうしておこるのかを考えさせる 【評価】 メールバトルを予測できたか <ul style="list-style-type: none"> ネチケットの説明をする 【評価】 ネチケットを守れると思うか挙手により確認し、守れないと思う生徒には理由を尋ね、補充指導を行う <p>偶然に有害サイトに出会ってしまったときの対処法を考えさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> アダルトサイトの例を取り上げ、回避するためにはどこをクリックすれば良いか生徒に問いかけながら説明する

	<p>6 出会い系サイトの危険性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会い系サイトの利用が発端になった事件の例を聞く ・メールの友達やチャットの相手に会いたいときにはどうすればよいかを考えて発表する ・出会い系サイトの利用を禁止する理由を聞く <p>7 個人情報の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正要求、迷惑メールなどの個人情報の漏洩によって起こる問題に説明を聞く ・アンケートの例から不審な点を見つけ発表する ・どのようなアンケートや懸賞なら信頼できるか考えて発表する <p>8 著作権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の作品が無許可で使われたらどう思うか発表する ・著作権についての説明を聞く <p>・引用についての説明を聞く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害サイトの定義を説明する ・ウィルス感染や情報漏洩についての説明し、アダルトサイトを見る危険性の説明を行う <p>【評価】有害サイトに会ったらどうしたら良いか、選択肢の中から挙手により確認する</p> <p>出会い系サイトの危険性を説明し、出会い系サイトを利用しないこと、見知らぬチャットやメール相手と会わないことを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件の例を話す ・最初から否定をしない <p>【評価】会わない方が良いと考えることができるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性を確認するとともに18歳未満の出会い系サイトの利用は違法であることを説明する <p>個人情報が出てしま、問題が発生することがあるが、本人が無意識に流してしまうことが多いことに気づかせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正要求のハガキについて説明する ・知らない人から電話で友達の情報を聞かれたことがないか話す ・Webページ上のアンケート例を用いて説明を行う ・情報の発信を行う場合、絶対に安全ということはないことを付け加える <p>【評価】書いてはいけない個人情報について選択肢をあげ、挙手で確認する</p> <p>著作権について、自分にも関係あることとして理解させ、利用の際の許諾や引用文献等の明記など著作権を尊重すべきであることを理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web資料を提示する ・使用の申請や連絡をするのが基本であることを確認する <p>【評価】著作権についての問題を出し、挙手で答えさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用について、記入のしかたを具体的に説明する
結 末 5 分	1 まとめ	今日の学習したことについての確認と補足説明を行う



岩手県立総合教育センター
情報教育室
平成19年6月12日 第2刷